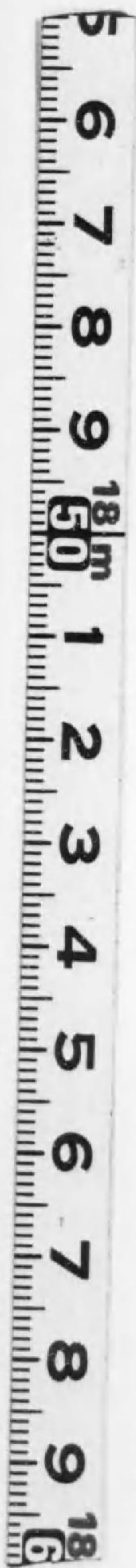


514

196



始



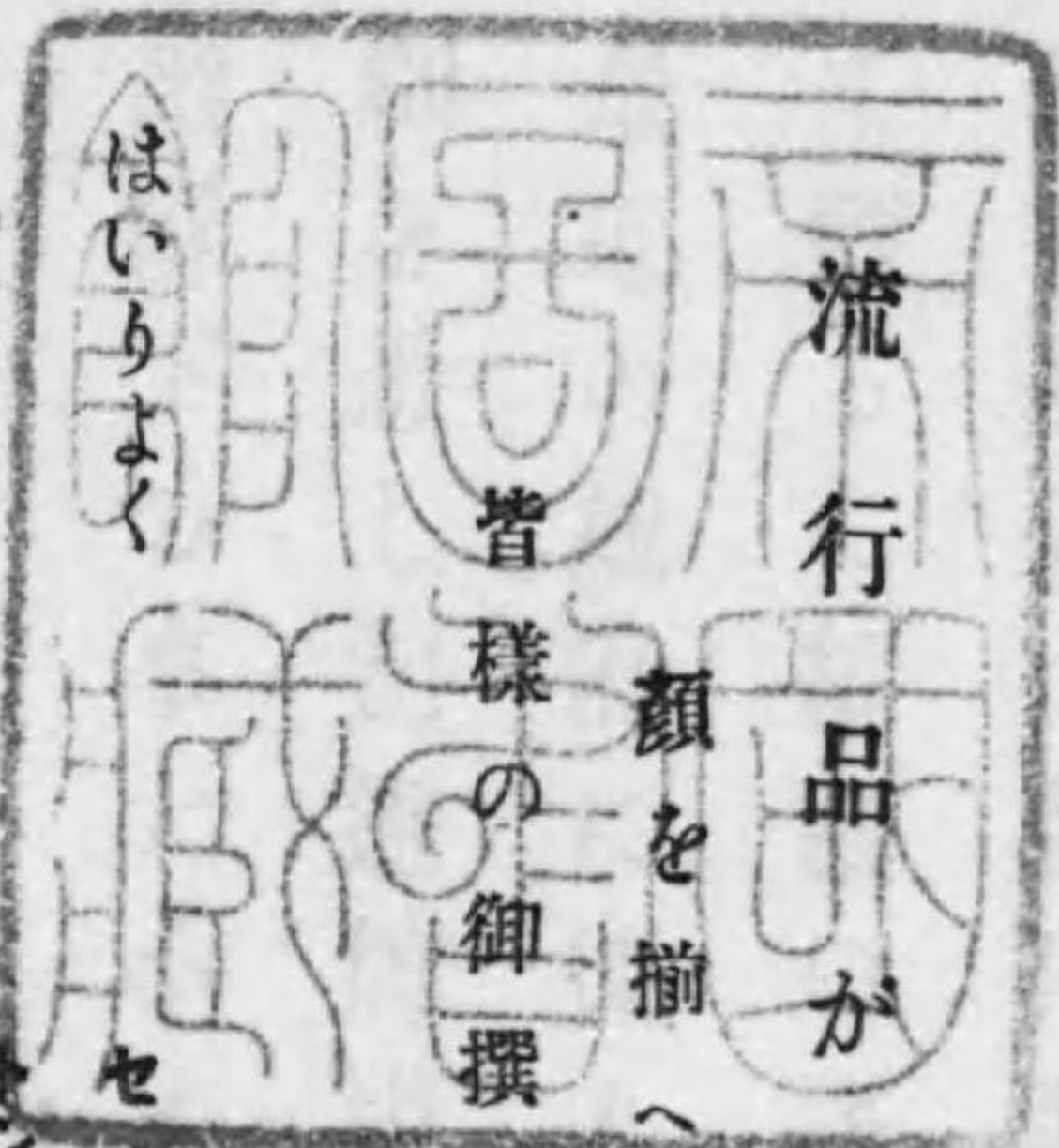
香川縣案内

574-196

471

ごなたにも

きつと喜ばれ充分な御満足を受けつゝある



顔を描へて
皆様の御撰
擇を待つてゐます

セル英ネル

インテリア

洋品雑貨

室内装飾品

品がよく



栗屋洋品店

高松市南新町

長電一五一番
振替大阪五五五番

大正
13. 1. 31
内交

序

香川縣産業主事知事官房統計係主任和田喜一君職務の餘暇を以て香川縣案内書を編纂せり

就て觀るに編纂の序次整然として縣勢の各方面に亘り最近の統計に據り正確なる計數を示し克く要を摘み細を悉し記述簡明にして文旨直截なり

一讀縣下の事大小となく掌を指すが如く又其の情勢の推移を察知することを得べし誠に時勢の要求に應ぜる恰好の著述とす



敢て一言を述べて序とす

大正十二年九月

香川縣知事正五位勳五等 佐々木秀司

序

編者多年職を香川縣に奉し古今に通して縣情を審に
すへく常に各方面の涉獵是れ懈らす頃日遂に香川縣
案内を成せり

一瞥するに治乱興亡の蹟土地文物の變遷等記述に計
表に能く其要諦を捕捉し縣郡市町村に涉りて其状態
を闡明にせり

香川縣を知らんと欲する者の先つ手にすべきは此書
なるべく職の何たるを問はず業の如何を撰はず實に

好個の参考として獲る所蓋尠少なからざるべし茲に上
梓に際し敢て一言を卷首に序す

大正十二年九月

高松市長從六位勳六等 佐野久宣識

緒言

- 一、本書は香川縣案内として本縣各方面の事項を記述し以て其の狀勢を紹介せんが爲め編纂したり従來此種の案内にして刊行せられたるもの二三に止まらざるも多くは名勝舊蹟或は歴史人物傳等一面の紹介に偏せり本書は概要なりと雖も以上各事項の外本縣の施政並に産業の現狀其他各方面に及べり
- 二、本書の掲載は順序として統治の沿革を概記し總説として位置地勢土地山川交通社寺戸口教育財政警察衛生金融貯蓄を記し次で主要農工産物に及び褒賞及縣として著名の名勝は特に總説中に掲げたり
- 三、各郡市の部に於ては其沿革交通教育財政警備衛生金融産業等を記したり
- 四、町村の部に於ては其町村を概記し所在町村の寺院及村社以上の神社及び當該著名の史蹟名勝人物等を概記せり
- 五、記事は簡明を主として口語體を用ひ傍訓は必要なるものみに附し統計其他計數は努めて最近の調査に據り必要の場合累年を附したり

一、忙中小閑を利して調査記述せしものなれば修辭拙く或は疎漏誤謬
 なしとせず又紙數の關係及精疎の均衡を保つ爲め記事の割愛せし
 もの少なからず是等は他日更に訂正補修せんとする
 一、本書編纂に當りて香川縣史、讃州府誌、社寺臺帳其他十數種の文書を
 參考としたり特に歴史に就ては縣福家社會主事の校閱其他編纂上
 に就ては香川新報社梶原氏の援助を受けたり茲に之を謝す
 一、本書は大正十一年中に發行の豫定にて同年六月中に脱稿したるも
 其後印刷の都合に依り遷延し其間郡政の廢止ありたるを以て郡政
 に伴ふ諸施設は今日より觀れば過去の歴史を語るの結果となれり
 乞ふ之れを恕せよ

大正十二年十一月

編者識

資本金壹百六拾萬圓

既成線哩八哩六十一鎖
 未成線哩拾六哩六十一鎖

香川縣丸龜市富屋町

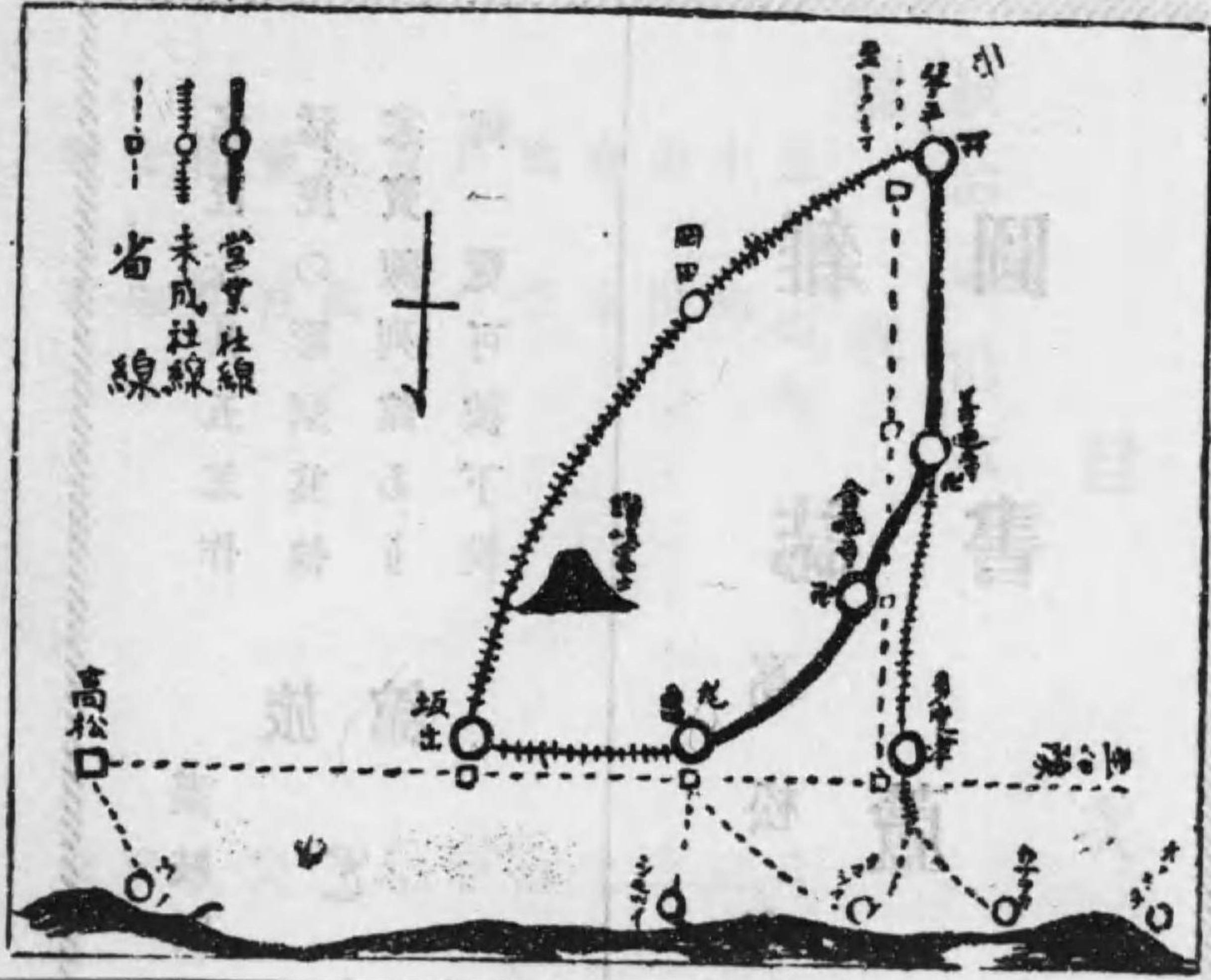
琴平參宮電鐵株式會社

代表取締役 野田 仁
 取締役 木田 次郎
 取締役 中 萬
 取締役 川 龍
 取締役 田 嶋
 取締役 光 虎
 取締役 勝 吉
 取締役 助 郎
 取締役 郎 郎

本社の創立は故才賀藤吉氏等の發起にして爾來十數年
 間重役の交迭を看たるも事業は進捗せず大正十一年
 十二月現役に移りて工事の完成を急ぎ本年八月九日
 平間を全通せしむる善通寺より地方の開發に資する
 激増せり今又善通寺より地方の開發に資する
 方更に善通寺より地方の開發に資する
 する善通寺より地方の開發に資する
 多忙なりと云ふべし

沿線の重なる名所舊蹟

- △丸龜 金刀比羅御利生記にて著名なる田宮坊太郎
 - △金藏寺 智証大師の蹟にして又乃木將軍の舊蹟た
 - △善通寺 弘法大師の蹟にして又乃木將軍の舊蹟た
 - △琴平 靈威嶽たる金刀比羅宮あり
- 讚時線丸龜驛より金刀比羅宮、善通寺お大師參詣
 の近道
 各停留場共早朝より十五分毎に發車
 丸龜發琴平行終車 午後十一時三十分
 琴平發丸龜行終車 午後十時四十分



名匠左甚五郎作
猛虎の彫刻其他
家寶陳列館あり
御一覽可被下候

旅 館

とらや惣右衛門

讃岐國琴平町御登山坂口

電話長十番

雜 誌
圖 書

高松市南新町

蘆 澤 日 新 堂

電話五六三番
振替大阪一三四八三番

目 次

統治の沿革

總 說
位置地勢
土地
山川
交通
社 寺
戶 口
教 育
財 政
警 察
衛 生
金 融
貯 蓄

一
二
三
四
五
六
七
八
九
十

産業施設

主要農産物 米 麥 甘藷 甘蔗
果 實
オリーブ
蠶 業
耕地整理
畜 産
水 産
製 鹽
林 産
礦 産
工 産
醬 油
酒

一
二
三
四
五
六
七
八
九
十

目次一

麥稈真田	綿絲紡績	製藥	麥粉	砂糖	染料	和紙	彫板細工品	漆器	團扇及扇子	素麵	燐寸	陶器	竹製品	傘
九	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八

表	優良市町村及町村長	著名の名所	栗林公園	琴平公園	琴彈公園	琴林公園	神懸山	琴平宮	善通寺	白峰御陵	屋島	八栗山	高松市沿革	交通
八	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	一〇七	一〇八

目次二

教育	財政	警備	衛生	金融	産業(團體、輸出入、工業生産、工場)	官公衙、新聞社、實業家	神社	寺院	人物	丸龜市沿革	交通	教育	財政
一三	一八	二〇	二〇	二二	二三	二六	二三	二三	二二	一四	一四	一四	一五

警備	衛生	金融	産業(團體、輸出入、工業生産、工場)	官公衙、實業家	神社	寺院	人物	大川郡沿革	位置地勢	土地	戶口	交通	教育
一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一六	一七	一七	一七	一七	一五

目次三

笠田村
比地二村
比地大村
桑山村
本山村
上高野村
二宮村
麻村
神田村
財田村
財田大野村
觀音寺町
高室村
常盤村
一ノ谷村
辻村
河内村

三三二
三三二
三三三
三三三
三三三
三三三
三三三
三三三
三三三
三三三
三三三
三三三
三三三
三三三
三三三
三三三
三三三

豐田村
栗井村
紀伊村
萩原村
中姬村
五鄉村
和田村
豐濱町
大野原村
柞田村

三三二
三三三
三三三
三三三
三三三
三三三
三三三
三三三
三三三
三三三

三 豐郡沿革

位置地勢
土地
戶口
交通

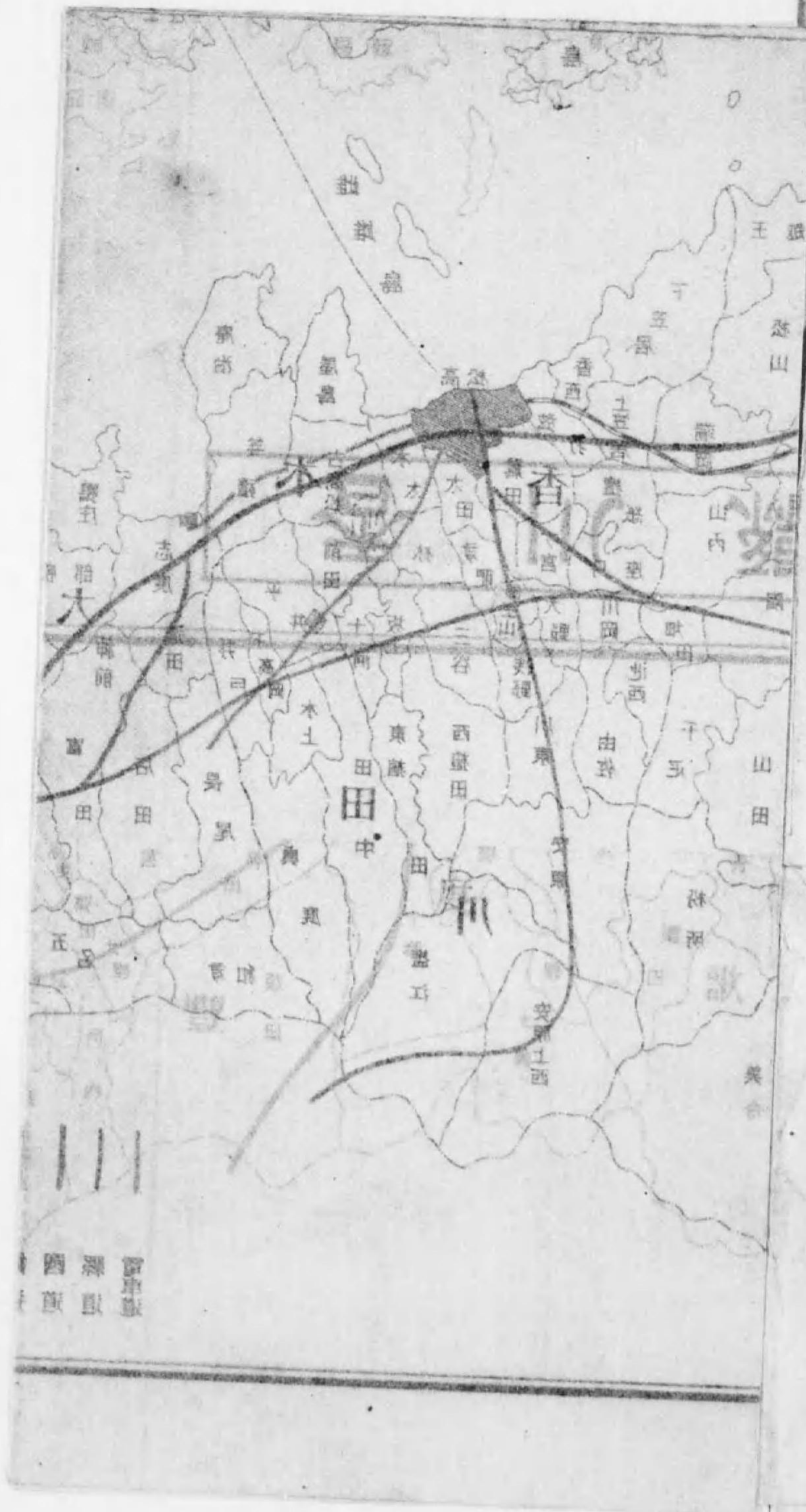
筆岡村
吉原村
四箇村
白方村
豐原村
多度津町
本島村
與島村
廣島村
佐柳島村
高見島村

三三二
三三三
三三三
三三三
三三三
三三三
三三三
三三三
三三三
三三三
三三三
三三三

町社工産金術財教

教育
政治
衛生
金融
産業
工業
社寺
仁尾村
莊内村
粟島村
詫間村
大見村
吉津村
下高瀬村
上高瀬村
勝間村

三五〇
三五三
三五三
三五三
三五三
三五三
三五三
三五三
三五三
三五三
三五三
三五三
三五三
三五三
三五三
三五三
三五三



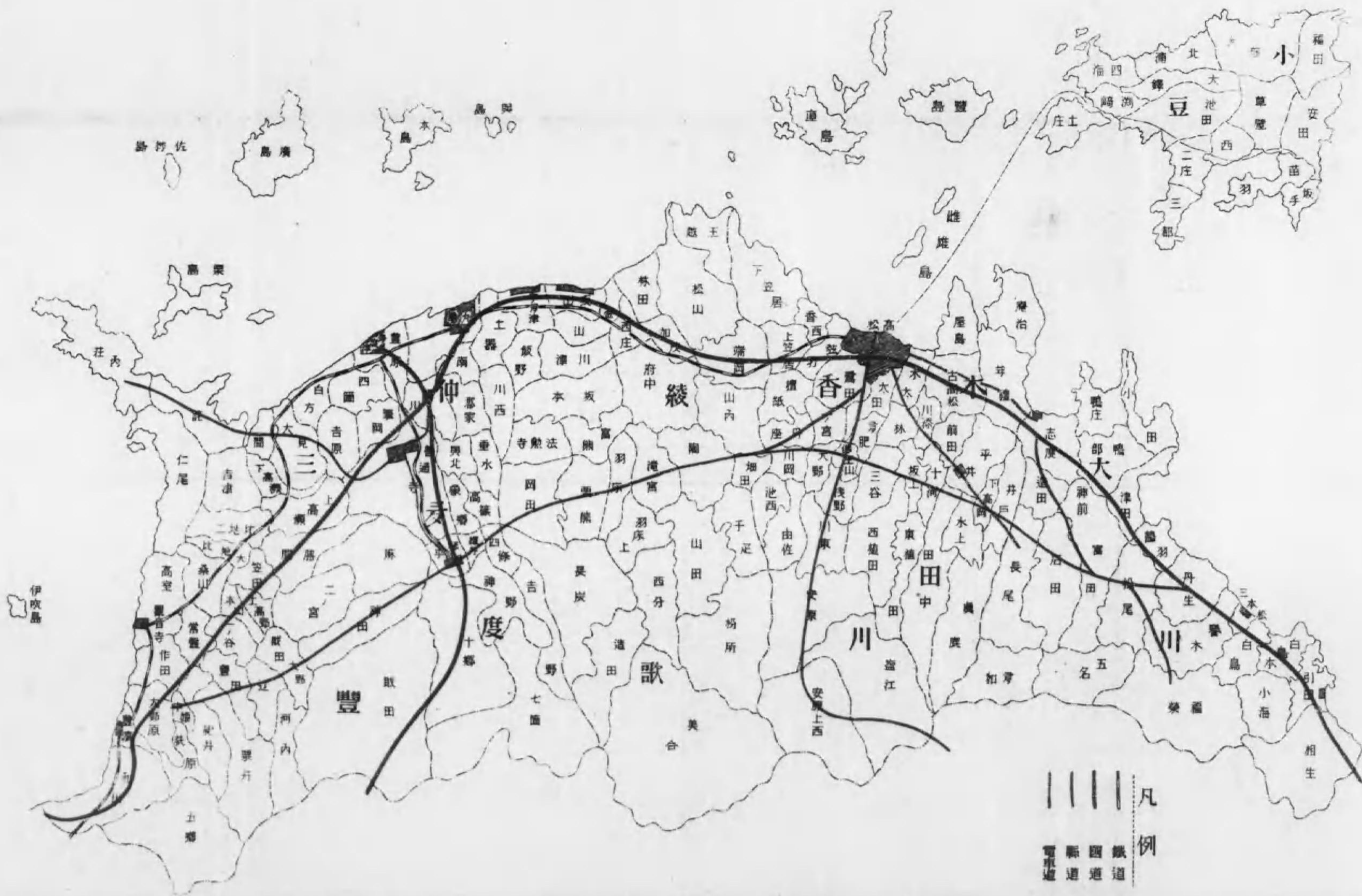
蘇州府 揚州府 淮安府 徐州府 海州府 歸德府 開封府 鄭州府 衛輝府 懷慶府 大名府 廣平府 保定府 真定府 正定府 冀州府 定州府 趙州府 邢州府 德州府 滄州府 秦州府 鞏昌府 蘭州府 涼州府 莊浪府 臨洮府 岷州府 宕州府 西州府 鄯州府 瓜州府 肅州府 鞏州府 鞏昌府 蘭州府 涼州府 莊浪府 臨洮府 岷州府 宕州府 西州府 鄯州府 瓜州府 肅州府

蘇州府 揚州府 淮安府 徐州府 海州府 歸德府 開封府 鄭州府 衛輝府 懷慶府 大名府 廣平府 保定府 真定府 正定府 冀州府 定州府 趙州府 邢州府 德州府 滄州府 秦州府 鞏昌府 蘭州府 涼州府 莊浪府 臨洮府 岷州府 宕州府 西州府 鄯州府 瓜州府 肅州府

蘇州府 揚州府 淮安府 徐州府 海州府 歸德府 開封府 鄭州府 衛輝府 懷慶府 大名府 廣平府 保定府 真定府 正定府 冀州府 定州府 趙州府 邢州府 德州府 滄州府 秦州府 鞏昌府 蘭州府 涼州府 莊浪府 臨洮府 岷州府 宕州府 西州府 鄯州府 瓜州府 肅州府

蘇州府 揚州府 淮安府 徐州府 海州府 歸德府 開封府 鄭州府 衛輝府 懷慶府 大名府 廣平府 保定府 真定府 正定府 冀州府 定州府 趙州府 邢州府 德州府 滄州府 秦州府 鞏昌府 蘭州府 涼州府 莊浪府 臨洮府 岷州府 宕州府 西州府 鄯州府 瓜州府 肅州府

香川縣地圖



5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18



香川縣案内

統治の沿革

讃岐なる名稱は古事記に既に出でたるが讃岐、紗坂、狹貫又讃吉なども書く讃岐は古へ三野物部、手置帆負命等の子孫治め給ひし如きも上古の事は邈乎として考證すべき史實がない、景行天皇の辛未元年(紀七三二)に至り始めて其第十九皇子神櫛王を國造に封せられ山田郡以東を治め、嗣天皇の二十二年(紀七五三)に日本武尊の第五王子武敏王(武卯王武敏王武貝兒王武養蚕王ともあり)も當國に來り香川郡以西を治められた神櫛王の裔は千麻命、能麻命、森葉麻命、小枝命大別命以後十二世を経て光仁天皇の朝に(讃岐國造本紀に須賣保禮命とあり)、朝臣永成となり以後二十六世其枝葉の裔は更に別れて植田、寒川、高松、三木、神内、三谷、十河、由良、池田、村尾等の諸族となつた、又武敏王の裔は爾彌麻命、奈鬼爾麻命、竈王、多富利大別命、日向命(綾の大領)以後十世藏拾、季世、百行、能臣、定時貞清、行隆、貞宜、高季、高遠等綾郡を領し其裔は更に別れて香川、香西、新居、瀧宮、福家、羽床、羽珂等の諸族となつた、國造の制は孝德天皇(紀一、三〇五)の世迄續い

たが同天皇の朝に至り國造子孫相嗣の制を廢し國司、郡司を置き四年を以て交替するの勅
 が出され文武天皇の朝(二三四七)に守、介、掾、目、史生、大領、小領、主帳、主政などの
 官制が定められた、孝德天皇以降國司の判明せるもの次の通りで源平時代に至つては殆ん
 ど虚官有名無實に等しかつた

國司

讚岐守 (位不明)	道守朝臣	大寶年中在任
讚岐守 正五位下	大伴宿禰道足	和銅六年在任(三年三月又ハ)
同 從五位下	大神朝臣興志	和銅八年八月在任
同 正五位下	平群朝臣豐磨	天平三年四月在任
讚岐介 正六位上	村岡連子老	同十三年五月解任(補任年)
同 從五位下	小治田朝臣廣千	同十五年六月在任
同 正四位下	安宿王	天平勝寶七載在任
同 從五位下	奈賀王	天平寶字元年六月在任
同 從四位下	大伴宿禰犬養	天平寶字六年十月卒ス
同 從三位	百濟敬福	天平神護二年六月薨ス(補任及解任)
同 從四位下	多治比真人土作	神護景雲二年在任

讚岐介 從五位下	石川朝臣清磨	同三年在任
同 從五位下	藤原朝臣長道	寶龜元年十二月在任
同 從五位下	百濟王利善	同年〇月在任(月不明)
讚岐守 從四位上	藤原朝臣楓磨	同二年五月在任
同 從四位上	佐伯宿禰藤磨	同三年五月在任
同 從五位下	石川朝臣諸足	同六年九月在任
讚岐大領外 從六位上	小屋縣主宮手	在任年月不明
同 從四位下	藤原朝臣雄依	寶龜九年二月在任
同 從四位上	壹志濃王	延暦元年閏正月在任
讚岐介 從五位下	石川朝臣淨繼	同三年三月在任
同	紀朝臣繼成	同四年十月在任
讚岐守 正五位下	内藏宿禰全成	同六年二月在任
同 從五位下	百濟王敬德	同八年二月在任
同 從五位上	宗形王	同九年七月在任
讚岐權守 從四位下	多朝臣入鹿	大同五年九月在任(或ハ弘仁)
同 從四位上	春原朝臣五百枝	年月不詳
讚岐守 從四位上	原朝臣	弘仁二年四月在任

讚岐守 從五位下
 同 從五位上
 同 讚岐權守 從四位下
 同 讚岐守 從四位下
 同 同
 同 從五位上
 讚岐介(兼讚岐守)從四位下
 同 從四位上
 讚岐守 正四位上
 同 (位不明)
 讚岐介 從五位下
 讚岐權介 從五位下
 同 從四位下
 讚岐守 從四位下
 同 從四位上
 讚岐介 從五位下
 讚岐權介 從四位下
 讚岐權介 從四位下

藤原朝臣友人
 清原真人夏野
 村 田
 高 瀨 王
 清原真人長谷
 伴宿禰勝雄
 藤原朝臣貞守
 藤原朝臣岳守
 源朝臣冷
 正躬 王
 藤原朝臣長良
 安倍朝臣忠雄
 菅原朝臣是善
 長田王彈正大弼
 源朝臣冷(再任)
 橘朝臣常陰
 茂世 王

弘仁二年五月在任
 同十一年正月在任
 任在年月不詳(大同弘仁ノ頃ノ人ナリ)
 在任年月不詳(天長五年六月卒ス)
 天長六年 在任
 同 七 年 在任
 同 八 年 在任
 承和二年二月在任
 同 三 年 七 月 在任
 同 十 二 年 正 月 在任
 同 十 三 年 九 月 在任
 嘉祥元年正月在任
 同 二 年 正 月 在任
 同 二 年 十 一 月 在任
 同 三 年 正 月 在任
 仁壽元年四月在任
 同 二 年 正 月 在任

讚岐守 從五位上
 讚岐守 從四位下
 讚岐介 (位不明)
 讚岐權介 (位不明)
 同 從五位下
 讚岐守 正四位上
 同 從四位下
 同 從五位上
 讚岐介 從五位下
 讚岐權守 正四位下
 同 正四位下
 讚岐介 從五位下
 同 從四位下
 同 從四位下
 同 從五位上
 同 從三位
 (位不明)

弘宗 王
 伴宿禰善男
 紀朝臣有常
 藤原朝臣岑主
 丹墀真人弟梶
 藤原(源)朝臣寬
 藤原朝臣良繩
 紀朝臣夏井
 藤原朝臣貞高
 源朝臣生
 藤原朝臣良繩
 藤原朝臣弘經
 藤原朝臣有貞
 藤原朝臣保則
 當麻真人鳴繼
 藤原朝臣常行
 春澄善繩

同 齊衡元年正月在任
 同 同 三 年 正 月 在任
 同 同 年 四 月 在任
 天安元年正月在任
 同 二 年 正 月 在任
 同 年 十 一 月 在任
 貞觀二年正月在任
 同 四 年 正 月 在任
 同 年 三 月 在任
 同 六 年 正 月 在任
 同 八 年 正 月 在任
 同 同 十 年 在任
 同 同 十 二 年 在任

讚岐權守	正四位下	藤原顯家	同七年三月在任
同	從三位	源資綱	治曆三年在任
同	正四位下	藤原俊	同四年三月在任
讚岐權介	從五位上	源朝臣	同年十二月在任
讚岐守	正四位下	藤原兼房	在任年月不明(延久元年六月卒)
同	從三位	藤原隆任	延久頃ノ人(在任年月不明)
同	(位不明)	高階泰仲	應德三年在任
同	(同)	藤原朝臣	嘉保三年十月在任
同	正五位下	藤原經隆	天永元年在任
同	(位不明)	藤原行家	同二年在任
同	(位不明)	藤原家成	保安元年在任
同	正二位	顯季	在任年月不明(保安頃ノ人)
同	(位不明)	顯綱	在任年月不明(保安康和頃ノ人)
同	(位不明)	通俊	同(同)
同	從五位下	源維時	在任年月不明(保元頃ノ人)
同	(位不明)	藤原能保	不詳
讚岐守	從三位	藤原賴明	久壽二年九月在任(應保二年八月薨ス)

同	正四位下	重行	季行ノ子ナリ在任年月不明
讚岐權守	從四位	平正盛	在任年月不明
讚岐守	(位不明)	平重秀	在任年月不明
同	(同)	平實實	治承四年在任
同	正二位	公實	在任年月不明(正安頃ノ人)
同	同	公明	同
同	(位不明)	俊綱	在任年月不明
同	同	源光成	同
同	同	佐々木盛綱	養和元年三月在任
同	同	平維時	壽永二年三月在任
同	同	藤原能保	元曆元年六月在任

藤原氏專權期終り院政期內訌騷擾に過ぎ平氏專權期の終末王政己に衰へ國司の交代熄み天下の大勢一變して源平二氏の干才となり壽永三年平宗盛安徳帝を奉じて行宮を山田郡屋島に置いた壽永四年(一、八四五)義經來つて攻略屋島陥り平氏尋で西海に滅ぶに及んで源賴朝六十餘州の総追捕使を拜し諸國に守護莊園に地頭を置いたが其臣佐々木盛綱を以て讚岐の守護とした、武門の政治となる此時より柳まり後藤基清を経て建久九年(一、八五八)近藤國平次に長尾治郎左衛門、三浦光村、長井高廣建武の始め舟木頼重各讚岐の守護とな

つた、建武二年(一、九九五)足利氏の族人細川定禪高松城主(古高松)舟木頼重を亡ぼし小豆島星ヶ城の城主飽浦胤等を平け當國に留まり四國を管し威令を振つた、定禪職を一族頼春に譲つたが頼春は阿波の勝瑞の城に居り阿波屋形と稱した、後正平十六年(二、〇二二)細川頼之四國を管領したが永祿六年(二、一二三)頼之より十世氏綱に至つて亡んだ細川氏支族をして四國を管領せしめたが其支族は皆阿波に住し爲めに讃岐の如きは豪族等其地を領して鎌倉時代の地頭の如き職を執つた之を被官と云ふ、被官の大なるは數郡を領し小なるは一郷を領した今其姓氏の概略を擧げると左の十二氏である

寒川氏 世々寒川郡を領す

十河氏 世々山田郡を領す

神内氏 山田郡植田の内三百石

香西氏 同木田の内七百石を領す

羽床氏 初め阿野南北二郡を領し後香川郡を領す

奈良氏 鵜足那珂二郡を領す

安富氏 寒川郡の内七郷を領す

植田氏 山田郡の内西植田菅澤の二村を領す

三谷氏 不詳

由佐氏 不詳

香川氏 多度、三野、豊田、三郡を領す

長尾氏 阿野、鵜足二郡の内山田、羽床、栗熊、長尾を領す

是より曩き天文の初より細川氏衰へ三好長慶次第に威を振ひ其弟一存をして十河氏を繼がしめ讃岐の國事に干涉した二十一年(二、一二二)一存の父三好義賢細川持隆を殺し寒川諸族を降し讃東に地を取つた永祿四年(二、一二二)十河一存卒し義子存保嗣ぎ天正六年阿波

を兼管した同七年(二、一二三)土佐の豪族長曾我部元親香川羽床二氏を降し十二年遂に存保を逐て全國を併合した天正十三年(二、一二四)羽柴秀吉兵を發して元親を攻め其侵地を奪ひ仙石秀久を封し鵜足郡宇多津に居らしめ又山田郡を十河存保に與へた、翌年秀久存保共に島津征伐に従ひ存保は戰歿し秀久は故あつて高野山に逃かれ國封を除かれた、天正十五年(二、一二七)尾藤知宣讃岐に封せられたが一年にして奪はれ生駒近規封を受け十五万石を領し慶長五年(二、一五六)生駒一正に至り十七万三千石を領するに至つた慶長十五年(二、一七〇)正俊、元和七年(二、一八二)高俊、相嗣ひだが寛永十七年に至り出羽國由理郡矢島に謫せられ後萬治二年卒した即ち生駒氏は雅樂頭近規より高俊に至る四世五十四年で亡んだ寛永十八年(二、一三〇)山崎家治肥前富田より當國丸龜に移封せられ多度三野豊田及那珂郡の内地方、柞原、中府、津森、今津、田村、塩屋上、金藏上、金藏下、櫛無、下櫛無、佐文、買田、宮田、追上、山脇、新目、大口、後山、帆山、生間、鵜足郡の土居等各村を併せ五万三千石を領した後慶安元年(二、三〇八)俊家、慶安四年(二、三二二)治頼、襲封したが明暦三年(二、三二五)治頼卒するに及び繼嗣なく廢絶した、寛永十七年生駒氏移封せられ高松藩は伊豫の三候に依り執行せられたが寛永十九年(二、三〇二)松平頼重常陸下館より移封せられ大内、寒川、三木、山田、香川東西、阿野南北郡及鵜足那珂の内十二万石を領し後延寶元年(二、三三三)頼常、寶永元年(二、三六四)頼豊、享保二十年(二、三九五)頼恒、元文四年(二、三九九)頼恭、明和八年(二、四三二)頼眞、安永九年

(二、四四〇)頼起、寛政四年(二、四五二)頼儀、文政四年(二、四八一)頼恕、天保十三年(二、五〇二)頼胤、文久元年(二、五二二)頼聘、相嗣いて襲封し明治二年版籍奉還同藩知事に任せられ明治四年七月廢藩置縣と共に知事を免せられ九月東京に歸つた現代を頼壽と稱する

丸龜藩に於ては明曆三年山崎氏絶ゆるに及んで萬治元年(二、三二八)京極高和播磨龍野より移封せられ豊田、三野、多度の三郡那珂郡の内二十二村鶴足郡の内一村合して五万六千七百七石他に播磨揖保郡の内三十村一万石合計六万六千七百七石を領したが後近江坂田郡清瀧、大野木、両村千四百餘石を加賜せられ六万五千五百石の所領となつた、後寛文二年(二、三二二)高豊、元祿七年(二、三五四)高或、享保九年(二、三八四)高矩、寶曆十三年(二、四二二)高中、文化八年(二、四七一)高明、嘉永三年(二、五〇八)朗徹、相嗣いて襲封し明治二年版籍奉還同藩知事に任せられ明治四年四月丸龜縣を置かれ知事に任せられたが同年十月東京に還つた、丸龜藩主第二世京極高豊の請に依り元祿七年(二、三五四)四男高通多度津に分封せられ三野郡の内六村多度郡の内十六村高一万石を領し丸龜城内に邸を置き住した以後享保二十年(二、三九五)高慶、寶曆六年(二、四一六)高、寛政八年(二、四五六)高賢に至り多度津に移り住む天保四年(二、四九三)高琢、安政六年(二、五一九)高典、相嗣いて襲封し明治二年版籍奉還同藩知事に任せられ四年正月解藩の議を辨官に建白同二月七日廢藩建言を嘉納せられ倉敷縣に屬せられ同日藩知事を免せられ四月東京に歸つた、

明治四年七月高松藩を廢し高松縣を置き十一月高松丸龜兩縣を廢し香川縣を置かれた今明治四年十一月置縣以降最近迄の縣長官其他を列記すると左の通りである

明治四年十一月置縣以降(六年二月廢縣に至る迄)の知事權令の任免

參事 林 茂 平 四年十一月任官 五年十月轉任
 同 中 村 貫 一 五年十月任官 五年十一月日轉任
 權令 林 茂 平 五年十一月任官 六年二月轉任

明治六年二月名東縣に合併以後同八年九月香川縣再置に至る迄の權令任免

權令 林 茂 平 六年二月任官 六年七月免官
 同 久 保 斷 三 六年七月任官 七年八月轉任
 同 大 江 卓 三 七年八月任官 七年十一月轉任
 同 古 賀 定 雄 七年十一月任官 八年九月轉任

明治八年九月名東縣を分割香川縣再置(明治九年八月愛媛縣に合併に至る迄)後の權令

權令 古 賀 定 雄 八年九月任官 八年十月辭職
 同 新 田 義 雄 八年十月任官 九年八月廢官

明治九年八月愛媛縣合併以降二十一年十二月香川縣三置に至る迄の權令縣令知事の任免

權令 岩 村 高 俊 九年八月現任 合併の際
 縣令 同 同 十一年五月任官 十三年三月轉任
 同 關 新 平 十三年三月任官
 知事 同 同 十九年八月任官 二十年四月死亡

同 藤村紫一
同 白根喜一

明治二十一年十二月香川縣三置以降知事の任免

同	知事	林	二十一年十二月任官
同	同	柴原和	二十二年十二月任官
同	同	谷森真男	二十四年四月任官
同	同	小畑美稻	二十六年四月任官
同	同	深野一三	二十八年十一月任官
同	同	德久恒範	二十九年四月任官
同	同	小野隆助	三十一年七月任官
同	同	吉原三郎	三十一年十二月任官
同	同	荒川義太郎	三十三年一月任官
同	同	末弘直方	三十三年十月任官
同	同	小野田元照	三十五年二月任官
同	同	鹿子木小五郎	四十三年六月任官
同	同	川村竹治	大正三年六月任官
同	同	若林資藏	四年一月任官
同	同	坂田幹太	六年一月任官
同	同	佐竹義太	八年四月任官
同	同	佐々木秀司	十一年六月任官

一六
二十一年三月免官
分離の際

明治二十一年十二月香川縣三置以降書記官の任免

第一部長	石津正一	二十一年十二月任官	二十三年七月非職
第二部長	吉田豐文	二十一年十二月任官	二十三年十月非職
第一部長	坂本俊健	二十三年七月任官	二十五年八月轉任
第二部長	神原富文	二十三年十月任官	二十六年八月非職
内務部長	近藤幸止	二十六年八月任官	二十八年九月非職
同	西澤正太郎	二十八年九月任官	三十年四月轉任
同	川田正根	三十年四月任官	三十一年一月轉任
同	木間瀬柔三	三十一年一月任官	三十二年四月依願免官
同	横田太一郎	三十二年四月任官	三十二年八月轉任
同	森正隆	三十二年八月任官	三十三年一月轉任
同	渡部修	三十三年一月任官	三十四年四月休職
同	葛南寛	三十四年四月任官	三十五年四月轉任
同	阿南尚	三十五年四月任官	三十五年十二月休職
同	桑原八司	三十五年十二月任官	三十八年四月廢官

明治二十一年十二月香川縣三置以降警部長ノ任命

寺田祐之	二十一年十二月任官	二十五年十一月轉任
榊原以徳	二十五年十一月任官	二十八年五月轉任
西澤正太郎	二十八年五月任官	二十八年九月轉任
石原健三	二十八年九月任官	二十九十二月轉任

松井茂 二十九年十二月任官 三十一年二月轉任
 高木忠雄 三十一年二月任官 三十三年四月轉任
 白上俊一 三十三年三月任官 三十四年八月轉任
 黒河内良 三十四年八月任官 三十七年五月休職
 尾崎勇次郎 三十七年五月任官 三十八年四月廢官

明治三十八年四月地方官々制改正以降香川縣事務官の任免

第一部長	桑原八司	三十八年四月任官	三十八年十二月轉任
第二部長	高木亥三郎	三十八年四月任官	三十八年十二月轉任
第三部長	沼澤七郎	三十八年四月任官	三十八年八月轉任
第四部長	尾崎勇次郎	三十八年四月任官	三十八年八月轉任
第二部長	和田潤	三十八年八月任官	四十年七月轉任
第一部長	片岡英儀	三十八年十二月任官	四十三年三月依願免官
(後内務部長)	渡邊勝三郎	三十八年十二月任官	三十九年七月休職
内務部長	神西由太郎	四十年七月任官	四十一年三月休職
警察部長	湯淺倉平	四十年十二月任官	四十一年十月轉任
内務部長	川越壯介	四十一年三月任官	四十三年十月轉任
警察部長	堤定次郎	四十一年十月任官	大正二年三月轉任
内務部長	上田萬平	四十三年十月任官	大正元年十二月轉任
警察部長	日比重雅	大正元年十二月任官	大正四年七月轉任

内務部長	藤本充安	大正二年三月任官	大正五年四月休職
警察部長	岩元禮	四年七月任官	同七年七月轉任
内務部長	岸本正雄	五年四月任官	十年六月轉任
警察部長	中野邦一	七年七月任官	九年九月轉任
同	後藤多喜藏	九年九月任官	十年十月轉任
内務部長	隈元清世	十年六月任官	十一年十月休職
警察部長	大西一郎	十年十月任官	十一年九月轉任
内務部長	田寺俊太郎	十一年十月任官	
警察部長	稻葉俊太郎	十一年九月任官	

本縣は元高松丸龜多度津津山の各藩及幕府の所領であつたが明治四年二月多度津藩を廢し倉敷縣に合し同年四月舊幕領舊丸龜藩領を丸龜縣に併せ六月津山藩を廢し津山縣を置き同年七月高松藩を廢し高松縣と改め十一月津山縣を北條縣に合し同月新たに香川縣を置き讃岐全國を管轄し縣廳を香川郡高松内町元高松藩主松平頼聰公の舊邸に開設し出張所を那珂郡丸龜に置いた明治六年二月香川縣を廢し名東縣に合し支廳を元香川縣廳の所に置き讃岐一國を分つて管轄した明治八年九月名東縣讃岐國を割き再び香川縣を置き縣廳を名東縣支廳の跡東三丁の所(舊高松藩廳の跡)に置いた明治九年八月又香川縣を廢し愛媛縣に合し明治十一年十二月從來の大小區を廢し大内寒川郡三木山田郡小豆郡香川郡阿野鶴足郡那珂多度郡三野豐田郡を各一區域とし郡役所を設け郡長を置いた明治十四年九月三木を大内寒川に合し大内寒川三木郡役所を置き又山田を香川に合し山田香川郡役所を置いた(其他は十一年十二月定むる處に同じ)明治二十一年十二月更に愛媛縣を割て香川縣を置いた本縣廢

置前後三回縣廳は香川郡高松五番丁淨願寺を以て假用した明治二十三年二月法律第一號に依り市町村制を施行し香川郡を割き高松市を置き市町村に各長を置いた同二十七年七月香川縣廳を高松市内町に新築して之に移つた現在の縣廳即ち是れである明治三十二年法律第四十一號を以て郡を廢合し大内寒川の二郡を廢し大川郡となし三木山田の二郡を廢し木田郡と爲し阿野鶴足の二郡を廢し綾歌郡とし那珂多度の二郡を廢し仲多度郡とし三野豊田の二郡を廢し三豊郡とした又小豆香川の二郡は故の通りとし同時に郡制を施行し同三十二年四月仲多度郡を割いて丸龜市を置いた現在二市十八町百五十六村を有して居る今舊藩時代の所領を掲げると次の通りである

- 高松藩 大内、寒川、三木、山田、香川西、香川東、阿野南、阿野北、各郡及鶴足郡、那珂郡の内
- 丸龜藩 鶴足郡の内、那珂郡の内、三野郡の内及豊田郡
- 多度津藩 多度郡及三野郡の内
- 津山藩 小豆島の内
- 舊幕領 那珂郡の内及直島、鹽飽島、男木島、女木島並に小豆島の内

總 說

【位置地勢】 香川縣は讃岐一國を一縣とする行政區劃で其位置は四國の東北隅に位し南は山嶺を以て阿波の國に西南は伊豫に界し東北西は瀬戸内海を隔て、淡路播磨備前備中備後に相對して居る、地勢東西に長く行程二十五里南北十里海岸線は東方阿波國界から西方伊

豫の國界に至る五十五里で岬角灣浦あり無數の島嶼其間に碁布して廣島、豊島、本島、粟島、直島、本島、大島、手島、佐柳島、高見島、伊吹島、與島、女木島、男木島等普通知られて居るものゝみで三十三島ある、廣袤は極東大川郡相生村大字坂元極西三豊郡觀音寺町大字伊吹極南三豊郡五郷村大字田野々極北小豆郡福田村大字吉田で面積は百十九方里六五大阪府よりは四方里一三大きい

【土地】 阿讃の界をなす山嶽地方は概ね和泉砂岩層で海に瀕する地方は概ね花崗岩を以て形成されて居るが平野は砂礫壤土で地味肥沃穀菽よく實り果樹又たよく成育する、今地目段別を示すと左の通りである

民有有租地		民有免租地		官有地	
田	三九、六〇四、四	保安林	五、五五四、二	河川	八、八一七、六
畑	一〇、七九二、三	溜池	六三八、六	道路	二、八七一、五
宅地	四、七九八、〇	道路	三四五、九	溝渠	一、五六九、八
鹽田	八二四、三	砂防地	九九八、〇	堤塘	三八三、〇
池沼	四四、二	墳墓地	三〇三、九	社地	五二七、〇
山林	七九、三八二、九	其他	四九六、三	寺地	一三六、二
原野	二七〇、一	計	八、三四六、九	其他	三、九三四、七
雜種地	五五、二	年期地	二、六四六、六	計	一八、二三九、六
計	一三五、七七一、四				

山川、山嶽は殆んど南方阿讃の界に聯亘し國內に斷續起伏して居るが何れも海拔四千尺を

超ゆるものなく鷹山(三、九五〇香川郡安原上西村)寒風山(三、八五〇安原上西村)雲邊山(三、六〇〇三豊郡五郷村)以下三十餘峯であるが五剣山(一、五三七木田郡牟禮村)寒霞溪(一、八一八小豆郡草壁町)飯山(一名讚岐富士二、四四〇綾歌郡坂本村)象頭山(仲多度郡琴平町)などは史蹟上又は風景の点より人口に喰炙して居る、溪川は概ね阿讃國界の山嶽から發源し北流して海に注ぎ其數二十を數ふるも流域十里を出です土器川(九里〇五流末綾歌郡土器村)香東川(九里〇一流末香川郡弦打村)財田川(七里一〇流末三豊郡觀音寺町)など其主なるもので何れも平素殆んど固渇して水利甚だ乏しく爲めに各地に巨大なる溜池を築き灌田の用に充て、居る、溜池の著名なるは仲多度郡神野村所在の滿濃池で其周圍二里二十五町面積百町歩灌田面積千五百町歩に及んでをる此外大小實に一万五千七百四十一此の總面積六百三十八町六段で全國に其比を見ない。

【交通】 港灣中船舶の出入繋船の至便且つ樞要なる地位にあるものは高松港で之れに次くものは多度津、丸龜、坂出で小港としては小豆郡に坂手、土庄、下村、大川郡に志度、三豊郡に詫間港などがある、高松港は市費を以て其第一回として明治三十年六月工事に着手同三十三年三月に竣工第二回は明治三十四年九月起工同三十七年九月に竣工此工事費三十二万餘圓を投して突堤新設港内浚渫など行つたが大正十一年度以降縣で管理すること、なり更に修築する爲め豫算二百二十万圓を以て大正十一年度より十五年度迄五ヶ年繼續工事として現在工事中である高松多度津坂手には數隻の定期航海船があつて阪神及中國九州

方面との貨客を輸送し別に本土鐵道と讚岐線との連接の爲め三隻の聯絡船が充てられ高松宇野間を一日六回往復して旅客の輸送をなし又貨物輸送の爲め貨車航送が初められ貨車の儘て輸送されて居る、此外小豆郡及東讚三備方面の小港灣を定期に航海する小汽船があつて本土及管内島嶼との交通も便利である、將來阿讃海岸鐵道及現在工事中の土讚鐵道豫讚鐵道が開通するに至れば交通上一新紀元を劃するであらう。

陸地の交通としては國道が三線延里數三十六里二十七丁縣道が三十九線主用延長里數九十八里十八丁里道延里數四百五十九里二十八丁共に縦横に貫通し鐵道は現在高松を起点として琴平町に至る二十七哩と工事中の豫讚鐵道が伊豫の西條迄(高松より七十哩八)運轉して居る電車は高松を起点として大川郡長尾町に通ずる九哩と志度町(八哩九)に至る二線とがあり三十分毎に發車して居る高松には市内電車があつて築港公園前間の運轉をなし十五分間で公園に達する此外現在縣内外に運轉する乗合自動車があつて次の區間を定期に發着して居る。

高松、穴吹間	三二哩七	仁尾、詫間間	二里三三	長尾、志度間	四、八
高松、瀧ノ宮間	一二、〇	觀音寺財田村戸川間	四里二七	石田、津田間	三、〇
高松、下笠居間	八、二	財田、戸川、琴平間	三里	多度津、琴平間	一、〇
高松、屋嶋間	五、〇	太田、船岡間	二哩〇	多度津、琴平間	四、〇
高松(出晴)西前田間	一八、八	坂手、土庄間	一四、〇	琴平、四條、美合間	一二、〇
坂出、栗熊、岡田間	九、〇	長尾、引田間	一五、〇	戸川、徳島、池田間	七、里
仁尾、觀音寺間	二里	志度、引田間	一五、〇		

【社 寺】 舊高松丸龜兩藩では從來幕布の成規に依つて寺社奉行を置き社寺に關する一切の事務を掌らしめ神職僧侶の進退及訴訟等に至る迄之を處理したのであるが大政維新の際兩部神道を廢せられた結果神佛の混淆せしものを調査し佛體に屬するものを除き社僧を廢せられた、本縣には神社として總數三千三百餘有つたが明治三十九年に維持方法確立しないもの又神社として体裁備らず祭祀行はれざるものは最寄神社に合併すべく勸奨せられ以降合併合祀の爲め現在では合計二千五百五十八社ある内譯は國幣中社二、縣社十、郷社七十九、村社二百四十五、無格者二千二百二十二社、で神職は國幣中社に九人縣社に十六人郷社八十五人村社六十六人無格者五人合計百八十一人ある。

寺院は合計六百二十二ヶ寺で境外佛堂が六十五ある内譯は天臺宗が二十二、眞言宗二百六十六、淨土宗二十七、臨濟宗二十、曹洞宗四、眞宗二百四十、日蓮宗三十二、時宗一、では等寺院の住職は合計五百七名副住職は五十名である。

神道諸教會は神道七、黒住教十九、修成派一、大社教五、神理教三、禊教一、金光教二十三、天理教五十六、扶桑教三、で合計百十八教會ある又基督教會及講義所は合計八所ある社寺に關する詳細は所在各郡市の部に於て述べるから式内神社と著名の寺院及札所たる寺院を列記して置く。

社名	祭神	所在郡町村	社名	祭神	所在郡町村
澁	喜	式	神	社	
大水主神社	百襲姫命	大川郡譽水村	宇閉神社	武内宿禰命、合殿二神	綾歌郡栗熊村
志太張神社	天下春命	同 鴨部村	櫛梨神社	神櫛別命、天兒屋命	仲多度郡象郷村
布勢神社	大彦命	同 石田村	神野神社	天穗日命別雷命嵯峨天皇	同 神野村
大義彦神社	大義彦命	同 石田村	大麻神社	天太玉命、合殿三十二神	同 善通寺町
多和神社	速秋津姫命、相殿六神	同 志度町	雲氣神社	豐宇氣大神	同 筆岡村
和爾賀波神社	豐玉比賣命、合殿三神	木田郡井戸村	大水上神社	大水上御神、合殿二神	三豐郡二宮村
田村神社	鶴出彦命、天隱山命外三神	香川郡一宮村	高屋神社	木花開耶姫命、外二神	同 高室村
加茂神社	葛城一言主命、合殿一神	綾歌郡加茂村	山田神社	大穴牟遲命	同 杵田村
神谷神社	奥津姫命、合殿四神	同 松山村	加麻良神社	大國主命、少彦名命、外一神同	常磐村
城山神社	神櫛別命	同 府中村	粟井神社	天照皇大神、月讀尊外二神同	粟井村
飯野神社	飯依彦命	同 飯野村	黒島神社	關山祇神	同 豊田村

著名の寺院

與田寺	大川郡譽水村大字中筋	眞言宗御室派中本寺天平年間行基創立
志度寺	同郡志度町大字志度	眞言宗京都仁和寺推古天皇御宇大織冠鎌子奉勅創立
八栗寺	木田郡牟禮村大字牟禮	眞言宗大覺寺派別格本山年號不詳弘法大師創立
屋島寺	同郡屋島村大字屋嶋	眞言宗御室派天平勝寶六年鑑眞創立
法然寺	香川郡佛生山町大字佛生山	淨土宗知恩院末寺寛文八年高松藩主松平頼重創立
國分寺	綾歌郡端岡村大字國分	眞言宗大覺寺派本寺天平十一年創立
三谷寺	同郡坂本村大字東坂本	眞言宗大覺寺派天平二年行基創立
金倉寺	仲多度郡川村大字金藏寺	天台宗寺門派齊衡三年智證大師創立

道隆寺 同郡豊原村大字鴨
 善通寺 同郡善通寺町
 法華寺 三豊郡下高瀬村
 本山寺 同郡本山村大字寺家
 圓明院 同郡仁尾村
 觀音寺 同郡觀音寺町大字觀音寺
 萩原寺 同郡萩原村
 眞言宗大覺寺派創立年月日不詳
 眞言宗別格本山年號不詳弘法大師創立
 日蓮宗與門派駿河國本門寺末正應年間秋山土佐守泰忠創立
 眞言宗大覺寺派年號不詳弘法大師創立
 眞言宗御室派中本寺創立年號不詳
 眞言宗大覺寺派中本寺年號不詳弘法大師創立
 眞言宗大覺寺派創立年號不詳

四國には古來宗教關係より弘法大師の定め給へる八十八ヶ所の札所たる寺院がある其の六十六番より八十八番に至る迄は當國內に屬して居る是等寺院の在る處多くは深山僻陬の地であるが毎年春季には信者の參詣夥しく又多く風景に富んで居る其寺院名及所在地は左の通りである。

札所寺院

札所番	寺院名	所在地名	札所番	寺院名	所在地名
第六十六番	雲邊寺	三豊郡五郷村	第七十八番	道場寺	同郡宇多津町
第六十七番	小松寺	同郡辻村	第七十九番	高院	同郡西庄村
第六十八番	八幡寺	同郡觀音寺町琴彈川	第八十番	國分寺	同郡端岡村國分
第六十九番	觀音寺	同郡同町	第八十一番	白峯寺	同郡松山村青海
第七十番	本山寺	同郡本山村寺家	第八十二番	根來寺	香川郡下笠居村
第七十一番	彌谷寺	同郡大見村	第八十三番	一ノ宮寺	同郡一ノ宮村大字一ノ宮

第七十二番	曼陀羅寺	仲多度郡吉原村	第八十四番	屋島寺	木田郡屋嶋村西湯元
第七十三番	出釋迦寺	同郡吉原村	第八十五番	八栗寺	同郡牟禮村大字牟禮
第七十四番	甲山寺	同郡筆岡村	第八十六番	志度寺	大川郡志度町大字志度
第七十五番	善通寺	同郡善通寺町	第八十七番	長尾寺	同郡長尾町大字長尾西
第七十六番	金倉寺	同郡龍川村金藏寺	第八十八番	大窪寺	同郡多和村
第七十七番	道隆寺	綾歌郡加茂村			

【戸口】 國家を形成するに必要な要素は人である人を離れて國家なく戸口の調査は各種治政上の基本調査で我國に於ては既に人皇十代崇神天皇の朝に於て戸口の調査を行はれ其後大寶の戸令或は養老の戸令に依つて稽へると太古の時代天武天皇持統天皇の御宇などに於て毎六年に一回の戸口調査があつたことが古記に於て知られて居る、其古代に於ける人口調査は近世の簿冊に依る調査に非ずして實際の調査であつた様である中世からは源平の戦ひを初めとし以來政權争奪に追なきが爲め是等の人口調査等か行はれなかつた然しながら群雄割據の時代に於ても群雄各自が自己の領土に於ける兵丁の數を知る爲め或は課税の標準を得る爲め屢々土地及び人口の調査を行つた形蹟がある徳川時代に至つてからも享保年間天明年間に調べたことがある徳川氏の末葉に至りても切支丹宗を奉する者の調査の爲め各藩に命じて戸口を調査した即ち毎四年に各戸の戸主より一家族の氏名を列記し其檀寺に於て切支丹宗に非ざることをの證明を乞ひ之を其藩の寺社奉行に提出したのであつて是れに依り戸口の概算を知られるのであつた、下つて維新後の明治四年に令して明治五年正

月二十九日の現在に依り戸籍が編成され不完全なから戸口の調査を行つたのであるが本縣は明治六年より二十一年迄再三分合廢置が行はれた爲め此間確かなる記録の徴すべきものがない明治三十一年十月内閣に統計局が置かれて以來同年を第一回として爾後毎五年に戸口の調査を行ひ其中間に於ても縣の必要上毎年調査して居るが何れも簿冊上の調査で無届出寄留などの爲め實人員に對し相當虛數を包含して居るものと認められた、大正九年十月一日現在で曠古の國勢調査が行はれ茲に初めて信用すべき戸口を知ることが出來た、今大正九年十月一日現在國勢調査の人口世帯及び大正十年末の本縣人口戸數を示せば次の通りである。

戸口調

年次	本籍人口		現住人口		現住戸數
	男	女	男	女	
大正九年十月	—	—	三三六、五七一	三三二、六四六	一四一、五三
大正十年末	四一九、八二〇	四〇六、二〇八	三八九、三三八	三四七、九一九	一四二、八四四
		計		計	
		八二六、〇二八		六八六、二七七	

本縣に於ける人口密度の濃厚なることは既に國勢調査以前に於て全國中第六位を占めて居つたが同調査の實行に依り疑ふ餘地もなく斷定された、即ち全國の一方里平均人口二千二百三十九人に對し本縣は五千六百六十八人の密度で實に他府縣の二倍半に當つて居る、今

試みに高密度の府縣より順に見ると東京府（二二六、七六二）大阪府（二二二、四〇八）福岡縣（二二二、八〇九）神奈川縣（八、五一七）愛知縣（六、三九五）香川縣（五、六六八）崎玉縣（五、三五二）京都府（四、三五四）長崎縣（四、二五六）兵庫縣（四、二二二）の順で本縣は矢張第六位を占めて居る又本縣民有田面積三萬九千六百九十一町畑一萬八千三百三十四町は現住戸數一に對し田二段七畝三三畑七畝四六の割合で又農家戸數八萬六千六百戸に分配すると平均田四段七畝弱畑一段二畝十七歩に當り他縣の平均田五段三畝餘、畑五段五畝六分に比し土地分配の割合が少ない故に他に特別の天惠又は商工業の發達せざる限り過剩と云はざるを得ない、大正八年十一月より本縣に拓殖協會なるものが出來て滿鮮、北海道、海外其他の移住を奨勵して居る、本縣民にして海外に在る者は逐年増加しつゝあるが最近の調査に依れば合計は千六百二十三人で内北米合衆國七百七十七人南米伯刺西爾が百八十四人秘露百四十人布哇百三十二人南洋馬來半島八十九人蘭領印度百十九人支那五十七人浦蘆斯德四十五人其他百四十人で目的は農業商業が多く郡市から見ると大川郡の二百九十九人仲多度郡の二百四十六人三豊郡の二百三十九人が多い部に屬する次に大正十年中の移住民は北海道の三百七十四人八百九十三人朝鮮の百二十一戸五百十三人臺灣の二十五戸八十六人樺太の八戸三十七人合計四百六十八戸千五百二十九人に及び大正元年以降十年迄の合計七千三百五十五戸二萬九千四百四十八人に達して居る。

【教育】 藩政時代に於ては藩の子弟の教育機關として高松藩では松平頼常公の治世（元

錄十五年)に中の村に一帯が設けられ(後講道館と改む)下つて寛政六年には丸龜藩でも京極高中公の時代に正明館なるものが設けられた、四民一般の教育機關としては明治四年に多度津外一村に郷學を設けられたのが本縣としては嚆矢で明治五年に文部省が始めて學制を頒布し四民一般學に就くの基を開いた以來各種の學校年と共に設備せられ明治五年に高松龜阜小學校明治六年に高松中學校明治七年十月には高松學校(師範學校)明治二十五年に高松中學校(高松中學校の分校)明治二十六年には高松高等女學校(縣立高等女學校の前身)等順次開設され現在に至つた今本縣に於ける各種の學校教員生徒等を種類別に表示すれば左の通りである。

縣立	校數	教員		生徒又ハ兒童		
		男	女	男	女	
師範學校	二	四三	六	四九	三三一	一九七
同附屬小學校	二	二八	八	三六	六三三	一、三八〇
中學校	四	八五	一	八五	六五七	一、二八〇
高等女學校	三	二八	三	五七	一、一九四	二、〇六三
實業學校	四	六三	一	三	一、一六四	一、一九四
計	一五	二四七	四三	二九〇	四、一八〇	二、〇四八
						六、三三八

郡立	市町村立	私立	合計	教員		生徒又ハ兒童	
				男	女	男	女
高等女學校	三	一三	一六	三三	三	四七	七四四
實業學校	六	四	一〇	二〇	二	二四	一、二二九
教員養成所	一	一	二	六	一	九	二五〇
尋常小學校	五	一	六	一九	一	二四	二、三三二
尋常高等小學校	一	一	二	六	一	九	一、二八〇
高等小學校	二	一	三	一五	一	二〇	三〇、七四九
高等女學校	二	一	三	一五	一	二〇	九三、四五七
實業學校	三	一	四	一五	一	二〇	三三二
實業補習學校	三	一	四	一五	一	二〇	一七六
幼稚園	一〇	一	一一	二〇	一	二七	二七二
計	四七	一	四八	一〇〇	一	一三三	一九、〇三三
私立	一	一	二	一	一	一	一九、〇三三
中等女學校	一	一	二	一	一	一	一九、〇三三
高等女學校	三	一	四	一五	一	二〇	三〇、七四九
盲啞學校	一	一	二	一	一	一	一七六
幼稚學校	八	一	九	一五	一	二〇	二七二
各種學校	一	一	二	一	一	一	一九、〇三三
計	一七	一	一八	二〇	一	二七	二七二
合計	四九	一	五〇	一二〇	二	一六〇	四一、〇三三

上記の外圖書館公立七十私立七合計七十七あつて和漢書九万二千二百六十六冊洋書千七百餘冊を保有し一般の閱覽に供して居る、又明治二十一年に香川縣教育會なるものが設立され各郡市に部會を有し教員の修養社會教育通俗講話等文化事業に貢献して居るが更に社會教育として大正四年の内務文部兩大臣の訓令に基き各郡市に青年團の設立せらるるあつて所謂健全なる國民善良なる公民の養成さるゝもの現在合計四万五千六百餘人に及んで居る以上の團體及私立諸學校に係るものを除外したる(公立學校のみ)もの、最近一ヶ年の公學費經常支出は縣費に屬するもの六十一万九千二百六十三圓郡費十四万七千二百六十三圓市町村費百六十万三千六百三十二圓合計二百三十五万九千九百六十一圓で今之を各總支出の百分比を算出すると縣費は總支出の百分ノ十八・八、郡費は百分ノ二十七・六、市町村費は百分ノ四十七・二、に當り育英の爲めに縣民が如何に多大の犠牲を拂へるがを知るに足る、大正十年第四十四議會で郡制が廢止されることになつたに就て大川高等女學校、木田高等女學校、三豊高等女學校、小豆島高等女學校、の四校及び香川實業學校は香川農業學校、綾歌農業學校は飯山農業學校、主基農林學校は主基農業學校、綾歌商業學校は坂出商業學校と各改稱共に縣立に移管され又文部直轄の高等商業學校は十一年度から建築工事に着手し大正十三年度より開校の豫定である。

縣郡市私立中等程度の學校の沿革其他狀況に就ては各所在郡市の部に於て記述することにする。

【財政】 封建時代に在つては歳入を大分して貢租と諸運上冥加金との三項とした運上冥加金は即ち雜稅である當時勘定奉行は執政參政の指揮を受け附屬の諸局員を統率して出納の事務を管掌した、大政維新版籍奉還後は藩治職制に依つて會計係の大小參事は大小屬を監督し其事務を處理した、廢藩置縣後本縣々治の分合再三に及び且つ歳入出規程の沿革多岐に亘つて居つたが明治二十八年に至り國稅徵收事務は縣の所管を離れて大藏省の直轄に歸するに至り爾來府縣の經濟は府縣稅に依り支辨するに至つた本縣財政に關する記録は三置後即ち明治二十一年より略完備して居るが内容繁雜に亘るを以て最近五ヶ年度の縣及郡市町村の歳入出決算を掲げ他に二三附記して置く事に止める。

縣郡市町村費歳入出決算額

年 度	所 屬	決 算 額	
		歳 入	歳 出
大正五年度	縣 費	一、二九九、六九三	一、二三二、二七三
	郡 費	三三四、〇〇九	二八二、二二七
	市町村費	二、二一〇、五七六	一、九九七、〇六一
	計	三、八三四、二七八	三、五一一、五六一
大正六年度	縣 費	一、二九六、三四一	一、一七三、〇〇九
	郡 費	三三〇、一五七	二八二、五七三

大正七年度		大正八年度		大正九年度	
市町村費	計	市町村費	計	市町村費	計
市町村費	二、三三四、三四四	市町村費	三、八〇〇、三八八	市町村費	一〇、八七一、八二九
郡費	三、九六〇、八四二	郡費	三、八〇〇、三八八	郡費	五、三八三、〇二五
縣費	二、九四九、四九〇	縣費	九、二五二、三三四	縣費	四、七〇三、〇一二
計	五、二六六、二二一	計	六六二、七六〇	計	七、八五、七九二
市町村費	二、九〇六、七五五	市町村費	四、七八九、二〇六	市町村費	三、八〇〇、三八八
郡費	六、三八二、四六六	郡費	六六二、七六〇	郡費	三、八〇〇、三八八
縣費	二、九〇六、七五五	縣費	九、二五二、三三四	縣費	四、七〇三、〇一二
計	二、九〇六、七五五	計	六六二、七六〇	計	七、八五、七九二
市町村費	二、〇八三、四三九	市町村費	三、四〇〇、八九二	市町村費	三、八〇〇、三八八
郡費	三、五三九、〇二一	郡費	七、一七五、一五〇	郡費	三、八〇〇、三八八
縣費	一、七五二、四〇二	縣費	三、八九一、九八三	縣費	三、八九一、九八三
計	三、九九九、三五六	計	六九七、五二四	計	六九七、五二四
市町村費	二、六六五、一八八	市町村費	四、七〇二、七〇六	市町村費	四、七〇二、七〇六
郡費	四、八一六、九四六	郡費	九、二九二、二二三	郡費	九、二九二、二二三
縣費	三、二四〇、九〇六	縣費	三、八九一、九八三	縣費	三、八九一、九八三
計	五、三三三、三五二	計	三、八九一、九八三	計	三、八九一、九八三

上記の通りで縣郡市町村大正八九年度決算の激増せるは歐州戦亂の影響を受け諸物價の奔騰せる結果に依るもので内大正八九年縣費の激増せるは臨時部災害土木費支出の激増せる爲めである、今九年度縣費支出の内容を百分比にして見ると警察費四一九、三九九圓は百分ノ一〇・七七、教育費八七六、三三七圓は二二・五二郡役所費一一五、四四一圓は二・九六勸

業費三二七、六五六圓は八・四一土木費一、五九九、四二七圓は四一・〇九衛生費八八、八七三圓は二・二八縣吏員費五六、五七一圓は一・四五縣債費二三三、二九三圓は五・九九其他の一七四、九九六圓は四・四九に當つて居る又郡費總支出に就て見ると教育費百分の二七・〇土木費三二・〇勸業費一三・二郡吏員費七・七其他二〇・一に當り市町村費總支出の内教育費一、六〇三、六三三圓は四七・二役場費七一九、二九八圓は二一・一諸稅負擔四三九、二〇一圓は一三・〇衛生費一五八、九六六圓は四・六土木費七五、三六三圓は二・三其他の四〇四、四三三圓は一・二〇に當つて縣費に於ては教育費土木費に總支出の半ば以上を支出し市町村に於ては教育費、役場費に支出せられ居る。

次に大正九年度の諸稅決算額を一戸當りにして見ると直接國稅は十六圓九十六錢四厘縣稅十五圓三十一錢一厘市町村稅二十八圓十八錢八厘合計六十圓四十六錢三厘となる又大正十一年度縣稅歲入豫算中主位を占むる地租の縣稅附加稅賦課率は本稅一圓に就き宅地は四十八錢六厘余其他は一圓十八錢七厘直接縣稅たる戸數割の課率は六圓二十五錢で本縣は戸數割雜種稅等他府縣に比し低率の賦課であるが然し戸數割のみに就て見ても明治二十一年度の一戸平均十四錢は三十一年度に六十八錢七厘となり四十一年度に一圓四十七錢大正七年度(明治五十一年度に當る)に二圓四十五錢となり十一年度は遂に六圓二十五錢を賦課せらるゝに至る迄縣費支出の膨張を來して居る。

【警察】 上古以來戰國時代に於ける警察行政の制度は今日の如く截然たる區別なく要す

るに兵馬の權と共に行使されたもので徳川幕府三代の頃より全國に奉行を置き其下に與力同心岡引等が置かれ今日の如く行政警察なるものなく司法事務と司法警察とは同一機關に於て行使し單に逮捕監禁し審問處罰するのみであつたが其處罰たる官權の認定に依つて斷罪し權力の濫用甚しく當路の犠牲になつたものも少なくなかつたやうである、又今日の如き行政警察なるものなく積極的に國民の福利安寧を圖るが如きはなく唯權力に依り國民を威壓し摺伏せしめたかの感がある、大政維新百政改正に當り明治七年三月始めて行政警察規則を定められ爾來年と共に制度整頓し平安の生治を爲し得ることになつたが往時を想像して聖世の惠澤に轉た感泣せざるを得ない。

本縣當初警察の事務は名東縣高松支廳内に於て取扱つたが後屯所を香川郡高松内町に置き大内寒川(大川郡)三木山田(木田郡)香川、阿野鶴足(綾歌郡)即ち現在の四郡を管轄し引田、丹生、津田、長尾、平木、坂本、淵崎、草壁、百相、坂出、瀧宮下、法勤寺の十二分屯所を設けて其事務を處理した、明治八年九月香川縣を再置せられ同年十一月従前の屯所出張所を廢し更に警察出張所及出張分局及屯所を置き同年同月屯所の名稱を廢し警察署を高松に警察出張分局を丸龜觀音寺瀧宮町田に置き警察出張分局に各屯所を置かれた同九年五月警察署出張分局及屯所を廢し警察出張所を高松丸龜觀音寺琴平瀧宮長尾町田に置き之れに屬する屯所を小豆島多度津下高瀬安原に置かれた、同年十月香川郡高松内町十六番地高松警察出張所を初めて高松警察署と改稱した、同十一年十二月悉く従前の屯所を警察分署と

改稱し更に三本松、志度、富田、牟禮、鹿庭、庵治、元山、西植田、豊島、池田、東濱、山崎、安原、笠居、由佐、高屋、國分、粉所、字多津、岡田、東造田等に各巡查交番所を置いた、再來四十有五年區劃の變更交番所の廢止駐在所派出所の新設移動常なく現在署が十、分署が七、駐在所百九十三、派出所合計二十六、各署配置人員警視三、警部十五、警部補十一、巡查部長四十二、巡查三百八十三、合計四百五十四名で本縣司法行政警察の現業的事務が行はれて居る其各署の内容は次表の通りである。

警察署名	管轄			駐在所派出所數						配置人員			
	市	町	村	計	駐在所	派出所	派出所	派出所	派出所	計	警視	警部	警部補
長尾警察署	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
三本松分署	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
志度分署	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
平井警察署	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
土庄警察署	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
草壁分署	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
高松警察署	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
佛生山警察署	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
坂出警察署	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	10	10	10	30	10	10	10	10	10	10	10	10	10

郡市主催の講話會の如き數へ來れば至れり盡せりと云ふべく諸種の施設及取締の如き到底
 擧示するの煩に堪へない。

【傳染病】 本縣傳染病として古來流行せしは赤痢、腸窒扶斯なるが如く殊に赤痢は一種の
 風土病として知られ藩治時代より毎年多少の流行を見たるも明治に至つてよりは四十三年
 の死亡者千四十五人を最後として爾來大なる流行を見ず虎列刺は明治三十五年の死亡千七
 百八十四名腸窒扶斯は明治二十四年の死亡五百七十四名を最後として大流行なきに至つた
 是れ一般縣民に衛生思想の普及したると常時の指導防疫施設の效果であると思ふ、保健衛
 生の業務に掌はつて居る者は最近の調査に依れば醫師三百九十名で内高松七十六名丸龜二
 十七名大川郡三十二名木田郡二十五名小豆郡二十六名香川郡三十八名綾歌郡五十六名仲多
 度郡六十九名三豊郡五十名である、又齒科醫は合計七十二名藥劑師は七十三名産婆四百三
 十一名看護婦は五百七十八名である。

【金融】 證券の割引、爲替事業諸預及貸附又は國債事務を營業として行ふ銀行業は同業
 相互に聯繫あり文明國の金融機關として最も完全なるもので他にも一部の金融機關として
 銀行の行ふ一部の業務を執つて金融に資せるものもあるが、其目的組織手段などが異つて
 居るから一般的に金融の狀況を知るには銀行の業績を見るの外ない、舊藩時代に於ては今
 日の如く整然たる機關なく本縣に於ても藩の金融方法として享保十五年に丸龜藩で一匁、
 三分、二分三種の銀鈔を封内に發行し能登屋某をして正貨交換の事に當らしめた、即ち今日

の兌換紙幣の發行を爲した、又高松藩では天保六年に砂糖爲替の法を定めた即ち銀鈔（硬
 貨と引換の手形）を作り御濟方と稱する役所を置き日下義左衛門なる者をして其衝に當ら
 しめた、抑も讃岐の砂糖は寛政享和の頃より製造して其起原も古く製法も進歩し當時一等
 品として聲價あり江戸大阪方面に莫大の輸出をした、然し甘蔗の苜取より商品となし京阪
 に積出す迄に多大の日數を要し百姓は資金固定の爲めに金融上非常に困難の立場にあつた
 一面高松藩に於ても公借金あり其支拂に窮して茲に所謂官營の爲替事業を營み今日の荷爲
 替の方法に依り銀鈔を以て前貸しを爲し賣品代より元利を徴する方法を執つたのである。
 藩政時代には藩の公金を御用立てる爲めに出入した町人があつたが民間の金融機關として
 は質屋或は無盡講なるものが一般に利用されて居つた様である、當時に於ても下層社會の
 融通機關としては都會地方には質屋なるものが最も利用されて多大の金額が出入して居る
 が本縣では質屋の貸附金に就ては統計的調査なく營業者又都會地方の如く多からず他の金
 融機關に就ても調査せるものなきを以て今本縣に本店を有する銀行の營業成績を示し尙近
 時農村の金融機關として益々發達利用されつゝある産業組合の業績を表示する。

管内銀行營業成績

大正十年

銀行名	創立年月	拂込 資本金	下半年末現在諸預り金			下半年末現在貸附金		
			官公金	普通	計	貸附金	當座貸越	計
高松百十四銀行	明治十一年十月	一、六九五、〇〇〇	三、八八、九八三	二、八一、九五三	六、〇〇〇、九〇〇	一〇、八六三、〇九三	四、六八五、九三二	一五、五四九、〇二五
高松銀行	明治廿九年五月	一、〇一〇、〇〇〇	三三、七四六	六、七九九、六六六	六、八三三、四二二	三、三一九、八二九	一、四八九、一七四	四、八〇九、〇〇〇
坂出銀行	明治廿二年六月	二九〇、〇〇〇	一五、六〇四	一、三三四、九三〇	一、五〇〇、五三四	九六九、三三三	二三四、四三三	一、二三三、七六七
坂出同盟銀行	明治卅五年七月	三三五、〇〇〇	—	一、五〇三、四一三	一、五〇三、四一三	一、〇八三、八〇〇	四八四、九六七	一、五六七、七六七
丸龜銀行	明治廿九年十月	三七五、〇〇〇	一六、六一一	一、三四三、六〇二	一、二六〇、二二三	六三九、〇三五	三六八、四〇七	一、〇七七、四三三
小豆島銀行	明治廿九年十月	六〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五二六、七五七	五三六、七五七	二五一、八二六	一八八、八〇八	四四〇、六三四
松山銀行	明治四十年五月	一五〇、〇〇〇	一四、五三四	四七一、五三六	四八六、〇七〇	二一一、二五〇	三〇〇、〇〇〇	五一一、二五四
多度津銀行	明治廿四年七月	二七五、〇〇〇	一八、四九一	一、六九一、六〇三	一、八一〇、〇九三	八四三、八九九	五四八、九四六	一、三九三、八四五
岐銀行	明治卅三年七月	四〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇一、三八六	一、〇〇一、三八六	四七三、四六八	四九一、二八〇	九六三、七四八
明正銀行	大正二年六月	三〇〇、〇〇〇	三三、一四二	二、一〇六、五五七	二、一三八、六九八	一、四四一、四五四	五八、一七一	一、九四九、八二五
琴平銀行	明治廿八年五月	六三五、〇〇〇	六八、一三九	三、七三八、一五四	三、七九六、二八三	一、一八、〇一四	一、六四四、三〇〇	二、七三三、三三四
三豐銀行	明治廿七年七月	一五〇、〇〇〇	—	五三〇、九三三	五三〇、九三三	一八三、六四八	一三九、七八一	三三三、四六〇
大内銀行	明治卅年十一月	二二五、〇〇〇	六九、二二六	一、一四〇、五四九	一、二〇九、七六五	七二四、三五五	七五一、五三三	一、四六五、八八八

年次	拂込資本金	積立金	年末現在預り金	年末現在貸附金	
				年賦償還	定期償還
大正十年	1,695,000	1,010,000	1,833,566	1,372,373	1,110,011

銀行名	創立年月	資本金	官公金	普通	計	貸附金	當座貸越	計
綾歌銀行	大正四年九月	五〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇	二、一三六、一三六	二、一三三、二六六	一、五七〇、六七五	九〇一、四六三	二、四七二、一三八
讃岐貯蓄銀行	大正十年	二五〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—
合計		六、二六〇、〇〇〇	七三三、四一〇	四、二七三、七七一	四、二七三、七七一	三、六六一、六六二	三、〇一三、七五七	三、六六一、六六二
大正九年		五、五九五、〇〇〇	五七二、一三六	三、五三三、九四七	三、五三三、九四七	二、四〇六、九三三	一、〇七七、二三五	三、三三三、一四一
大正八年		三、八三五、〇〇〇	四六八、三〇七	二、一五〇、〇六四	二、一五〇、〇六四	一、〇三三、三七一	二八、八一一	二、一五〇、〇六四
大正七年		二、九九六、五〇〇	三七三、九〇六	一、六六一、九四三	一、六六一、九四三	一、〇三三、三七一	二八、八一一	二、一五〇、〇六四
大正六年		二、五八九、〇〇〇	三三三、九七〇	一、二六八、四三四	一、二六八、四三四	一、〇三三、三七一	二八、八一一	二、一五〇、〇六四

高松商業銀行は大正十年二月百十四銀行に合併し別に讃岐貯蓄銀行の設置を見たが同行を
 開業は年末で記載すべき事項がない、又東讃銀行は最近百十四銀行に合併せしを以て同行
 の成績は便宜百十四銀行に合算せり。
 右の外縣外に本店を有するもので第二十二銀行、第一合同銀行、不動貯金銀行、愛國貯金
 銀行、合同貯蓄銀行があるが成績が判らぬから表中に入れぬ。

農工銀行營業成績

大正九年	六〇〇,〇〇〇	三三三,〇〇〇	一,六七七,六三二	一,一九六,九七四	三三〇,六五〇	一,二〇七,六三二
大正八年	六〇〇,〇〇〇	三〇九,五五五	一,二四七,三八八	二二六,〇〇八	三三六,一〇〇	九六二,一〇八
大正七年	六〇〇,〇〇〇	一九九,二五七	五二一,四八二	五八六,三〇八	七〇,八五〇	六五七,〇五九
大正六年	六〇〇,〇〇〇	一八五,四五七	四三三,八〇二	五五四,三三八	一〇三,六〇〇	六五六,九四七

農工銀行は大正十一年二月より株式會社日本勸業銀行讃岐支店となつた。

【産業組合】 農村に於ける産業の助長並に經濟金融の機關として近時著しく發達せるものは産業組合である、本縣に於ける産業組合の最古のものは新田信用組合で同組合法の發布された翌年即ち明治三十四年七月の設立である、再後年と共に増設され明治三十八年末に七組合明治四十年末に於て三十三組合なりしもの大正十年に於ては百七十三組合に達し殆んど市町村數に達して居る、而して此の拂込濟出資金百四萬一千圓積立金四十七萬七千圓借入金三十七萬六千圓貯金五百二十八萬圓一ヶ年間の貸付件數一萬九千四百六十二件此金額六百四萬九千圓同年末現在貸付件數一萬六千三百五十五件此金額三百二十三萬二千圓に達して居る貸付金の組合員産業資金として使用せる主なるものは肥料、農蠶具、土地畜牛購入、小作地讓受、土地溜池の修築、土地開墾、堆肥舎の建築などであるが、今組合種類別郡市別に示せば次の如くである。

産業組合數

大正十年末現在

郡市別	信用組合	販賣組合	購買組合	生産組合	販賣購買組合	購買組合	販賣組合	販賣購買組合	信用販賣組合	信用購買組合	信用販賣購買組合	信用購買組合	信用販賣組合	信用購買販賣組合	計
大川郡	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三
木田郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九
小豆郡	八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
香川郡	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二
綾歌郡	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三
仲多度郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三
三豊郡	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四
高松市	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	七
丸龜市	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	六
計	四	三	三	一	五	三	三	四	三	三	三	三	三	一	一七

貯蓄、勤儉貯蓄は本縣人の特長とし美風として誇るべき一にして當路者の勸奨又一再にして止まらず或は文書に或は講演に寫眞宣傳に機會ある毎に勧め今や郵便に銀行に或は組合に零碎の剩餘を蓄積せるもの総額實に二千四百八十六万九千三百八十一圓に達して居る、今此の総額を本縣現住人一人當に計算せば三十七圓五十八錢一戸當百七十三圓八十九錢と

なる、蓋し其の一面は本縣農村に於ては年産額五百五十万圓の麥稈眞田三百万圓の藁製品等子弟に對する好箇の副業ありて然らしむるものあることを想到すると共に副業の奨励預つて因を爲せるもと思はれる、今最近の郵便貯金、産業組合貯金、銀行貯金を示せば左表の通りである。

郵便貯金及産業組合貯金郡市別

大正十年十二月末日現在

郡市別	郵便貯金		産業組合貯金		金額合計
	人員	金額	口數	金額	
高松市	二五、一三七	一、〇二一、六三〇	一〇三	九一、三三二	一、一〇二、九六二
丸龜市	三三、二二五	一、一四一、〇四一	一	二、一八九	一、一四三、二三〇
大川郡	三〇、四八九	一、四七七、六六六	七、四八六	八二九、三〇三	二、二八六、九六八
木田郡	二二、九五六	七九一、一三三	一、三五二	一、一四三、五三〇	一、九〇四、六五〇
小豆郡	二二、八八七	一、四七三、五八四	三、二二八	三六三、六九七	一、八三七、二八一
香川郡	三三、四八五	一、四一七、九五三	六、五二一	八五五、七四八	二、二八三、七〇一
綾歌郡	四〇、二六七	一、三七二、一九三	九、六九六	六七〇、八八三	二、〇四五、〇七五
仲多度郡	五七、九七八	二、五二二、五八〇	四、六七三	四三二、四三三	三、〇〇五、〇一六
三豊郡	五六、六四三	二、五五〇、九八八	九、九二一	八九七、八七三	三、四四八、八六一
合計	三二〇、九九七	一三、七七八、七五八	五三、九一九	五、二八六、九六八	一九、〇八五、七三六

銀行貯金

大正十年三月末日現在

銀行名	千圓以上		五百圓以上		百圓未満		合計	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
高松百十四銀行	五六六	一、二〇四、四四四	一、三五五	八〇四、一七二	七、三三〇	一、四九四、三六二	一、二六五、四九〇	七二、九三九
高松銀行	二五六	三八〇、八六三	五三三	二八五、六六一	二、二二七	四〇六、七五六	九六六、九六六	四七、九七一
琴平銀行	一四	一七、六二八	三八	二五、六六五	五三七	一〇五、八六八	八、二六五	八、八五四
坂出銀行	六	一五、一六八	一三	八、七六九	一三三	二六、九六八	二、三三七	二、四八七
圓龜商業銀行	二	二、九二八	一三	七、六三九	一三四	三三、〇八〇	一、四九〇	一、六二八
多度津銀行	四八	八五、九四四	八五	五七、二二九	五八一	一三、四一七	六、七三七	七、四四一
坂出同盟銀行	三	三、六三六	五	三、四三五	六五	九、三三九	六七六	一〇、六八一
大内銀行	一	一	一	五四九	一一	一、八八六	四七	六九二
合計	九四一	一、七〇、五八三	一、九九〇	一、一九三、〇六四	一、〇〇七	二、〇一七、一七八	二、〇一七、一七八	一四一、一七

備考 高松産業銀行及中讃銀行は最近百十四銀行に合併したを以て同行中に合算せり

【産業】 凡そ吾人の慾望中其中樞を爲せるものは生活慾である生きんと欲することである、生活慾を核心として他の種々の慾望が附加纏綿し潤色されて茲に各種の經濟的活動となるのである。近時頻發する社會問題思想問題も又經濟的色調を有せざるもの稀なるが如く國際間の紛争又之れに起因して居る、生活の態様は邦に依り時代に依り習慣に依り人に

依り異れりと雖も其單なる楷梯は要するに生の保存及よりよく活きんと欲する慾望にあり此の欲求に對して最大部分を寄與するものは各種の生産即ち産業で他の經濟的活動の大部分は産業を中心としたる氛圍氣に外ならない、此の故に古來洋の東西を問はず産業的方面には全力を傾注されたかの觀がある、殊に近代生活の向上と人口の増加に従ひ益々熾烈を加へつゝある、我國に於ても已に八皇十五代應神天皇の八十五年(九四五)に朝鮮半島より織工、其他の技術家を招聘し給ひ二十一代雄略天皇(一、一三〇)の朝にも銳意産業の獎勵を盡されたが更に推古天皇の朝(一、二六八)に至り隨唐との交通起るに及んで美術工藝に一新紀元を劃した、爾後一千年漸次醇化され邦化されて進歩したが封建時代に至りてよりも他の施政の消極的なりしに比し殖産工藝には大に力を灌き當國に於ても農業工業其他産業的施設に就て直接間接に保護獎勵した治績が少なくない、が是等の治績は後に各該當の部に於て述べる事となる。

明治維新後文物施政順次緒に就き二十七八年日清戰役後に至り専ら殖産工業方面に力を傾注するに至り、本縣に於ても農業方面に於ては研究指導機關として明治三十二年に香川郡栗林村に農事試驗場を開設し米麥蔬菜果樹、病虫害肥料オリーブ等の試験を爲し其啓發せる處を應用普及に努めて居る、此外前後して綾歌郡、仲多度郡、三豊郡、大川郡に試験場の設置あり、後大川郡を除くの外は郡農會の經營に移し模範農場に改めた、更に農事の發達を期する爲め明治三十一年縣令を以て町村農會規則の發布あり三十二年農會法の發布

に次て三十四年縣農會の設立あり之に先んじて郡農會市町村農會完備し市町村農會には技術員を置き直接農業者の指導啓發に勗め又三十四年より三豊、大川、小豆の三郡に苗圃を設け果樹桑樹等の栽培を獎勵し更に明治四十年より米穀検査所を設け産米及移出米に對し検査を施行し大正六年より麥に對しても輸出検査を施行するに至り今や本縣米麥の聲價は市場に嘖々たるに至つた、又蠶業に就ては明治四十五年蠶業取締所原蚕種製造所を設け更に養蠶傳習製糸傳習生を養成して指導誘掖に努め畜産に就ては組合の設置種牡牛の配置市場の開設品評會を開催し水産に就ては明治三十四年水産試驗場の設置ありて漁撈養殖を誘發し組合を設置し朝鮮沿海の出漁獎勵等當業者の利益増進を圖つて居る、山林に就ては本縣公有林は藩政時代に於て濫伐の結果赭禿の稜山多く爲めに水源涸渴河底隆起して常時灌漑等の水利なく一朝降雨あらんか直ちに溢水して良田を荒廢せしめつゝある、之が對策として造林の外ないので縣に於ても明治十四年及三十四年に告諭を發し植樹の獎勵を爲し三十五年には殖樹補助規程を發布し一面造林用苗木の育成に務めて民間の造林を獎勵し傍ら縣營の造林及本省直營の造林を行つて居る

本縣の工業は輒近長足の發展を見るに至つたが之れに對する縣營の機關としては小豆郡苗羽村に工業試驗場を置き醬油釀造の改良を圖り試験、分析、鑑定、種麴酵母の配付等を實施し指導獎勵して居る同場は明治三十八年醬油同業組合に於て設置し四十三年より縣營に移したものである

商業に就ても本縣は阪神地方に接近し瀬戸内海に面し地勢上商業地に適して居るが交通其他の關係より著しき發達がなかつたが最近益々發展の氣運に向つて來た、機關としては明治三十一年に栗林公園内に縣營で商品陳列所が設けられ縣内の工産農産水産品農家の副業品家内工業品を蒐集陳列するの外委託販賣を行ひ時々展覽會を催すなど商工業の爲め少なからず裨益して居る、此外明治四十二年に高松商業會議所が設立せられ商工業の調査、紹介獎勵等を行つて居る、商品工藝品には意匠と圖案を要する商品のレッテル商標又は廣告の巧拙良否は直ちに商品の價値販路に影響する、本縣の工藝品たる漆器、彫抜品、木工作品、竹細工、團扇、日傘、陶器など其形狀圖案の良否が需用の多寡に關係を及ぼすは言を俟たぬところである、然るに是等作品の多くは意匠圖案舊套を反覆し時勢の進歩に後れ延て産額販路の擴張に影響せるものあるは遺憾である縣では大正四年より圖案係を置き特に費用を要せざるもの、外無料で希望に應じて居るが近來當業者も痛切に圖案改善の必要を覺り調製を依頼し來るもの年々増加し最近一年間に千七十八点の多き上つて居る今種類別を示せば左の通りである

圖案調製種類別

品種類別	點數	品種類別	點數
木 工 品	二〇〇	漆 工 品	三三〇

陶 器	金 器	織 物	團 扇
四八	一九	一四	一四
玩 具	印 刷	雜 類	計
二九	一六八	三四六	一、〇七八

以上の外農商工業者が重要物産同業組合法に依つて設立して居るもの及び準則組合と共に左の三十二組合があつて商取引の改善生産品の検査等各自斯業の啓發に努めて居る

香川縣重要物産同業組合

名 稱	事務所位置	地 區	營業種類	設置認可年月日	組合員數	組 長	副 組 長
讃岐漆器組合	高松市南新町三六番戸	高松市、香川郡栗林村	漆器製造	明治三十一年十二月十七日	一	藤川房造	杉所徳次郎
香川縣麥稈眞田同業組合	高松市	香川縣	麥稈其他物産	明治卅五年五月廿九日	五、一五	中西孫太郎	中條陸郎
讃岐製紙組合	香川郡栗林村字中ノ村三九番地	香川縣	紙類製造	明治卅二年十月三十日	一	乃村久綱	高橋金藏

三豐郡醬油製造 同業組合	香川縣木田郡香 川糖業同業組合	香川縣織物 同業組合	東讚肥料商 同業組合	香川縣綾歌郡蠶 絲同業組合	香川縣三豐郡蠶 絲同業組合	香川縣木田郡蠶 絲同業組合	香川縣大川郡蠶 絲同業組合
三豐郡觀音寺町 大字觀音寺甲三 一四番地	高松市築地町六 五六番地	高松市	高松市	綾歌郡坂出町三 七七九。三七八 一番地	三豐郡觀音寺町 大字觀音寺	木田郡平井町大 字池戸三三七四 番地	大川郡長尾町大 字長尾西六一一 番地乙第一
三豐郡	高松市、木田郡	香川縣	高松市、大川郡	綾歌郡	三豐郡	木田郡	大川郡
醬油製造	砂糖製造 販賣	織物製造 (地區 外製造業者ヨリ 原料ノ供給ヲス ルモノヲ含ム) 染色業 (藍染業 ヲ除ク)	肥料製造同販賣	養蠶、蠶繭生絲 養蠶、蠶繭生絲 養蠶、蠶繭生絲 養蠶、蠶繭生絲	養蠶、蠶繭生絲 養蠶、蠶繭生絲 養蠶、蠶繭生絲 養蠶、蠶繭生絲	養蠶、蠶繭生絲 養蠶、蠶繭生絲 養蠶、蠶繭生絲 養蠶、蠶繭生絲	養蠶、蠶繭生絲 養蠶、蠶繭生絲 養蠶、蠶繭生絲 養蠶、蠶繭生絲
大正七年九月七日	大正八年二月十三日	大正八年十月一日	明治四十二年十一月廿六日	大正元年十月十五日	大正二年三月八日	大正二年三月卅一日	大正二年三月卅一日
宮本 秋四郎	千葉 久太郎	岩部 幾太郎	中川 市太郎	小田 伊三郎	藤田 金三郎	山田 眞一	德田 眞太郎

小豆郡安田村大 字安田甲七番地	香川縣大川郡糖 業同業組合	高松酒商 同業組合	小豆郡素麵業 同業組合	丸龜團扇 同業組合	中讚醬油醸造 同業組合	大川郡醬油醸造 同業組合	高松傘同業組合	香川縣莫大小 同業組合	東讚醬油醸造 同業組合
小豆郡安田村大 字安田甲七番地	大川郡長尾町大 字長尾五番地	高松市丸龜町 番地清水小平方	小豆郡池田村大 字池田二三番地	丸龜市福島町三 四番地	綾歌郡坂出町	大川郡長尾町大 字長尾東五番 地	高松市南新町二 五番地	大川郡長尾町	高松市
小豆郡	大川郡	高松市、香川郡	小豆郡	丸龜市、仲多度郡	丸龜市、仲多度郡	大川郡	高松市、香川郡	香川縣	高松市、香川郡
醬油製造	甘糖製	酒類製	素麵製	團扇製造販賣同	醬油醸造	醬油醸造	日傘製造	莫大小製造加工	醬油醸造
明治三十四年八月八日	明治三十八年三月九日	明治三十九年十二月廿九日	明治四十一年六月廿六日	明治四十二年九月十七日	明治四十四年十二月四日	大正二年一月二十七日	大正四年十月廿七日	大正六年十一月卅日	大正七年五月十八日
藤岡 眞次	鎌田 虎太郎	福宮 房二	森田 勝五郎	尾池 松太郎	新田 房次郎	久保田 房次郎	鎌田 勝太郎	佐野 賢策	久住 利三郎

四万三千二百九十七町収穫七十五万石に及び其一反歩の収量明治三十年頃には裸麥一石三斗以内なりしもの最高一石八斗六升の記録を示すに至り最近二十万石内外を縣外に移出して居る。

【甘藷】 農産物中第三位の生産價額を示し大正十年の産額九百三十四万二千餘貫價額百二万八千七百餘圓に及んで居る其主たる産地は小豆郡で同郡より阪神方面に輸出せらるゝもの約三十万圓に達して居る。

【甘蔗】 甘蔗植栽は往時頗る旺盛を極め其起原は遠く寶曆の始め平賀源内なる者東濱村の花畑に移植せしに創まり其後寛政の頃大内郡湊村向山周慶と稱する醫師其師池田玄丈の遺囑を受け多年研鑽苦心の結果試作に成功し時の藩廳の命を承け封内を巡教指導せしより益々傳播し天保年間に於て最も隆盛を極めた、蓋し當國は水利の關係上比年早魃の害多く他の農作稔らず爲めに一層傳播を早めたものと思はれる、近年米作の有利なると外糖の壓迫に依り漸時減少の傾向を辿つて居る。

以上を以て本縣としての重要農産物に就て略記せしを以て更に他の主なる農産物と共に累年比較に依り表示して見る。

普通農作物數量價額累年比較

種別	大正十年		大正九年		大正八年		大正七年	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
米	八六二、七九五 <small>石</small>	三、四、二五九、四八六 <small>円</small>	九四九、一九二 <small>石</small>	三、四、四四九、四三三 <small>円</small>	九九八、三三三 <small>石</small>	三、四、六三九、五六三 <small>円</small>	八〇五、六〇一 <small>石</small>	三、四、八八三、五二五 <small>円</small>
麥	六四一、七七二	九、九七〇、八〇七	七四六、四七二	九、五三三、八三三	六八三、九〇〇	七、三三、二五〇	八三三、二六二	八、五八、九〇六
大豆	一五、九〇九	三〇一、八七三	一六、九七七	三五五、六八七	一七、五二二	五三五、三八五	一四、三二八	三二二、七八〇
蠶豆	二三、九七〇	四一五、二一六	二六、六三九	六三三、四八九	二六、六二八	八〇〇、六五九	二四、三四五	六〇五、〇〇一
甘藷	九、三四一、九三六	一、〇、八、七三三	一、〇、五、九三三	一、一、七、八八九	一、七、九〇、一一三	九、一九八、六二八	九、一九八、六二八	一、三、三三、八〇〇
里芋	二、五九二、〇八五	七、四、五、八五六	二、八七三、二七六	八〇六、四一一	二、三、七三、四三一	二、三、七三、四三一	二、七二、七七九	六、三三、八七四
蘿蔔	六、五二五、五六七	六、八五、一〇一	七、四七三、九八三	七、一九、一三六	七、四八九、七三七	八、四〇、六九六	六、八五九、四四五	六〇八、五九五
甘藷	六、一七三、七〇一	四、九三、八二六	五、三四二、四二六	五、三四、二四二	六、五五四、七九一	一、一、七九、八六三	六、六七三、三四五	七〇八、五七五
茄子	九三〇、五八三	二、七二、〇七九	九九五、〇九一	二、八七、二九一	八八〇、五八九	三、三六、〇三七	八四三、一〇九	一、三、四、四五二
除虫菊	一三、八四八	五、五、〇一〇	二二、九八九	一、二四、二三〇	二四、一六〇	九七、六三三	二九、六八〇	六、九、九五五

【果實】 本縣は氣候温暖、土質は果樹の栽培にも適して居る、之が獎勵としては明治四十三年勸業七年計畫樹立と共に縣農會農場に於て柑橘苗を成育して各郡市に配付し又地方には果物組合、縣には果物同業組合を設置獎勵して居る最近の調査に依ると柑橘類二萬二千

八百餘圓柿其他の果實十三萬五千余圓を阪神地方に移出して居る其主要産地は綾歌郡で全産額の三分の一以上を占めて居る、今種類別に最近の生産額を累年に表示して見る。

果實生産累年比較

種別	大正十年		大正九年		大正八年		大正七年	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
梅	五、二九九	八六、五三〇	五、七六一	九八、五三二	六、八四一	一〇六、二八〇	五、三七七	七〇、二一九
桃	四七三、九二八	三三四、三四九	五四二、七六六	二二一、二四八	四九八、六三三	一八一、五二六	四八一、八三三	一一四、四四九
日本梨	二〇六、八三七	一一一、三三九	二六六、〇七九	一七一、五一九	一八四、七二〇	一一三、五二二	二四八、三三三	五三、〇五四
西洋梨	三、九二一	二、三四六	五、五四二	三、四二二	六、八七四	三、三八一	七、〇三二	三、一九八
柿	四四一、九八六	二二一、九五〇	五〇五、八七七	三三四、九八三	四八、七三七	一九八、一八四	二四三、七三二	八七、九〇一
苹果	三三、一三三	四〇、〇三四	四五、五二九	六一、九七六	七三、二八八	五二、三三四	一一四、六八一	四八、六八一
枇杷	七四、八九八	三三、三〇三	一〇一、六五九	四五、七七八	八四、一五一	三三、八一	一〇〇、九五九	二八、五八六
葡萄	七〇、七四〇	三八、四三〇	八七、三三三	五三、八八三	二五六、九二七	一一〇、六四七	八一、三三九	二四、二一七
蜜柑	一四五、七二四	五五、九八四	四八三、四六三	一九五、八六三	三四二、〇〇三	一四一、二九八	二七三、五七七	九七、三三〇
ネーブル	三六、〇四三	一八、九三〇	一五九、七〇五	七七、八三〇	一一〇、七三七	五八、六三四	一〇九、六〇九	四四、五九二
夏橙	二二六、八六六	六一、二二六	三三四、四三二	八九、二〇五	二八五、九二六	七二、四七三	二四一、五九九	四七、一六二

種別	大正十年	大正九年	大正八年	大正七年
其他柑橘	五九、八九三	一一一、九二二	三三、〇九〇	一〇〇、〇〇四
其他ノ果實	一六、七三三	一一、九二二	二七、三九〇	一〇一、二二四
合計	九四九、九六一	一、四三四、八三三	一、一三〇、七六六	六六三、二三四

【オリーブ植栽】 オリーブ油は醫藥、食料、燈火、石鹼等其用途廣く年々我國に輸入せらるゝもの逐年増加し最近十數萬圓に達して居る、抑もオリーブ樹の植栽は文久の頃より他縣に於て再三試みられたが風土の關係上失敗に歸した明治四十一年農商務省は米國より數種の苗木を輸入し香川、三重、鹿兒島の三縣に培植せしめた本縣に於ては農事試験場の事業として明治四十一年四月小豆郡西村に樹數四百本反別一町九畝歩に試植した、四十三年初めて結實し其産額六斗を得たので更に大正六年に至り品種試験の爲め五反歩を擴張し九種を植付けたが成育可良結實を見るに至り爾來年と共に産額増加最近三十石の收穫あり搾油一石五斗鹽藏八斗を得今や本邦唯一の生産品として注目せらるゝに至つて居る。

【蠶業】 縣下蠶業の起原は審かでないが藩政時代に於て眞綿税と稱し畑地の畦畔に賦課し眞綿の現品を徵収した事蹟より稽へると餘程古くより飼養せられたものと思はれる、養蠶の獎勵に就ては前に機關施設に述べたが右の外桑苗の配付稚蠶共同飼育、巡回教師の設置共同乾繭等大小となく施設され其結果逐年桑園反別、飼養戸數、掃立枚數、収繭高の増加を來して居る又製絲工場としては現在五工場あり本業は價額の騰落變動甚だしく經濟界の

事情に支配される、こと他の事業より一層敏感で毎年多少の盛衰はあるが今明治二十五年より每五年の調査を掲げ消長を示せば左の通りである。

桑園段別養蠶戸数取繭等累年比較 (每五年)

年次	桑園反別	養蠶戸數	掃立枚數	收繭高	價額
明治二十五年	二〇八、八 _{町反}	一、九九四	一、八五五	一、四〇八	五五七 _町
明治三十年	四六八、九	四、一一四	二、八六四	一、六三三	?
明治三十五年	四九五、八	五、七一二	四、一五四	三、二九六	二一〇、八八九
明治四十年	四四五、七	一〇、九八九	七、二六五	六、七七四	二七七、一八八
大正元年	六二〇、九	一九、三六七	九、二四七	一〇、三〇八	五二二、九七五
大正五年	九二五、四	三九、九三五	一九、五二三	二五、八七四	一、五二一、三四六
大正九年	一、八六二、四				

【耕地整理】 本縣の農政に就ては曩に概説した如く各方面に亘り研究指導せられ集約的方法に依り殆んど遺利なく經營せられて居る故に是れ以上の問題は耕地面積の増加を圖るの外なく即ち開墾に依り耕地の増加を計ると共に整理に依り土地の利用範圍を増大するのではない、殊に本縣の如く人口の割合に耕地の狭少な處では最も緊急を要する事業である此

の必要から本縣では明治三十七年始めて縣農會の事業として勸誘指導に努めたが三十九年度より縣に移管し四十二年縣令を以て補助金交付の規程を制定し更に四十三年に獎勵規程を發布し調査、設計、工事監督の補助並に手續等指導方法を制定して獎勵した。

明治四十二年耕地整理法の改正に伴ひ事業の範圍擴張せられ開墾地目變換の事業も亦法の認むる所となり事業の振興を促進した殊に大正八年開墾助成法の實施せらるるに至り益々隆盛となつた、然し助成法に依る補助は五町歩未満の開墾には適用がないので大正九年に獎勵規程及補助規程を改正して五町歩未満の開墾に對しても開墾補助金を交付することゝなつた。

今事業の經過を見ると明治三十七年より大正十年十月迄の施行認可數は九十一箇所其面積四千三百八十三町で内工事完了が三十九箇所事業終了五箇所工事中四十箇所未着手が七箇所で明治三十九年度より大正九年度迄の補助額は合計八万八千六百六十一圓に上り低利資金の供給を受けたもの四十三組で金額五十六万三千九百圓に上つて居る今郡市別の地區、面積工事費豫算及將來耕地と爲し得べき見込面積を郡市別に表示すると左の通である。

地區面積豫算郡市別

郡市	地區	面積	工事費豫算
丸	三	四二、一 _{町反}	九、五五八 _町
總			
市			

耕地擴張見込面積郡市別

郡市別	開墾	開拓	地目變換	合計
大川郡	一五	八	六九一、三	二八八、六三五
木田郡	九	九	一五八、八	五八、〇一一
香川郡	九	九	二五七、五	一六二、八三八
小豆郡	九	九	二八七、三	二四三、四〇三
綾歌郡	二〇	九	七〇七、四	二六八、二二四
仲多度郡	六	六	一六二、一	六九、五八二
三豊郡	二一	六	二、〇七六、三	五六五、八三六
合計	九一	九一	四、三八三、一	一、六六六、〇八九

郡市別	開墾		地目變換		合計	
	田	畑	田	畑	田	畑
大川郡	五、 ^{町反} 二	二〇八、 ^{町反} 五	一七、 ^{町反} 四	一	二二、 ^{町反} 六	二〇八、 ^{町反} 五
木田郡	三、 ^{町反} 六	八九、八	一〇七、四	一	一一、〇	八九、八
小豆郡	七、 ^{町反} 八	三三、 ^{町反} 四	二一〇、一	一	二八四、九	三三、 ^{町反} 四
香川郡 (高松ヲ含ム)	六、 ^{町反} 八	三三、 ^{町反} 六	二三四、六	一	三〇四、四	三三、 ^{町反} 六

畜産

郡市別	田	畑	合計
綾歌郡	八〇、五	一四二、五	二二七、三
仲多度郡	九四、五	二五、〇	一二七、六
三豊郡	一七三、二	一、八三、一	三七一、三
合計	五七七、六	二、二八、九	二、一八一、一

【牛】牛は役用及肥料採取の必要上古來飼育せられたが多くは但馬因幡伯耆備中地方より輸入せられたもので縣下の生産としては僅少であつた寛政以後製糖業の旺盛を極むるに従ひ増役の必要より牝牛の數増加し明治初年の頃より製糖の衰頽するに伴ひ又牝牛の數を増加するに至つた然し之を以て蕃殖の用に供するもの少なき爲め漸減の傾向あり縣に於ては一面乳肉の需用増加勞力の補充として改善増殖の必要を認め爾來各種の施設を爲し之が改善發達を企劃した、即ち明治五六年の頃斯業に經驗ある者をして屢々巡回勧誘を爲さしめ十三年の頃より雜種牛を輸入し十七年に至りては其數八十四頭に達した明治二十年農商務省より改良種牛を借入れ専ら種付に供用した三十年六月縣令を以て種牝牛貸與規則を設け種牝牛六頭を置き汎く民間に貸與し改良蕃殖を計つた、三十五年より縣の直營とし農事試験場に飼養し同所に於て種付する外時々巡回種付を行つた其後漸次衰弱又は斃死したものを補缺し更に増加して、三十一年度よりは一郡一頭の割合を以て貸與することとしたが

明治四十五年よりは団体有種牡牛の普及施設を圖り購入種牡牛に對し補助金を交付することとなつた、更に畜牛全体より述べると米作の豊凶牛價の騰落に依り支配され明治四十二年に至り空前の好況を呈したが四十三年に至り反動的暴落に會し多年の増加趨勢逆轉して漸次不振に陥り之が振興施設として畜産組合の設置普及を圖り大正二年畜牛頭数は一時増加したが三年以降時局の影響を受け牛價の昇騰著しく一度賣却せば代牛を需むるに難く漸次減少したるが産犢數は大正二年より漸次増加したるを以て大正七八年より漸く増加の歩調顯著となつた左に最近五ヶ年間の年末頭數を掲げる。

牛頭數累年比較

年次	内種		朝鮮種		雜種		外種		計	
	牝	牡	牝	牡	牝	牡	牝	牡	牝	牡
大正六年	九、八五七	一、七一一	一〇、一八〇	一、〇一五	九、四七六	一、四二六	四八	六	二九、六六一	四、一五
大正七年	八、一八三	一、三七〇	一四、〇九五	九六七	八、五七一	一、〇五七	六九	九	三〇、九一八	三、四〇
大正八年	八、一四七	一、三六三	一六、九〇七	一、〇三三	七、五三六	一、〇六二	四〇	一六	三三、六三〇	三、四七
大正九年	七、二六七	一、二二三	一八、五六九	一、〇三八	七、五三七	一、一四二	六五	一〇	三三、四三八	三、四一三
大正十年	七、九七七	九六九	二一、三七七	一、二四四	四、九九六	七三三	三八	一四	三四、三六六	三、六七〇

元來家畜の取引賣買は從來弊害の伴ひ易く之が爲めに當事間に不測の損害を蒙ること多く

延て家畜飼養の發達を阻害すること尠なからざるを以て夙に鑑るところあり明治四十四年家畜市場法實施を機とし畜産組合に縣費を補助し其設置經營を奨励した結果定期市場各郡に普及し其數三十三ヶ所に達し出場頭數賣買頭數年と共に増加しつゝある、今最近牛市場成績を郡市別に示せば次の通りである。

牛市場成績

(大正十年)

郡市別	市場數	出場頭數	賣買頭數	同上價額	開市度數
丸龜市	一	四一八	一八〇	二二、一二九	七
大川郡	五	四、二二三	二、五〇八	二五四、一九六	四八
木田郡	四	五、四〇四	二、八九八	三五九、九四八	三九
小豆郡	一〇	七、五九五	一、六八一	二六二、九八五	一一一
香川郡	三	一〇、一〇〇	三、九〇六	四三一、四三二	四〇
綾歌郡	三	一〇、一五三	四、二〇九	四七二、五二八	四三
仲多度郡	二	四、七三一	七、四六八	九四四、一九九	三四
三豐郡	五	九、〇三三	四、一九一	六四九、六八五	四七
合計	三三	六一、六五七	二七、〇四一	三、三九七、一〇二	三七九

【馬】馬は多く縣外よりの輸入で縣内出産のもの殆んどなく高松藩に於ても寛永二十年頃奥羽より種牡馬を輸入蕃殖を試み享和元年より一層改良増殖に努めたが其産出少なく藩用を充すに足らず終に廢止された、明治六七年人力車を使用せざる頃には馬背を借るの旅客少なからず、隨て馬匹の數稍々多かつたが爾來年と共に減少して明治三十年普通寺に第十一師團の置かれ毎年度多少廢馬の拂下を受け漸次其數を増加したるも其後逐年減少し大正十年末に於ては千百六十九頭となつた但し其原因は牛に比し飼養役用の困難なるを採算上不利なるに依るものである、今最近五ヶ年の年末現在數を表示すれば次の通りである。

馬頭數累年比較

年次	内種		外種		計
	牝	牡	牝	牡	
大正六年	九一	六〇九	八〇	七四八	一、三五六
大正七年	九四	六五二	八二	五五五	一、二〇七
大正八年	七〇	五七二	六三	五一〇	一、〇九一
大正九年	七五	四八〇	五二	五八五	一、〇六五
大正十年	七〇	五〇〇	四七	五四八	一、〇五二

【豚】豚は明治四五年の頃一時蕃殖の傾向があつたが當時は未だ食用に供する者少なく従つて販路も少なかつた爲め一時廢絶したので縣に於ては農事試験場及縣農會をして種豚を飼育配付せしめた結果三豊、仲多度、小豆郡に於て之を飼育する者漸時増加したが需用者少なく價額低廉の爲め又々廢絶した、獨り小豆郡のみは飼料販路の關係上普及發達したので縣では之が助長の目的で養豚畜産組合を組織せしめ種豚の改良蕃殖、普及屠場の設置販賣方法等に就て改善した結果逐年増加し最近本郡より阪神地方へ輸出せられたもの四千六百三十六頭價額十二万四千三百五十三圓に上つて居る。

豚頭數累年比較

年次	年末現在頭數		年内出產頭數	
	内種	外種	内種	外種
大正六年	二、〇三七	六一〇	二、五一九	六三三
大正七年	二、五八二	一、四五四	三、九三五	二、〇六八
大正八年	一、六〇五	二、五二七	一、九八八	四、七二二
大正九年	二、七四八	二、七一〇	二、六一〇	二、二四七
大正十年	四、二二四	四、三三六	三、三三五	二、六二二

家禽、家禽中雞は農家の副業とせるもの多く本業も經濟市場の影響に依り消長常ならず

即ち日露戰役當時卵肉の需用増加に伴ひ養鶏業は著しき發達を示し明治三十七八年の頃羽數十三万余産卵數四百七十方に過ぎなかつたが明治四十年に至り羽數二十三万余産卵八百萬餘に激増した明治四十三年勸業七年計劃樹立と共に縣農會をして種卵配付の設備を擴張し専門の技術員を設置せしめ卵用鶏種を單冠褐色レグホン、黑色ミノルカの二種に卵肉兼用として鏈班ブリマス外二三種に製限し改良普及の爲め講習講話會品評會を催し去勢術の實地指導を行ひ啓發に努めた結果大正六年に於ては飼養戸數五万二千余羽數四十万六千六百産卵千四百六十五万余に増加した然るに大正六年の頃より食料品の漸騰に伴ひ飼糧の騰貴したに拘らず卵肉價の騰貴伴はなかつた爲め漸次減少した、然るに一時低廉なりし卵肉價も大正七年の末より漸次高騰した爲め八年よりは又々増加の傾向を示し大正十年六月三十日現在の調査に依れば飼養戸數四万二千二百五十三、羽數三十八万八百十一、産卵千六百十八万二千余箇、卵價額七十三万二千五百圓に達した、此外同日の調査に驚四千七百十九羽現在せり。

【水産】 本縣は北方瀬戸内海に面し東方阿波國界より西伊豫の國界に至る延長五十五里岬角灣浦多く大小の島嶼基布して水族豊富之を以て古來沿岸民の漁撈に従事する者多く三藩治時代より法規條目を定め保護取締の道を立て漁業者及漁具の制限を爲し或は漁場の區域を定めて運上金冥加金或は水夫役を賦課し著名なる漁場或は魚市場に藩吏を出役せしめ或は幕府貢獻物の捕獲等慣行に依り之を獎勵し其嚴酷なる制裁は能く濫獲を防ぎ能く秩序を

維持したが維新後封建制度の廢滅と共に漁業の制度も亦變更し僅かに舊慣に依るの外據るべき制度なく單に雜稅の名に依り各種の漁業に對し課稅を爲したに過ぎなかつた爲めに漁民は自己の收利のみに趨り濫獲の弊害より終に漁場の粉擾漁業の葛藤到る所に喧しく是に於て明治七年四月漁業に従事する者は悉く其區分を明瞭に認め免許を受けしめ鑑札を下付したが明治八年政府は太政官布告第二十三號第百九十五號同二百十五號を以て海面の官有たるを明かにし從來の如く捕魚採藻の權利を占有せんとするものは海面の區域を一定し圖面を以て届出て且つ相當稅金を納むべき旨を公布せられた以後數度の布達があつたが明治十五年甲第六十二號を以て借區の制を廢し漁業者各自に營業免許鑑札を下付し漁業組合準則に依り一行政區の下に組合を組織せしめた明治三十四年四月法律第三十四號を以て漁業法を發布せられ明治三十五年八月縣令第四十七號を以て漁業取締規則を發布し水産動植物の蕃殖を保護し漁業の取締を勵行し各漁村に漁業組合を設けしめ之を擴め縣下に一の水産組合を設置し斯業の改良發達及水産動植物の蕃殖保護其他水産業に關する共同の利益を増進するに努めた今漁業組合數及水産組合員を郡市別に示せば左の通りである。

漁業組合數及水産組合員數表

七〇

郡市	漁業組合數	水産組合員數		合計
		漁業者數	販賣業者數	
高松市	一	五四〇	五六	六〇八
丸龜市	一	一五〇	四八	二〇九
大川郡	一三	一、二二五	九八	一、四六四
木田郡	三	四四七	七	四七四
小豆郡	二二三	一、二七九	二二	一、三七八
香川郡	五	五〇〇	二八	五三一
綾歌郡	七	二四八	三九	二九二
仲多度郡	七	一、三五八	三九	一、四一八
三豐郡	一七	一、一五一	一三三	一、三九三
合計	七七	六、八九八	四六九	七、七六七

以上の如く漁業組合又は水産組合を設けしめ漁業者共同利益の増進保護に助めて居るが更に明治三十四年に水産試験場の設置ありて漁撈、潮流観測、製塩、漁獲物の製造朝鮮出漁の奨励、餌料の研究、魚介の養殖水産智識の普及を圖る爲め講習講話品評會等總ての方面

より指導奨励して居る。次に本縣漁業者の戸數人員を掲げると次の通りである。

漁業戸數及就業者

(副業及被扶養家族を除く)

郡市	漁業戸數		就業者	
	本業	副業	男	女
高松市	四六七	七〇	九八二	五二
丸龜市	二五七	一七九	三三四	一
大川郡	一、五二五	四五七	二、七五二	一、一八八
木田郡	二六四	一〇五	六一七	五九〇
小豆郡	五七五	五六一	九六〇	三〇七
香川郡	二六八	二五六	七三二	二四二
綾歌郡	一一〇	四四	一七八	一一一
仲多度郡	八二二	一一〇	一、四六八	三七六
三豐郡	一、五八八	六九五	三、三七五	二、〇二二
合計	五、八七六	二、四八七	一、三九八	四、八九八

本縣民の漁獲物は近海に於て漁獲するものと朝鮮沿海關東州及南洋に於て漁獲する遠用漁業との二に大別すべく近海漁業に依る漁獲物の内魚類の主なるものは背異鰯の五十七万九

七一

千圓鯛の四十五万五千圓、之れに次ぐは鱒の三十二万七千圓、鰻の二十万八千圓、黒鯛の十一万七千圓、鰯の十萬圓、鱈の九万九千圓、其他五十三万七千圓、合計二百二十万三千三百六十六圓、で貝類は沖鯛の一万六千八百圓、蠔の一万一千七百圓、其他二万五百四十四圓、合計二万九千六百圓、水産動物に於ては鰻の三十八万二千二百圓、烏賊の七万四千四百圓、鱒類の十一万七千四百圓、蟹の二万一千圓、海鼠の一万一千八百圓、其他九千三百圓、合計五十七万九千九百五十圓、海藻類は二千四百三十圓、合計二百八十一万圓、で遠洋漁業に於ては鯛、鱒、鱈、鰻を主とし、其漁獲高合計百二十五万二千餘圓に達して居る、今是等漁獲物を累年比較に依り示せば次の通りである。

漁獲高累年比較

種別	大正十年	大正九年	大正八年	大正七年	大正六年
魚類	二,二〇一,三六六 ^四	四,二二二,六一三 ^四	一,八九五,二八七 ^四	一,四七六,五六五 ^四	一,三三七,五三九 ^四
貝類	二九,六三〇	四九,〇四四	四五,一三四	三六,六八六	三一,一七五
水産動物	五七一,九五二	六一一,一三八	四四〇,二九六	三四五,七二九	一九一,九八九
藻類	二,四三二	八,三三二	二,七三七	六,二二八	六,二五八
遠洋漁業	一,二五二,三四九	一,一九六,〇五九	一,一六六,八〇〇	八一四,二〇九	五九六,〇八二
合計	四,〇六二,七二九	四,二八七,一八六 ^三	三,五五〇,二六四 ^二	三,六七九,四一七 ^二	三,一六三,〇四三 ^二

右の外水産製造物にして煮乾鰻、乾鰻其他合計大正十年に於て二百七十六万六千圓、大正九年に於て二百一十五万五千圓、八年に於て百八十二万九千圓、七年九十三万七千圓あるが、漁獲物と重複するものがあるが故に前表中より除外する。

【鹽】本縣は沿海曲浦に富み干潟多く氣候温暖で雨量少なく製鹽には好適の地勢にある、今沿革の判明せるものを掲ぐれば慶長年間(於て松原(津田)安戸濱(引田)に鹽田十七軒前の開墾あり元禄年間には鹽屋濱(志度)の開墾あり、寛政年間には西潟元濱(西潟元)の開墾あり、天明年間に生島濱(香西町西)木澤濱(王越村)の開墾あり又三豊郡詫間綾歌郡宇多津古濱など開墾せられたが當時は規模小さく作業幼稚であつた爲め時々の景氣に支配され事業に盛衰消長浮沈が多かつた、文政九年時の藩主松平公、藩士久米永左衛門に命じて坂出鹽濱の築造を爲さしめたが其考案舊慣を脱し特色があつた爲め斯業に志す者皆此風に習ひ改築經營を爲すもの相繼ぎ遂に今日の隆盛を見るに至つた。

明治三十八年鹽專賣法の實施せらるゝに方り鹽田整理の爲め松原安戸柞田の三濱は米田に變つたが現今總反別千六百六十町竈數六百五十一箇産額二億〇四百二十三萬余斤賠償金額六百二十五萬圓に達し古來讃岐三白の一たる本業のみは益々隆盛に向いつゝある。

明治三十五年九龜市、仲多度、綾歌、三豊郡を區域とする西讃鹽田同業組合が設置され次で三十七年高松、木田、小豆、大川郡を區域とする東讃鹽田同業組合を設置し營業上の弊害矯正と調査研究に努めつゝある今郡市別生産額並に最近五箇年の累年比較を掲げて見る

郡市別生産表

郡市別	鹽田所在地	鹽田反別	電數	製鹽高	賠償金額
高松市	六九、 ^{町反} 一	二九	九、五一六、八七〇 ^斤	三〇九、三九六 ^円	
丸市	三三、三	一七	四、四九八、八三〇	一四六、四一二	
木田郡	幸禮、古高松、麻治、瀧元、木太	八〇	二六、一一七、三五〇	八四八、九六〇	
小豆郡	土庄、淵崎、四海、草壁、安田	二六	四、八二二、二七〇	一五四、九二四	
香川郡	弦打、下笠居、直島、東濱、香西	四三	一五、一一六、〇九〇	四九一、二三五	
綾歌郡	坂出、宇多津、林田、松山、王越	一四	四、七〇一、二六〇	一四九、一六二	
仲多度郡	金山、土器	一四	四、七〇一、二六〇	一四九、一六二	
三豊郡	本島村、與島村	九〇	二八、四二九、二二五	九二八、三七九	
計	詫間村、仁尾村	一六五	二〇四、二三三、五八三	六、二五〇、五一五	
大正六年	一、一五四、 ^{町反} 〇	六五九	二六八、六六六、五六三 ^斤	三、八三六、九八九 ^円	

製鹽高其他累年比較

年次	鹽田反別	電數	製鹽高	賠償金額
大正七年	一、一五六、〇	六七〇	二〇八、二三六、二九三	四、三三一、八八〇
大正八年	一、一五四、六	六六五	二四九、〇〇一、六五五	七、四四〇、四二七
大正九年	一、一六〇、〇	六五六	二五一、五七〇、四二一	九、一五四、九七〇
大正十年	一、一五九、一	六五一	二〇四、二三三、五八三	六、二五〇、五一五

【林産】 林産物中木材薪炭材は建築用器具用燃料用として必要缺く可からざるものであるが森林の造成は更に重大なる意義を有する、本縣公有林は藩政時代に於て濫伐せられた余殃として到る處禿禿稜山多く近年漸く天然造林に依り稚樹の青々たるものありと雖も未だ水源を涵養するに至らず一朝降雨あれば砂泥を流下し河底年々隆起せる爲め直ちに溢水して良田を荒廢せしめ堤防道路を破壊する等は等復舊工事費の爲め常に縣財政を苦しめつゝある、其原因は地勢上傾斜の多きと流域の短少なるに依るが一は禿山の多い結果である之が對策としては造林の外ないのであるが造林事業は他の生産と異り利潤を見る迄に長年月を要し資本固定等の爲め實行は急速に行はれない縣に於ては先に述べた如く明治十四年及び三十四年に告諭を發し植樹の獎勵を爲し三十五年には植樹補助規程を發布し一面造林用苗木の育成に務めて民間の造林を獎勵して居る縣營の造林としては公有林野の荒廢地に大正八年より毎年二十町歩公有林野の無立木地に大正十一年度より毎年五十町歩宛造林するの外官行造林として本省直營で大正十一年度に於て二百町歩を造林することになつて着々

永遠の策を遂行して居る今縣林野産物價額を累年比較として示して見る。

林産物價額累年比較

年次	用材	薪炭材	竹材	林野産物	合計
大正六年	四一八、八三一 <small>円</small>	四一七、八七八 <small>円</small>	四六、五七七 <small>円</small>	二一八、一〇七 <small>円</small>	一、一〇一、三九三 <small>円</small>
大正七年	三三六、九四一	五四九、三九七	六五、一八五	三一七、七六五	一、二六三、二八八
大正八年	三七五、九三六	七五〇、七三一	一〇二、〇七	四八五、三六七	一、七二四、一〇六
大正九年	四七〇、一二三	七一四、五八一	九二、三二四	四六二、二二八	一、七三九、二五六
大正十年	三七二、五五八	六三七、六五九	九三、四三七	五〇一、三一六	一、六〇四、九七〇

【礦産】 石材は本縣の特産物で瀬戸内海に點在する各島嶼又は本土北部の海岸より花崗石を産出するもの年額百三十万圓に達し殊に小豆郡の産額は百餘万圓に上つて居る、往昔豊太閣の大阪城を築くに當り、多く小豆島より之を徴し今猶當時不用に屬したものは北浦村小海の海岸に遺棄されてある、近年に至りては阪神地方の建築材裝飾用材として多く移出されるが曩に明治十六年皇居御造營に、大正二年及三年には伏見桃山御陵の工築に徴用されたる光榮を有する小豆郡に次で多く産出するは仲多度郡、三豊郡、香川郡で此外木田郡に安山岩綾歌郡に凝灰石を産出する尙小豆郡には年産數千圓餘の石炭を産出する今郡市別に礦

産價額を表示して見る。

礦産物價額郡市別

(大正九年)

郡別	石		計	炭	價額合計
	材	雜數			
丸龜市	四、〇五〇	四、九四九 <small>円</small>	四、九四九 <small>円</small>	—	四、九四九 <small>円</small>
大川郡	九七、四九九	一五、三四三	一九、三九三	—	一九、三九三
木田郡	九五六、四八〇	九、〇一五	一〇六、五一四	—	一〇六、五一四
小豆郡	三三、七三〇	二、二四五	九五八、七二五	二、三七九	九六一、一〇四
香川郡	一五一、四八六	四、七六八	三八、四九八	—	三八、四九八
綾歌郡	二一三、二八七	四、五〇七	一五五、九九三	—	一五五、九九三
仲多度郡	五四四、三二七	二、二四二	二一五、五二九	—	二一五、五二九
三豊郡	二、〇〇〇、八五九	二一、五四九	五六五、八七六	—	五六五、八七六
計	一、四九〇、二一六	六四、六一八	二、〇六五、四七七	二、三七九	二、〇六七、八五六
大正九年	一、三八七、四二五	三一、三四五	一、五二一、五六一	—	一、五二一、五六一
大正八年	五八九、二九七	二六、六四七	六一五、九四四	—	六一五、九四四
大正七年	—	—	—	一五、九五〇	一五、九五〇

【醬油】 本縣各地に生産せられるが最も盛大なるは小豆郡で全産額の七割を占めて居る、之れに次ぐは綾歌、木田、仲多度郡で總石數二十五万石價額八百四十万圓大正十年に於ける工産價額の第一位を占めて居る又全國から見ても千葉愛知に次いで第三位にある、小豆郡に於ける沿革は文化六年安田村高橋文左衛門なる人三十八石余を試醸之を大阪に販賣したるに意外の高評を博したるに創まり其後郡内各所に醸造せらるゝに至つたものである、明治三十四年同郡に小豆郡醬油製造同業組合を設立し同三十八年組合に於て醬油試験場を設けたが同四十三年同試験場を縣に於て經營する事となり、同場指導のもとに營業者醸造の改良を行ひ種麴酵母の配附を實施し品質氣香の改善を計り其他講習講話醸造經費の節減等に就き積極的方針を以て奨勵して居る、明治四十四年綾歌、仲多度郡、丸龜市を區域とする中讃醬油同業組合の設置あり又大正二年に大川郡醬油醸造同業組合大正七年には高松市、木田、香川郡を區域とする東讃醬油同業組合及び三豊郡に西讃醬油同業組合の設置を見るに至り矯弊改善の途を講しつゝある、就中小豆島醬油同業組合では特に小豆島醬油研究所なるものを設け工業試験所技術員監督の下に製品の検査醸造業者の養成を行ふの外阪神、高知、廣島の主なる販賣地に取締所を設け營業者と問屋間、問屋と小賣業者間の販賣取引に對し監督取締を爲しつゝある、管内醸造戸數は二百五十八戸で製品の仕向地は大阪、神戸、京都、高知、廣島其他隣縣に亘り海外では朝鮮、臺灣、北米、南洋の遠きに迄及んで居る。

【酒】 本縣酒の醸造に就ては其起原明かでないが數百年前より繼續せるものあるに徴すれば、いへ 如くより製造せられて居る様である、酒の生産は本縣工産價額の第二位を占めて居るが全 から見ても第三十八位で未だ市場の注意を索くに足らない、本縣は氣候適順原料優良の天恵あり變味腐敗の少ない爲め縣では前途を囑目して嘗て明治三十五年以降清酒醸造試験所に補助金を與へ奨勵したが更に明治四十二年丸龜稅務監督局技師に縣技師を兼任せしめ酒造改良事務を囑託し一面品位の向上醸造に對する實地指導を勵行し他面に於ては酒造組合法に依り所管稅務署管内を區域とした酒造組合、高松、丸龜、三豊、大川の四組合の設置を促し更に之を統一した酒造組合聯合會を組織し連絡統一を計り彼我相俟つて或は品評會に講習會に試醸に實地研究に努めた結果大正八年には全國品質等級并騰し第十五位となり延て移出激増の現象を見るに至つた、醸造は全縣下に於て行はれるが就中綾歌郡仲多度郡の生産は伯中の間にあつて生産價額各百三十万圓に達して居る、全縣下最近の生産は六万七千餘石價額六百五十餘萬圓で逐年増加しつゝある。

【麥稈真田】 本縣麥稈真田の起原は明治十五年大阪の商人原田某なる者小豆郡草壁村に來り若干の麥稈を購入せしに創まり其當時は自然採取に因る原料の賣買に止まり加工する者はなかつたが麥稈の品質他縣に比し優良なる爲め購客の需用旺盛となり價額漸騰するに及んで逐年農家の副業として之れが加工製造に従事するもの漸く多く明治三十一年には製造戸數二百余戸であつたが翌三十二年には一躍一千戸に達し益々普及發展の傾向があつた、

茲に於て粗製濫造の弊を防止する爲め三十二年に二市七郡を區域とする香川縣麥稈真田同業組合の設立を見た、爾來技術の傳習、普及宣傳製品の検査販路の擴張に努め一面原料麥作付反別の増加を圖り小學校手工科に麥稈真田を加ふることを獎勵し各郡に工業技手を置かしの又品評會競技會等を開催し製品の改善進歩を計るなど指導獎勵に努めた結果明治四十三年勸業計畫樹立後三年にして産額二百三十万圓に上るの盛況を呈したが其後歐米に於て商品推積の爲め商況一時不振に陥り更に大正三年歐州戰亂の影響を受け産額激減したが大正六年より漸時恢復し大正九年に於ては五百四十四万六千五百六十圓の産額に達し本縣家内工業中重要物産の首位を占むるに至つた左に五ヶ年累年比較を表示する。

麥稈真田累年比較

年次	製造戸數	數量	價額
大正五年	五五、九一六	五、五九四、一九二	八五九、九一九
大正六年	五六、七七二	六、〇三八、六三六	一、〇四五、〇九四
大正七年	三八、五〇五	六、五五五、九四一	一、八五〇、三七九
大正八年	四七、八七〇	六、八八九、九七七	四、一三〇、五九〇
大正九年	三八、九〇九	八、〇七六、四一五	五、四四六、五六〇

(大正十年は數量四、一三二、七一九東價額一、二〇五、八〇五圓に激減せり)

【綿絲紡績】

本縣綿絲紡績は倉敷紡績株式會社坂出工場及高松工場の二工場で坂出工場は明治二十九年に設立せられたる讚岐紡績株式會社を買収したものである大正十年産額は坂出工場五十万八千貫價額二百十八万圓高松工場一万六千二百貫價額八十二万圓價額合計三百萬圓で主要製品は三馬商標八番十番二十番三十二番手のものを製造し職工は男女合計兩工場で千三百八十名を使用して居る高松工場は大正九年半年の創業である。

【叭】

本縣蓼製品三百萬圓中叭は二百四十五万一千餘圓の産額を示して居るが麥稈真田と共に本縣家内工業として農家の副業に生産せられて居る起原は最近十數年の事で明治三十八年日露戰後當時輸送品の包装用として需用夥しく出征軍人遺家族救護の目的を以て帝國軍人後援會の援助のもとに普及獎勵せしに創まる、而して平和克復と共に一時悲境に陥つたが遇々政府は專賣鹽の包装を改正し從來の孤俵を叭に変更せしより亦需用の途開け製産者亦漸次増加した茲に於て當業者は自營上弊害防遏の必要を感じ明治四十五年終歌三豐の兩郡に同業組合を設立し大正四年には仲多度郡に設立を見た以來何れも粗製濫造を戒め検査員を設けて製品の検査改善を圖り販路の擴張に努め且つ其製造を塩包装のみに止めず肥料工業用包装叭の宣傳獎勵を爲したる爲め阪神岡山の製品移入を防遏し反て是等の地方に移出するの盛況に至つた大正十年の生産は千六百二万三千餘枚此價額二百四十五万八千八百九十九圓で管内では三豐郡の生産が第一位之に次ぐものは仲多度郡である。

【製薬】 嘗て千金丹の製造を以て知られたる高松市で現在賣薬を製劑する者は九十二戸で其内千金丹其他を兼ねて製造する者は十數戸である千金丹は近來他の賣薬に壓倒されて一時の如く盛んでないが現在に於ても他の賣薬と合して大正十年には三十四万九千餘圓の生産がある、此外大正六七年に至り大川郡三本松町に日本、帝國、大東、東洋の製薬會社同白鳥町に白鳥製薬會社の設立せられ是等會社の製産百六十万圓餘に達して居る縣下全体より見れば製薬業者は合計二百三十四戸職工五百四十三製造價額二百餘萬圓に達して居る、大正十年十二月本縣を一圓とする賣薬同業組合が組織せられ事業の開展弊害の矯正に努めて居る。

【機械製麥粉】 本縣小麥は氣候地質の關係より粘着力色耀に富み之が爲め古來製粉の業行はれたが近來著しく需用増加し聲價昇騰しより逐年機械力に依り製粉する者増加した其主なる産地は綾歌郡で小豆、香川、三豊郡之れに次ぎ大正十年の製造戸數三百五十五製造高千八百三十万餘斤價額二百六万五千圓に達し主として阪神方面に移出されて居る。

【砂糖】 大體の沿革経路は農産物甘蔗の部に於て記述したが砂糖は古來塩棉と共に讃岐三白の一で本縣の特産品である、藩廳時代に於て盛んに奨励せられ其原料たる甘蔗栽培の如き寛政二年頃より逐年増加し弘化嘉永の頃東讃地方に於て甘蔗の外他作物を見ざる程であつたが明治維新廢藩と共に藩の耕作保護も廢せられ加ふるに外糖輸入の壓迫を受け漸次衰

頽し亦昔日の觀なきに至つた、大正三年に至り時局の影響を受け外糖輸入杜絶の結果糖價著しく暴騰し糖業爲めに般賑を極め大正六年には生産千七十二万三千七十七斤價額百四十万三千二百圓に達したが以後米價騰貴し養蚕業又旺盛となるに及んで採算上米作桑園に變ずるもの多く産額著しく減少したりと雖も尙大正十年に於ては生産額九百七十九万五千五百斤價額百四十六万二千圓に達せり、甘蔗栽培及製糖に就ては經濟界の事情に依り今後盛衰消長はあるが其起原遠く將來と雖も容易に廢滅すべき事業に非ざること勿論のこと現に於ては大川郡を一圓とする同業組合、高松、木田、香川郡を一圓とする同業組合三豊郡を區域とする同業組合があつて銳意改善と利益の増加に努めて居る。

【染料】 本縣染料製造は最近の事で大正三年歐亂勃發と共に從來輸入の獨逸産各種染料の輸入杜絶し價額暴騰した爲め之が製造を企てらるゝに至り大正五年四月に琴平町に資本金百五十万圓を以てコンピラ染料株式會社が設立せられ工場を丸龜市に置き職工百十四人を使用し主として硫化染料の製造を爲し大正十年に於て産價額六十万千餘圓に及んで居るが大正八九年に比し稍減少して居る。

以上は本縣工産物中主要なるものを摘出記述したのであるが以下産額の多寡に拘らず本縣特殊の工産物に就て述べることにする。

【和紙】 本縣の製紙は今を距る百余年前香川郡弦打村に先進地たる伊豫三島地方の者來り郷東川の清流を利用して奉書紙の製造を創め其後現高松市中野町中村嘉多藏なるもの藁紙

を製造したる事があつたが後舊藩主松平候國益と認め紙會所を設け積極的に取締を行ふ傍ら原料楮樹の栽培を奨励し次で現栗林町高橋三右衛門に藩政用紙の製造を命じた爲め斯業漸次同町に移り維新の當時製造戸數五十餘戸に達し爾來製法製品に幾多の變遷盛衰を経て今日に至つた、其の主産地は栗林町中野町及附近並に田町、宮脇町、鷺田村で製品の種類は半紙及中抜紙と稱する白塵雜用紙が主で他に美濃紙塵紙を製造して居る、明治三十二年讃岐製紙同業組合を設立し製品の改善研究販路の擴張機械器具の改良應用に努めた以來比較的堅實なる發達を遂げたが大正三年時局の影響を受け原料薬品の價額暴騰した結果製品漸次粗製に傾き一時市場の信用を失つた、茲に於て大正四年同業組合の検査施行を勵行するに及んで漸く其信用を恢復し取引産額共に増加大正四年以降順調に發達し大正八年の産額二百八万五千三百七十七圓に達し製造戸數二百一十一職工千六百八十二名の多きに達したが俄然大正九年に至り紙價暴落せるに原料職工賃金反騰の現像を來し採算上製造を休止する者續出し大正九年産額七十二万六千四百五十九圓製造戸數百六十一戸職工千百五名に減少し爾來不況を續けたが十一年八月より市況漸恢復しつゝある。

【彫抜細工品】 材料は赤松を主としトチ、タブなども用ふ之を鑿穿諸種の器物を製作せるもので器物は盆、膳、椀、硯箱、重箱、茶托、菓子器の類で價額二三十錢の日用品より數十圓の裝飾品に至る迄製造せられて居る、彫抜細工は維新前後に於て高松藩士後藤太平なる者娛樂的に製作して知人に頒つたものであつたが製作堅牢にして實用に適し髹漆亦風韻

に富めるより風流人士の愛翫するところとなり遂に本業となつた、近時模倣する者續出し遂に本縣の特産品となつた、其需用は漸次縣外に及び製産額年と共に増加するに至り大正十年に於ける製造戸數七十四職工四百七十四價額五十二萬餘圓に達して居る生産地は高松市が主であるが木田郡に於ても少量の製産がある大正九年十一月に香川縣を區域とする同業組合が設置され製品の検査、品評會の開催等聲價の擴張と弊害の防遏に努めて居る。

【漆器】 本縣漆器は讃岐彫又は讃岐塗と稱し文化三年藤川氏玉椿象谷の創始する處で一つに象谷塗とも云ふ象谷高松に生れ家世々刀鞘を塗り漆類賣買を業としたが幼より彫抜に秀で運の刀妙があつた中年藩主松平頼胤の命を受け堆朱の鼓箱を製し精彩巧緻を極めしより擲でられて士分に列せられた、其の製する處の器什は竹籃又は杉の素地を原料とし支那の張成存星蒔繪等の髹法に我か古代の髹法を斟酌し鎌倉時代の風韻を加へて作れるもので意匠巧妙高雅なるの特色がある、明治二年象谷歿し其子弟舜造なる者出で、藤川氏を嗣ぎ存星蒔繪の法を承け文綺堂黒齊と號した、其裔孫房造贊造亦祖父の遺業を繼ぎ文綺堂を襲ふた近年此の遺法に倣ひ髹漆の業に従事する者次第に増加大正十年に於て製造戸數四十五職工百九十六製産額十七万圓に及んで居る、主産地は高松市で仕向他は東京、京阪神地方である。

【團扇及扇子】 本縣の團扇は丸龜市に於て藩政の頃藩中内職として所謂金比羅參詣の土産品たる濫團扇を製造せしに窺まり明治七八年大阪商人と協力外國輸出を試み明治十五年支

那輸出を企て幾多苦心の上漸く目的を達し又商店廣告團扇の製造を計劃漸次其販路擴張し産額激増したが組製濫造の弊に陥り救済策として明治四十二年團扇同業組合を設立し製品改良検査を行ひ其眞價の昂上に努めた大正五年更に共同販賣斡旋部を設け品質價の統一を圖り取引上の改革を行ひ大正八年には其組織を改め有限責任販賣組合丸龜團扇共同販賣所となし以て現今に至つた近時繪模様は工夫を加へ貿易品として輸出せらるゝに至つた、本業は別に器械を用ひず手先家内工業で原料撰別より張立に至る迄二十一種類の分業により完成せられる、最近の製造戸数は三十五戸職工二百五十六名製造箇數八百九十九万七千餘價額十八万五千百七十一圓に達して居る主産地は丸龜であるが香川郡及高松市にも製産せられて居る。

【素麵】 本縣素麵の起源は詳かでないが傳ふる處に依れば慶長三年小豆島池田村の某伊勢參宮の途上大和國三輪に於て農家の閑散季を利用し耕牛に依り小麥粉を製し素麵を製造せるを目撃し其方法簡易にして農家副業として好恰の事業なるを考へ之が傳習を受け歸島直ちに生産に従事せしに始まり爾來近郷相習ふて製造する者續出し遂に今日の盛況を見るに至つた、近時製麵機の改造に依り著しく生産を増加した、主なる産地は小豆郡で全産額の六割以上を占め之れに次ぐものは三豊、香川の兩郡である、最近製造戸数は四百八十一戸職工千六百三十三數量百一十一万七千七百餘貫價額九十三万四千五百圓に及び主なる仕向地は山陽、九州、沖繩であつたが近時販路擴張され大阪、愛媛に多量の移出を見る様になつた

た明治四十一年小豆島素麵同業組合を設立し製産品の検査及品評競技會を開催し製造器具機械の改善利用に努めて居る。

【燐寸】 燐寸も亦本縣特産物の一で起原は明治十二年故下津永行高松に於て試營せしに創まる、永行夙に實業に志し燐寸製造業の利益にして一面細民の副業に適し授産の目的に適することを主唱し自ら工場を設置して範を示し嗣子揆一父の業を繼承し益々業務を擴張し今日に至つた最近縣下の工場は高松市、三豊郡、仲多度郡に各一工場で職工百六十一人生産價額二十七万九千八百圓に上つて居るが其九割三分は高松市の生産である。

【陶器】 本縣の陶器には理平焼、屋島焼(樂燒)御厩焼などがある理平焼は古理平の創始で慶安二年の頃高松藩祖松平頼重に仕へ陶名を紀太理平と稱へた、古理平が陶器製造に巧妙であつたことは普く世の嘆賞する所で十二代二百二十餘年連続して今日に至つて居るが廢藩署縣の際食祿を失ひ家業漸く衰へ僅に祖宗の箕裘を繼いで居るに過ぎないが今尙當主の理平は栗林町に於て宗業を勵んで居る、屋島焼は寛政年間藩燒物師たる林叟が木田郡西瀉元村に於て創燒せる樂燒で子孫其業を承け林叟を襲名して現今五代に至つて居る其間世の嗜好に應じて製品に工夫を凝らし改良を行ひつゝある、購客は屋島登山者の産土品として求むるものを主とするも阪神地方にも販賣せらるゝ、御厩焼は古代より製せられた様であつたが享保三年斯業の祖と仰かる彦四郎なる者之れに一段の工夫を加へ尾張瀬戸の製陶法を斟酌し新たに一家法を建て、製造せしより御厩焼の名漸く近郷に普く法を習ひ業を創むる

もの多く販路次第に擴張した、其製品には樂焼本焼の二品質あり共に日用必需品を主とし土管、瓶、鉢、焜爐、煙筒、炬燵、竈、井戸側、火鉢の類で價格の低廉と一般必需品との關係上需用増大しつゝある、主たる産地は香川郡で木田郡、三豊郡之れに次ぎ最近の製造戸數二百三十戸職工四百九十三製品價額合計十九万六千圓に達して居る。

【竹製品】 本縣竹製品は大別して籠、笥類及傘骨、提灯、簾等で籠類には内地向と輸出向とがある内地向竹製品は藩政時代に創まり輸出向竹製品は殆んど大正年間の發達である、大正五六年高松市に竹細工傳習所を設け専ら斯業の啓發を計つた、貿易品たる玉藻籠、花籠、盛物籠、三徳提灯等の竹製品は雅趣に富んで居る、主たる産地は高松、丸龜及大川郡で大正十年の製造戸數二百四十三職工五百七十一價額十三万六千三百圓に及んで居る仕向先は外國向のものは神戸貿易商の手を経て英、米、支那等に輸出され内地向は九州、阪神方面が主である。

【傘】 傘も本縣特産品の一つで雨傘は維新前迄需用の範圍極めて狭少であつたか維新後一般人の使用する處となり需用増加した輸向日傘は雅致に富めるより年々十萬圓内外の製産あり米國、南洋、支那方面に輸出して居る雙方共主産地は高松、香川郡、三豊郡で最近産額合計三十九万餘圓に達して居る内地仕向先は大阪、京都、東京、中國、九州等で大正四年同業組合を設立し斯業の啓發に努めて居る。以上を以て本縣下農産、畜産、水産、林産、鑛産、工産、商業等の産業機關及施設の大要産額

を示し更に工産物に就ては産額百萬圓以上の品種別生産販賣狀況並に特産品に就き畧述したのであるが茲に本縣では産業方面の助長誘掖に就て如何なる方針施設のもとに進まんとせるか明治四十三年勸業七年計畫は大正六年を以て終末を告げ大正八年更に香川縣産業計畫なるもの樹立せられ今や縣は此の方針施設のもとに銳意努力して居る、(産業計畫畧す)

表 彰

表彰には明治十四年十二月大政官布告第六十三號褒章條例に依つて賞勳局より表彰するものと明治三十八年六月文部省令第十一號小學校教育成績規程に依り文部省より選奨するもの、明治三十二年勅令第四百二號警察賞與規則に依つて縣に於て行賞するもの及び縣の規程内規に依つて縣で表彰するもの郡市町村の規程内規に依つて郡市町村に於て夫々行ふものがある、縣で行ふもの、内には明治三十年五月縣令第五十六號學事賞與規程、明治四十二年九月告示第五百三十六號實業功勞者表彰規程、明治四十四年八月告示第四百十四號職工雇人獎勵規程、明治四十四年十月内訓第十二號衛生功勞者表彰内規、明治三十九年四月内訓第一號市町村吏員褒賞内規などがある、尙此外大日本農會、地方農會の獎勵規程などあつて縣以下の規程に依り表彰を受けたものは千名以上に及び到底此の冊子に掲載の餘地がないから、賞勳局直接表彰のものと文部省より選奨されたもの及び内務大臣並に知事より表彰された町村長自治功勞者だけを列記する。

賞勳局表彰の部

九〇

受章年月	褒章種類	受章事由	住所	氏名	生年月
明治十七年七月	紅綬褒章	人命救助	香川郡直島村	福本 彌平	弘化元年十二月
同二十五年五月	綠綬褒章	殖産公益	木田郡平井町	奈良 專二	文政五年九月
同二十八年十月	同	孝養	仲多度郡象郷村	大西 佐次郎	文久二年十月
同四十三年三月	同	殖産興業	三豊郡観音寺町	西山 彰	万延元年五月
同四十三年七月	同	殖産	綾歌郡坂出町	須崎 源五郎	天保十一年六月
同二十九年七月	藍綬褒章	公益、自治	仲多度郡横井村	長谷川 佐太郎	文政十年五月
同三十二年四月	同	同	仲多度郡本島村	田中 眞一	嘉永元年十月
同三十四年五月	同	同	綾歌郡府中村	佐野 數二	弘化三年一月
同四十年十二月	同	同	同山内村	岡内 祐二	弘化二年六月
同四十三年四月	同	同	三豊郡上高瀬村	小野 麟吾	安政六年五月
同四十二年三月	同	同	高松市七番丁	岡内 清太	文久三年十二月
大正二年二月	同	公益、殖産	小豆郡四海村	森 運	嘉永元年正月
同九年八月	同	教育	香川郡由佐村	加藤 兼吉	明治四年七月

文部省選奨の部

九一

明治四十七年二月	銀杯	公益、自治	三豊郡麻村長	藤村 寅拾	文久元年八月
同四十三年七月	同	殖産	綾歌郡坂出町	濱田 六藏	明治五年十月
同三十年九月	金圓	孝養	仲多度郡本島村	八田 うの	明治四年二月
同二十五年九月	銀杯追賞	公益	三豊郡財田村	大久保 衡平	—
同四十四年七月	同	殖産	高松市外磨屋町	下津 揆一	明治十五年七月
同二十二年五月	黄綬褒章	献金	木田郡水上村	大西 行禮	明治三年九月
同二十二年五月	同	同	同古高松村	揚 小三郎	安政元年十月
同二十二年七月	同	同	仲多度郡琴平町	琴陵 宥常	天保十一年一月
同二十三年一月	同	同	三豊郡笠岡村	鳥取 治郎八	嘉永六年四月
同二十三年三月	同	同	大川郡丹生村	木村 綱太郎	弘化元年七月
同	同	同	同郡福榮村	渡瀬 廣太郎	天保八年六月
同	同	同	三豊郡仁尾村	鹽田 忠左衛門	天保十四年一月
同	同	同	同郡観音寺町	浮田 勝治郎	弘化元年八月
同	同	同	同郡和田村	今井 龜太郎	明治八年七月

選 獎 年 月	受 賞 區 別	受 賞 事 由	職 名	氏 名
明治三十八年十二月	金 圓	教育效績	高松市四番丁尋常小學校訓導兼校長	綾 田 桃 三
同三十九年十一月	同	同	坂出高等小學校訓導兼校長	三 好 今 三 郎
同四十年三月	同	同	綾歌郡山内村長	岡 内 禎 二
同四十一年二月	同	同	丸龜高等小學校訓導兼校長	吉 田 喜 代 治
同四十二年二月	同	同	仲多度郡中央高等小學校同上	平 尾 宇 吉
同四十三年二月	同	同	三豊郡比地尋常小學校同上	石 井 定 彦
同四十四年二月	同	同	綾歌郡坂出高等小學校同上	宮 崎 熊 三 郎
同四十五年二月	同	同	大川郡引田尋常高等小學校同上	楠 原 貞 一
大正二年二月	同	同	綾歌郡飯山高學小學校同上	猪 熊 金 松
同	同	同	仲多度郡與北村長	高 畑 耕 造
同三年二月	同	同	高松市二番丁尋常小學校訓導兼校長	稻 毛 岩 次 郎
同四年二月	同	同	三豊郡觀音寺尋常高等小學校長	辻 安 治 郎
同五年十一月	同	同	木田郡鴻元同上	森 田 惣 吉
同六年二月	同	同	高松市新瓦町尋常小學校長	岡 田 唯 吉

同八年二月	同	同	木田郡牟禮尋常高等同上	瀨 尾 完 太
同九年二月	同	同	高松市築地同上	富 田 近 之 助
明治四十二年三月	同	優 良	綾歌郡坂出町	坂 出 高 等 小 學 校
同四十二年二月	同	同	高松市二番丁	二 番 丁 尋 常 小 學 校
同四十一年三月	同	功 勞	高松中學校教諭兼舎監	植 田 竹 次 郎
同四十三年二月	同	同	香川縣師範學校同上	田 中 德 太 郎
同四十四年五月	同	優 良	小豆郡豊島村	豊 島 村 青 年 團
同	同	同	香川郡上笠居村	上 笠 居 村 青 年 會
大正三年二月	同	同	綾歌郡加茂村	加 茂 村 青 年 會
同八年三月	同	同	三豊郡柞田村	柞 田 村 青 年 會
同十年十一月	同	同	三豊郡常盤村	常 盤 村 青 年 團
			木田郡林村	林 村 青 年 團

右の外縣に於て表旌したる孝子、節婦、救難、忠僕の類二百餘名明治三十七八年戰役中戰事勤勞者として明治四十年四月文部大臣より金圓を賞與せられた者十九名勤續三十年表彰として大正四年十一月桐御紋章入硯箱を下賜された者八名教育勅語發布三十年記念として大正九年十月銀杯を下賜された者九名及帝國教育會より功牌を贈られた者六名ある。

優良市町村

本縣下優良町村として内務大臣より表彰されたるもの及自治、産業、教育、貯蓄其他の治績に依り知事より表彰されたもの二村三十一村長ある其詳細は省略して列記することゝする。

内務大臣表彰の部

表彰年月	受賞ノ事由	受賞ノ種類	受賞者
明治四十三年二月	協同、公共	金圓	大川郡小海村
明治四十四年二月	協同、公共	金圓	綾歌郡山田村

知事表彰の部

表彰年月	受賞ノ事由	受賞ノ種類	受賞者
明治四十年六月	事務、教育、勸業、貯蓄 殖産、興業、教育	賞状	木田郡前田村長 山田熊吉 同 川添村長 星野茂吉 香川郡安原村長 尾形多五郎 同 鷺田村長 田中賢太 三豊郡大見村長 藤田金三郎
同	公有林造成、興業	同	同
同	協同、教育	同	同
同	交通、教育	同	同

表彰年月	受賞ノ事由	受賞ノ種類	受賞者
明治四十二年一月	土功、部分林造成 財政、土功、教育、貯蓄	同 袴地一反	同 大野原村長 辻乙五郎 大川郡小海村長 安倍實 木田郡前田村長 山田熊吉 綾歌郡山田村長 福田薫 仲多度郡奥北村長 高畑耕造 三豊郡桑山村長 田淵箭太郎 木田郡氷上村長 高重彌三郎 小豆郡大部村長 頓宮正平 香川郡鷺田村長 田中賢太 綾歌郡松山村長 三野伊三郎 同 加茂村長 河合休甫 大川郡富田村長 徳田直哉 香川郡中笠居村長 久保榮吉 綾歌郡山田村長 岡田榮 仲多度郡吉野村長 安達熊三郎 三豊郡下高瀬村長 西山銅二郎 木田郡幸禮村長 小西祚作次
明治四十三年三月	自治、教育、勸業 殖業、教育	同	同
同	自治、諸般ノ經營	同	同
同	同	同	同
同	同	同	同
同	同	同	同
同	同	同	同
明治四十四年二月	同	同	同
同	同	同	同
同	同	同	同
同	同	同	同
同	同	同	同
明治四十五年二月	同	同	同

に足るべきものがある琴平驛より南十丁餘の處にある。

【琴彈公園】 三豊郡観音寺町の東端財田川畔に面積五万四千餘坪あり此地縣の西陲に偏するが琴彈山は古松奇岩に富み山下は有名なる有明の濱で白砂青松燧洋に面し南は豫山に連り北は備嶺靄然として琴彈山と對立し眺矚の壯麗なること東部の津田琴林と一雙の佳景である。明治三十一年縣有公園借樂の地と定め琴絃琴柱の兩池を堀鑿し池塘に花卉を栽植し春花秋月勝覽の區となした、園内に地方有志に依りて成る所の浴日館あり結構の妙自然の景を負ひ貴賓の休泊に便する山頂に琴彈八幡宮あり應神帝を祭る南に住吉祠北に高良祠下に若宮祠等の末社がある山頂より瞰下せは海岸砂上に寛永通寶の厘錢を劃す又一奇觀である園は観音寺驛より東北十數丁の處にある、琴彈山に關する詩歌詠藻は頗る多いが今一詢づ、掲げて置く

僧道範

松風に昔の調べ通ひ來て今に迹ふる琴彈の山

琴彈山松籟

作者不詳

【琴林公園】 大川郡津田町と鶴羽村との間一里に亘りて青翠の長帯を曳けるもの津田の松原即ち之れである大正四年八月面積四万八千餘坪を縣公園に編入せられ琴林公園と稱す滿地皆老松蒼翠自ら白砂と相映す北播磨灘に面し遙かに淡路島の連山を水波渺漫の表に望み

小豆島の翠巒を海心に眺む松籟琅々として天然の琴瑟を奏す琴林の稱故あるかなである、林中八幡神社あり往昔安富盛方豊後宇佐より迎へて祠を建てしもの亦皆川淇園の琴林碑あり近來夏日海水浴場の設けあり避暑の遊客尠なくない高松を東に距る六里九町乗合自働車の便がある。

津田松原

久家鴨齋

幾樹青松遠浦栽。蟠根偃蹇白沙隈。要聞琴韻天然妙。却被潮聲攪然來。

同

梶原藍渠

十里青松一張琴。盤根交錯斷紋深。晨昏天籟調聲律。千古無人知此音。

【神懸山】

小豆郡草壁村大字上村にあり山麓より三十丁鉤懸又は浣花溪又は寒霞溪と稱へられる。應神天皇行幸のとき索を以て鉤に維き樹石に懸け以て山頂に達し給ひしより此名起れりと傳へられる、此地關西の名區で勝中紅雲亭、老杉洞、帽子岩、四望頂、石門など峰巒奇絶綠樹其間を綴り澗水其下に流れ一步一景自ら溪山の勝を極む四望頂より來路を瞰下せば千峯萬岳争ふて奇を呈し内海灣の長汀曲浦脚下に北は中國の諸山歴々として眉睫に迫り南阿讃の雲嶺東に奔り海陸秀靈の氣を鎮めたるもの實に寒霞溪である、四時其觀に富むと雖も晩秋の候楓葉霜に飽き滿山錦繡を展るの時を以て最も壯とする、近時探勝の墨客來遊する者年一年と多きを加へて居る、高松、大阪よりは汽船坂手、土庄より自働車の便がある。

成島柳北

絶勝始疑天有私。丹青難寫况文詞。半生憐我煙霞痼。末識溪山若個奇。

岡本黄石

愈出愈奇千百峯。一峰一步換形容。神鏡鬼擊冠天下。耶馬溪山却策庸

貫名海屋

さのふきやふ、花のしらわた葉の錦、神山姫のいとまあらずも

【金刀比羅宮】 琴平山(象頭山)の中腹にあり祭神正殿は大物主の命で相殿に崇徳天皇を祀る、社傳に依れば正殿大神の鎮座は太古に屬し相殿の神靈は永萬元年(紀元一、八二五)の勸請であると云ふ、宮殿の構造上古は詳かならず中古一條天皇の長保三年(紀元一、六六一)藤原實秋勅命に依り建築したが後屢々興廢あり天正十一年(紀元二、二四三)長曾我部元親再建し萬治三年(紀元二、三二〇)松平頼重修築し明治十一年今の社殿に改築した、始め象頭山金毘羅大權現と稱し金光院之が別當となり桃園天皇の御世勅願所に仰出され日本一社の繪旨を賜ふたが明治元年六月祭神に改め金毘羅大權現を更に事比羅神社と改め四年六月國幣小社に列せられ同十八年五月國幣中社に進められ二十二年七月事比羅神社の文字を金刀比羅宮と改められた一山老樹鬱蒼北苑南苑を連ねて宏潤、神苑幽邃殿宇宏大壯嚴で神德海内に洽く四時賽者の絶ゆることない、琴平驛より十丁余で本殿に達せられる、大祭は十月九日十日十一日の三日間中祭は一月十日三月十日小祭は六月十日八月二十六日九月十日で月次

祭は毎月一日十日二十六日の三度である外臨時に櫻花祭、紅葉祭などがある、境内大小の末社には祓戸社、祭神瀬織津姫命。氣吹戸主命。速佐須良姫命。火雷社、祭神火産靈命。旭社、祭神天之御中主命外八神。眞須賀神社祭神、建速須佐之男命。奇稻田姫命。御年神社、祭神大年神御年神。若年神。事知神社、祭神八重事代主命。味鋤高彦根命。加夜鳴海命。嚴魂神社、祭神嚴魂彦命。陸魂神社祭神、大國魂命。大國主命。少彦名命。三穗津姫社、祭神三穗津姫命。常盤神社祭神武雷命。譽多和氣命。菅原神社祭神、菅原道真。大山祇神社祭神、大山祇命。などがあり境内建造物には崇敬社本部、大鼓樓、神籬大門、神馬舎、社務所、木馬舎、賢木門遙拜所、齋所、繪馬堂二棟などがある。本社所藏の國寶及社寶中の重なるもの左の通りである。

- 一、紙本無著色竹物語繪卷 壹 卷 一、紙本墨畫瀑布及山水圖(應舉筆)三十三枚
 - 一、紙本墨畫遊虎圖(應舉筆)二十四枚 一、紙本墨畫遊鶴圖(全上) 十七枚
 - 一、紙本墨畫竹林七賢圖(全上)十六枚 一、紙本著色辨財天十五童子像 壹 幅
- 以上の六點は明治三十四年三月國寶として内務省より告示せられた
- 一、大祭行列の屏風風俗繪 (清信筆) 一、山水屏風 (探幽筆)
 - 一、西湖八景屏風 (雪舟筆) 一、彩色繪源氏物語屏風 (光元筆)
 - 一、極彩色草花百九十六種圖(若冲筆) 一、後陽成天皇御宸翰 (一 軸)
 - 一、極彩色千羽鶴の欄間 (岩岱筆) 一、彩色繪花菖蒲小鳥の襖八枚 (岩岱筆)

- 一、彩色繪若松の襖八枚 (全 上) 一、歌枕硯 傳 (清少納言遺物)
- 一、蘭亭圖 (大雅筆) 一、桃山百双屏風の一彩色富嶽杉樹圖 (永徳筆)
- 一、寛治年製古銅經筒 (一口) 一、般の芋氏才頭 (一口)

此外古刀名劍數十口

【善通寺】善通寺町の西方にあり五岳山誕生院と號し本尊は弘法大師の作なりと傳へらる、藥師如來である境内廣潤堂宇頗る多く讚州第一の巨刹である、此地往昔弘法大師の誕生地で空海の父善通の庭園趾で古の屏風ヶ浦である、大師延暦二十三年(一、四六四)入唐して大同元年(一、四六二)歸朝の後父善通母玉寄及祖先の追善を爲し且つ布教の爲め弘仁四年(一、四七三)唐の青龍寺に模して七堂伽藍を創造し父の名を取り寺號となし又己が生長の地なるにより誕生院と稱し五峯の後に聳立するより五岳山と號したが東寺、金剛峰寺と共に空海の三蹟と稱せられる、曩の七堂伽藍は永祿年中兵火に罹り今の堂宇は天保年間の築造である以上の如く創造古く信教の徒古來當寺を無二の靈區となし賽する者數万四國七十五番の札所で善通寺驛より西十丁余にある。

當寺寶物中明治三十四年三月國寶と定められたもの左の通りである。

- 甲種四等繪畫紙本淡彩一字一佛妙法蓮華經序品 一卷
- 同 彫刻木像地藏菩薩立像 一軀
- 同 彫刻木像吉祥天立像 一軀

同 三等美術工藝金銅錫杖 傳空海將來 一本

右の外寺寶の重なるもの

- 一、弘法大師筆大方廣佛華嚴經第七十六卷 一卷
- 一、同 大師筆鼠跡心經 一卷
- 一、同 大師筆聖徳太子御影 一軸
- 一、普賢院舊藏本大孔雀明王經 三卷
- 一、傳教大師筆觀佛三昧經第五第六卷 一卷
- 一、牛庵筆稱讚淨土佛攝受經 一卷
- 一、弘安三年公文職隨心院門跡下知狀 一通
- 外嘉祿元年廳宣一通、承元三年廳宣一通、建治二年祈禱狀一通、建長四年五年文書二通、弘長三年文書零本一通、明徳長祿永和寛正文書等五通、細川頼之文書一通などがある。

【白峯皇陵】綾歌郡松山村白峯山の絶頂千兒が嶽の上にあり崇徳天皇の御陵である、保元の亂天皇讚岐に遷され賜ふ即ち元年七月二十三日洛西仁和寺を出で八月三日綾歌郡松山の沖に着せられ初め林田村長命寺を行在所となし給ふこと三年其後同郡府中村字鼓ヶ岡の木丸殿成るに及んで之れに遷らせ給ひ後六年を経て長寛二年八月二十六日御年四十六歳で崩せられ九月十八日此峯に茶毘し奉つた、靈威甚だ嚴に寢陵鳴動し恰も雷震あるが如くであ

つた、高倉天皇安元三年七月二十九日崇徳院と奉諡せられ神殿を營み奉祀した是より世々の王侯崇敬甚た盛んに神領百石を献し白峰寺に於て祭祀を掌つたが明治維新の始め諸陵寮の所管となつた。

昔仁安元年冬の頃西行法師諸國修行の途白峯の御陵に詣て、詠める歌に

よしや君昔の玉の床とてもかゝらん後は何にかはせむ

山腹の白峯寺は智證大師の作觀世音を安置し四國八十一番の靈場で後小松帝の勅額其他寺寶多く寺内に崇徳院の御廟所頓證寺御殿あり殊に著名なり鴨川驛より北二里で達せられる(綾歌郡松山村の部参照)又白峯の西麓に血の宮(今高屋神社)と云ふ字青海に烟の宮、西庄村に天皇社などあり共に崇徳院に關する史蹟である。

【屋島】 木田郡の北端屋島村にあり形屋宇に似たるより此名を冠せしもので往古は離島であつた、山下を繞る相引川は潮の干満に依り東西より入り亦東西に別る、より此の名あり現在河口は塩田開墾に依り埋立られ亦舊影を留めない、東方山麓を壇浦と云ふ、壽永四年(紀元一、八四五今より六九七前)源平二氏の古戰場である、山角北海に突出する處を長崎の鼻と云ひ安徳天皇行宮の舊址である壽永の昔平氏太宰府より緒方惟義の爲めに逐はれ此地に來り菊地胤盛阿波より材を取り内裡及大臣公卿の居所を建てたが壽永四年義經の爲めに焼かれた、山上に眞言宗屋島寺あり元此山の北峰に於て孝謙天皇の天平勝寶六年(一、四一四)に唐僧鑑眞の創立せしもので後弘仁元年(一、四七〇)弘法大師今の地に移し南面山

千光院屋島寺と號する、四國八十四番の札所である寺中寶物が多い、仰之碑は明治三十六年十月十日聖上陛下東宮の御時本縣に行啓屋島山に風光を賞せられた記念の爲め建てたもので碑面の三字は本縣の儒者柴野栗山の書を模したものである、山上より瀬戸内海を下瞰すれば風景絶佳、談古嶺より雲煙中に淡路島を觀るべく指呼の間に五劍山聳え山上に獅子の靈巖、經塚、血の池あり、登山道に加治水、不食の梨、疊岩などがある、又東山麓に内裏跡佐藤嗣信碑、安徳天皇祠、菊王丸の墓、對岸に那須與市駒立石、いのり岩、州崎寺、總門、射落島などあり、志度街道には神櫛王墓、佐藤嗣信墓、及義經の愛馬黒太夫の塚など史蹟多い、栗林公園前より電車の便あり四十分にして達すべく山麓より山頂迄二十一丁山上には旅館料理店あり炎暑の候避暑に秋涼の候探勝に遠近より訪れる者絶へない。(木田郡屋島村記事参照)

屋島懷古 松平頼儀 高松藩主源襄公

官軍一出狩三南州、洋海風雲寄冕旒。戰合縱橫金鏑亂。城高左右旂旛流。臨營月影懸秋夢。打岸潮聲落客舟。遙憶英魂何所處。蒼々曉色星河悠。

同 中村文輔 高松藩儒

山擁大荒地勢雄。激波相擊折西東。仙鐘遙響鳥聲外。帝座忽看屨氣中。一隊旌旗雲出壘。千房棟宇草連空。女牆曾照舊時月。獨落三江流似學弓。【八栗山】 木田郡牟禮村にあり一名五劍山と稱する海拔千五百三十七尺山麓より山頂に至

る二十四丁中腹に至る迄は松樹多きも上部は怪巖突起五峯に分る故に五劍山の名がある其北端の一峯は永祿十一年五月霖雨の爲め崩潰し東峯は寶永三年十月大地震の爲め折裂した寺背より鐵鎖に倚り登攀し得るも頗る危険である、八栗山七曲と稱する所の上方歡喜天祠の西邊に八栗城址がある、大正九年中村藏人宗卜の築くところで同十一年長曾我部の副將珠數掛孫兵衛久重一千騎を以て來り攻めたが山險にして馬進まず皆徒歩して前んだ藏人樹間より狙撃して孫兵衛を殞し城兵突出して力戦した爲め土佐の兵多數の死傷者を出して惨敗した、藏人衆に告げて曰く今幸ひに克つことを得たるも大軍來れば小城恃むべからずと去て備前に渡り宇喜多氏に憑つた、後仙石及尾藤に従つて筑紫に戦つたが歸つて山下に家居した又孫兵衛の墓は山麓郡道の路傍にある、山腹の八栗寺は又延暦中僧空海の開基で五劍山千手院と號し四國八十五番の札所である境内に歡喜天あり天和年中山城山崎勝尾寺の僧以空の遷置したもので靈驗著しく賽者絶へない、寺前に旅店あり高松より電車五十分にして麓に達すべし附近に城趾遺跡頗る多い、西麓登山道の路傍に幕府の儒者栗山柴野彦輔の生地を記念する栗山堂がある。(詳細木田郡牟禮村記事参照)

五 劍 山

尾 池 桐 陽

峯分三五ニ劍插ニ雲端ニ雨淬風磨影自寒。白日南溟高ニ紫氣。何人携得倚天看。

同

僧 海 量

八栗山頭千仞峯。峯々如劍翠重々。青天時有雲烟起。精彩宛爲五色龍。

同

山 川 横

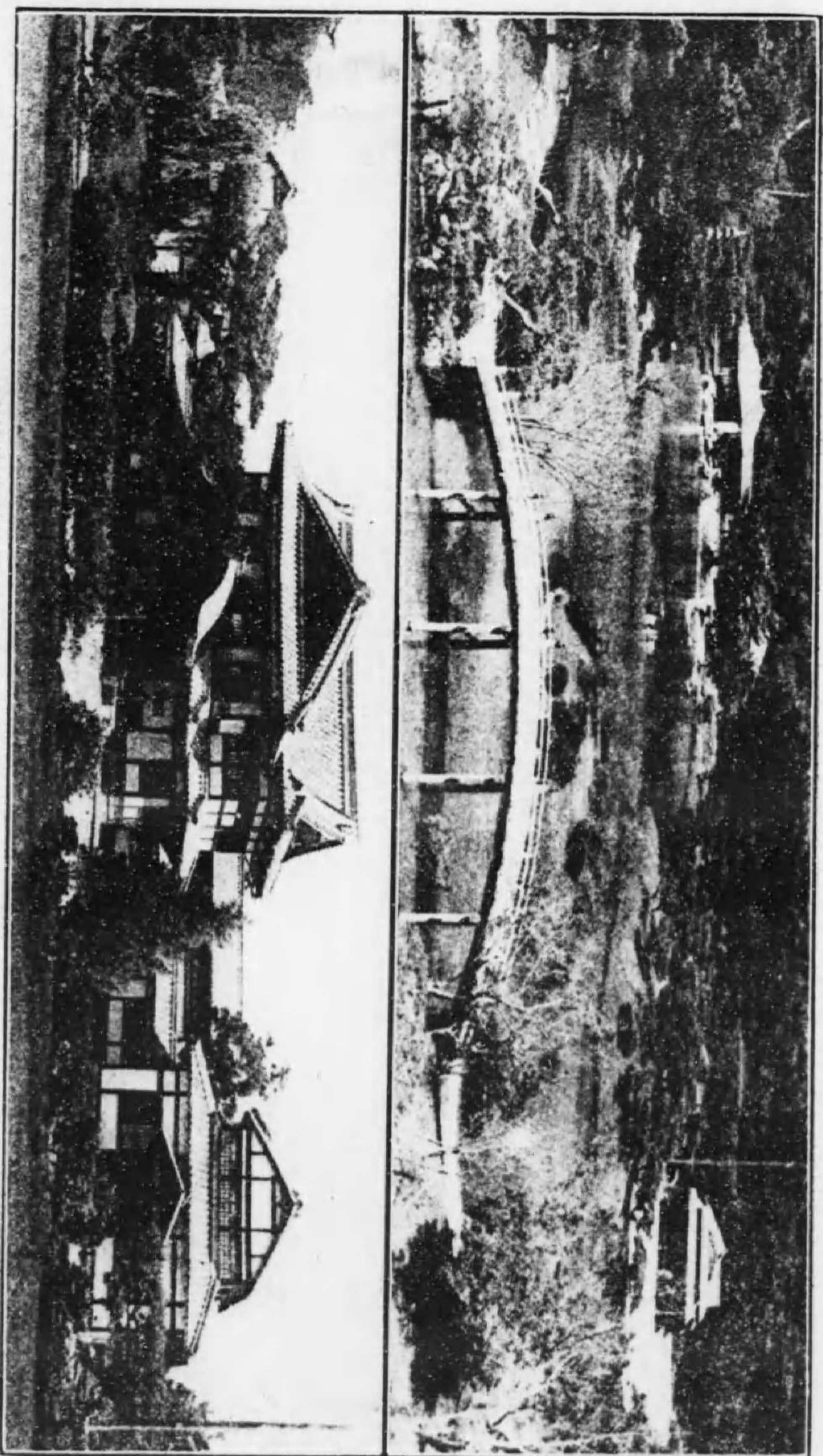
捫羅攀石此登臨。播海阿山天際沈。誰謂人間難可謝。蓬萊巖上紫雲深。

高 松 市

高松市は香川縣廳の所在地で本縣に於ける第一の都會である往昔香東郡篋原郷と稱した、東濱、西濱、宮脇、上の村、中の村、福岡、今里の七村より成り農漁の一寒村であつた天正十五年(紀元二、二四七)豊太閣讃岐全土を擧げて生駒近規を封し初め引田城に居つたが其の東に偏するの故を以て宇多津城に移り再び篋原の庄に卜し玉藻の浦に臨んで天正十六年黒田如水の繩張により居城を築くことに着手し十八年竣工し高松城(一名玉藻城)と呼んだ生駒氏四世五十四年の居城であつた蓋し高松の名は山田郡高松の地名を用ひたもので故の高松を古高松と呼ばしめた、生駒氏封を出羽に移さるゝに及んで寛永十九年(紀元二、三〇二)松平頼重公常陸下館より東讃十二万石を以て封に就き城池を修築し市區を整へ當時大内、寒川、三木、山田、香川、阿野及鷓足の一部を領して高松藩と稱し藩廳を高松に置いた爾來繼承十一世明治四年廢藩置縣に至る迄二百三十年を閱みした。明治四年七月廢藩置縣に際し高松縣を置かれ高松に戸長を置き同年十一月高松縣を廢し香川縣を置き同六年二月香川縣を廢し阿讃を連ねて名東縣となし高松に支廳を置かれ明治八

年九月再び香川縣を置かれたか明治四年置縣の際讃岐全國を八十八區に分つた高松は二區となり田町、南新町、丸龜町、内町を基點とし其以東を三十區、以西を三十一區と稱し區長を置き戶籍及徵稅の事務を執り明治六年二月再び名東縣となり明治七年二月各郡を大區とし香川郡は第十八區であつた當時高松は香川郡に屬し三小區に分られた、明治八年九月大區を改正し高松を二大區に分ち第五第六大區となつた明治九年八月豫讃を連ねて愛媛縣となし又大區を改めて四大區となし三小區に分られた明治十一年十二月大小區を廢し郡に郡長町村に戶長を置くに及んで高松は十六區となり區毎に戶長を置いた、明治十七年官選置かれ分區の制を廢し一行政區となり香川郡下に屬した、明治十七年頃の町數は六十六箇市となるに及んで同年五月北古馬場町福善寺を廳舎に假用して開廳したが三十四年十月十五日五番町淨願寺に移廳し大正二年三月三十日現在の廳舎に移つた。大正三年五月一日香川郡宮脇村を合併し大正十年一月一日同郡東濱村同年十一月一日栗林村を合併した結果現在面積〇、六七五方里、町數七十六、大正十年末戶數一万四千三百三、人口六万二千三百四十九となつた。

【交通】本市は水上交通として高松港を有す高松港は市の北端にあり舊堀川港を埋立て其前面海中に築造せしもので明治二十六年六月縣は市の要求に依り實測に着手二十八年測量



所列陳産物下、庭南上 國公林栗松高

を終へた、爾來市は企劃經營明治三十年六月起工し三十三年三月第一次工事を終り第二次工事として棧橋の位置移動防波堤の築造港内浚渫、區域擴張等を行ひ明治三十七年九月七年四箇月の歳月と三十二万六千余圓の工費を投して漸く大成した、港内面積八萬五千坪干潮時十二尺滿潮時二十三尺の水深を保有し棧橋二個を設け一は市用とし長さ六十二間幅四間他は鐵道院用として長二十五間幅四間何れも長さ八間幅二間の繋連橋に依つて陸上に連接上下貨物の出入に便して居る。

高松港より各地への航程は

宇野港	一	大阪港	七八	神戸港	六六	別府港	一五五	宇品港	一一五
門司港	一七七	今治港	五八	三津港	八三	土庄港	一二	丸龜	一七
多度津	二〇	三田尻	一四九	尾ノ道	五三	鞆	三七	福山	四一
牛窓	一六	三番	二〇	玉島	二七	笠岡	四〇	下津江	一四
伊豫高濱	八四	佐賀關	一三九	阿波徳島	四八	吳	八九		

寄港船舶は大阪商船、宇和島運輸、攝陽汽船、尼崎汽船住友汽船の船舶で出入船舶一日四十艘を下らず、本港は瀬戸内海の要港たるのみならず實に帝國の要港である、將來阿讃海岸鐵道及現在工事中の土讃鐵道豫讃鐵道が開通するに至れば本港の地位に隔世的の昂上を見るであらう、大正十年内務省は本港を重要港灣に指定し修築の議起り大正十年香川縣會は本港修築費を可決し工費二百二十万圓を以て大正十一年度より十五年度に至る五ヶ年繼續工事として着手することに決定し又從來高松市に於て設營した本港は十一年度より縣に

於て管理することになつた、本港最近一ヶ年の乗降客は九十三万六千二百五十二人、出入貨物百二十四万四千五百六個、出入汽船二万二千四百六隻噸數八百七十七万五千六百八十六噸出入帆船五万百十四艘に達して居る。

陸上の交通として鐵道は現在高松琴平間二十七哩高松西條間七十哩八を運轉し電車は高松大川郡長尾間九哩と高松、志度町八哩九に至る二線がある又乗合自動車は高松穴吹間三十哩外四線の許可線がある。(總説参照)
又道路は次の諸線が通じて居る。

國道 二十二號線 高松市玉藻町六十二番地先より、大川郡相生村大字坂本字大坂徳島縣界に至る主用延長十三里三丁

二十三號線 高松市兵庫町三十八番地先より、三豊郡財田村大字財田上字猪鼻に至る主用延長十五里二十六丁

縣道 高松、長尾線高松市塩屋町六十九番地先より(丸龜町より塩屋町迄國道重用)大川郡長尾町大字長尾西字仲に至る

高松、琴平線 高松市丸龜町五十二番地先より栗林町圓座村瀧宮村を経て仲多度郡琴平町字川西に至る七里三十二丁(重用線を包む)

高松、脇町線 高松市上ノ町字口錢場より(丸龜町より上の町迄縣道高松琴平線重用)香川郡鷺田、太田、川東、安原、塩ノ江村を経て木田郡奥鹿村大字奥山字中山に至る八里三丁

高松、東濱線 高松市通町十八番地先より(丸龜町より通町迄國道二十二號重用)市内東濱町九十番地先に至る九丁(同上)

栗林高松停車場線 市内中野町字貝ノ口三百九十八番地先より栗林町天神前、七番町濱ノ丁を経て新湊町四丁目三十四番地先に至る十八丁(同上)

高松杏西線 香川郡弦打村大字郷東字東本村百二十五番地先より(丸龜町より兵庫町迄國道二十二號兵庫町より弦打村迄國道二十三號重用)弦打村を経て香西町字香西四百四十二番地先に至る一里十丁(同上)

高松佛生山線 香川郡太田村大字太田字茶園より(丸龜町より上ノ町迄縣道高松琴平線上ノ町より太田村大字太田迄高松脇町線重用)多肥村を経て佛生山町大字百相字上町に至る二里(同上)

栗林東濱線 市内上ノ町字中道九百一十番地先より(塩屋町に於て縣道高松長尾線塩屋町通町迄國道二十二號線、通町より東濱港迄縣道高松東濱線重用)栗林、東濱、八坂町を経て八坂町九百二十二番地先に至る二十二丁(同上)

次に高松より縣内各地への陸路里程は左の通りである

古高松	屋島古戰場所在地附近(電車あり)	二、〇六	志度	志度寺所在地(電車あり)	四、〇二
津田	琴林公園所在地(自動車あり)	六、一二	三本松	長尾より(自動車あり)	九、〇九
白鳥	(同上)	一〇、〇三	白峰	崇徳天皇陵	五、〇〇

松原	白鳥神社所在地(自動車あり)	一〇、〇三	引田	(同上)	一一、一〇
長尾	(電車あり)	四、三一	一ノ宮	田村神社所在地	二、〇〇
龍ノ宮	古奮跡所在地(高松より自働車あり)	五、一五	佛生山	法然寺所在地	二、〇二
坂出	大鹽田所在地	五、一八	鹽ノ江	鑛泉所在地	七、一六
宇多津	同	六、〇六	觀音寺	琴彈公園所在地	一四、二四
丸龜	十二聯隊兵營所在地	七、〇八	善通寺	土師團所在地弘法大師誕生院所在地	九、〇一
多度津		八、二六	琴平	金刀比羅宮所在地	九、一〇
池戸		二、二六	草壁	寒霞溪所在地 土庄より(自動車あり) 坂手より(同上)	三、二二 一、一〇

【教育】 市制施行當時の小學校は四番丁及鶴屋町の二小學校で各校の下に二三の分教場を配置したが人口の増加と向學心の振興に依り益々校舎の狹隘を告げ明治二十六年高松高等小學校を創設し爾來増築を重ね更に東濱、栗林の合併に依り現在左の十校と他に縣立師範學校附屬小學校があつて學齡兒童の教育機關となつて居る。

四番丁小學校(四番丁) 鶴屋町小學校(鶴屋町) 高松高等小學校(五番丁) 二番丁小學校(二番丁)
 新瓦町小學校(新瓦町) 西濱小學校(西濱町) 築地小學校(鹽上町) 鎮阜小學校(宮脇町)
 東濱小學校(松島町) 栗林小學校(栗林町)

以上の十校及附屬小學校の兒童を合して本市現在の在籍兒童は男四千八百七十七女四千五百二十六合計九千四百三名に及んで居る。

補習教育機關としては大正二年に香川縣立商業學校に商業補習學校を附設したが大正九年

五月新に市立補習學校(四番丁)を設立した學級數十七で現在通學生三百四十五名である幼稚園は現在私立のみで中央幼稚園(東瓦町)天神前幼稚園(九番丁)玉藻幼稚園(野方町)二葉幼稚園(東田町)西北幼稚園(濱ノ丁)ミクニ幼稚園(三番丁)の六園で現在の入園者男百八十二名女百六十六名計三百四十八名を收容して居る。

本市に現在する中等程度の學校に係る概要は次の通りである、
 縣立師範學校(天神前)明治二十二年十月一日香川縣廳内に香川縣尋常師範學校創立事務所を設け明治二十三年一月七日五番丁十二番戸大須賀氏邸宅を假用して教授を開始した、當時男生四十名女生十一名であつた全年五月二十四日男生二十八名女生十三名を募集し全年七月二十九日天神前新築校舎に移り十一月新築全部落成十二月二十四日開校式を舉行した明治三十年十月勅令に依り香川縣師範學校と改稱全三十一年學級數本科男四女二簡易科二講習科二計十學級一學級人員本科男三十五名女二十五名簡易科四十名講習科七十名計三百四十名と定められた、明治四十五年四月一日女子部分離獨立して香川縣女子師範學校と稱し校舎を綾歌郡坂出町に設置せられた、學級生徒定員は屢々變更され明治四十五年四月一日より第一部男生三百人八學級第二部四十人一學級乙種講習科八十人二學級計十一學級四百二十人と定められ從來の二學期制を三學期制と定められた又生徒給費は大正九年度より各部科通じて拾圓支給さるゝことゝなつた。

現在職員五十三名(附屬を含む)創立より大正十年迄の卒業生第一部男千百二名女二百六十

九名講習科男三百九十二名女百六十二名簡易科男三百三十六名第二部男三百七十五名女三十三名乙種講習科男二百八十五名合計男二千四百九十名女四百六十四名である。同校附屬小學校は明治二十三年九月本校内に新築落成同月十六日より授業を開始し明治四十一年六月現在の校舎に移轉した現在尋常高等を通じ十八學級十年四月現在兒童尋常科男三百七十八女三百六十一高等科男九十三女三十六計八百六十八名である。縣立高松中學校(五番丁)明治二十五年五月臨時縣會は縣立中學校を高松市に分校を丸龜市に設立の件を決議し直ちに工事に着手全二十六年三月工事成り本校生徒の定員三百五十人分校を二百人と定め五月五日入學式を行ひ八日より授業を開始した明治三十一年四月縣令に依り本校を香川縣高松尋常中學校と改稱し生徒定員を六百人とし又丸龜分校は獨立した明治三十二年四月勅令に依り香川縣高松中學校と改稱全三十三年四月大川分校を大川郡三本松町に置いた、明治三十四年五月一日香川縣立高松中學校と改稱全三十五年四月一日新たに補習科を設置した全三十六年四月一日大川分校獨立大正八年四月生徒定員七百名とした、現在職員二十八名學級十五在籍生徒六百六十五名創立より大正十年迄の卒業生千八百九十二名である。

縣立高等女學校(五番丁)明治二十四年十月本縣婦人有志者の團體なる讚岐婦進德會に依り天神前大護寺内に設置し進德女學校と稱せられたものが前身である、明治二十六年五月香川縣高等女學校と改稱同二十七年十一月三番丁東光寺内に全二十九年四月分教場を正覺寺

内に九月更に分教場を天神前天神社境内に全三十年五月五番丁に新築の校舎落成し本分教場共移轉全三十二年四月私立香川縣高等女學校と改稱全三十五年四月香川縣立高松高等女學校と改稱するに至つた、大正十年二月修業年限を五ヶ年生徒定員七百名とした現在職員二十六名學級數十三在籍生徒六百二十四名創立より私立時代の卒業生各科を通じ三百九十九名縣立以後本科補習科を通じ卒業生二千四百七十七名に達して居る。

縣立工藝學校(西濱新町)明治三十一年二月五日天神前に創立せられ大正三年四月現在の地に改築増築して移轉した教科目は屢々變更されたが現在鑄金科、鍍金科、彫金科、家具科彫刻科、髹漆科、蒔繪科、の七科目で學科目は修身、國語、英語、數學、理科、地理、歴史、法制經濟、圖畫、体操、工藝史、材料製作法、圖案及製圖法の十三科目で別に専修科(夜學部)を設けられてある、現在修業年限四ヶ年生徒定員二百三十五名職員十九名學級五在籍生徒二百名創立より大正十年迄の卒業生四百六十八名である、大正十一年度より多度津工業學校を併合することになつて居る。

縣立商業學校(宮脇町)本校は頗る複雑な經歷を持つて居る、明治三十四年二月坂出町に本校を設置し全四十五年三月五番丁市立商業學校跡に分教場を置き元高松市立商業學校生徒を收容した大正元年八月本校を高松市に分教場を坂出町に置かれ大正二年一月現在の新築校舎落成移轉し坂出分教場は全二年三月限り閉鎖本校へ生徒を收容した又本校附設の商業補習學校は大正十年三月限り廢校された、現在職員二十五名生徒定員は七百五十名で在籍

生徒数は豫科二百二十一名本科三百二十三名學級數豫科六本科七大正元年以後の卒業生五百七十五名に及んで居る。

明善高等女學校(天神前)高松有志の醸金に依る私立學校で大正六年三月の創立本科の外専攻科、補習科を附設して居る、大正九年從來の生徒の定員本科四百名を六百名とし全十年四月本科修業年限を五ヶ年とした、大正十年の在籍生徒は全部で六百三十二名、職員數二十六學級十四大正七年より九年迄の卒業生百八十九名である。

市立高松實科高等女學校(五番丁)大正五年四月の創立で教科目は數學、國語、地理、歴史理科、家事、裁縫、商業、體操、教育大正十年度より修業年限を四ヶ年とした生徒定員は二百二十五名學級五職員十名創立よりの卒業生本科二百四十名補習科二十名で現在在籍生徒數は二百十名である。

高松和洋技藝女學校(九番丁)設立者兒島虎三郎氏で明治三十二年五月の創立である、明治三十三年四月より女子師範部を開始教員檢定合格者百二十五名を出して居る職員は十一名學級九創立後の卒業生千八百八十一名に及んで居る。

又特教育殊機關として私立香川縣官立學校あり現在盲生三十九名啞生四十一名を收容して居る更に教育團體として香川縣教育會あり明治二十二年の創立で一般教育の發達改善を圖り、明治三十五年香川縣育英會の設けらるゝあつて高等教育費の補給を爲し人材養成の機關となし又明治三十九年に高松市獎學會の設けあり市内貧困兒童に學費を補給して義務教

を育修了せしめつゝある。

社會教育の機關として香川縣教育會の經營に係る圖書館あり明治三十八年の創立で四萬五千餘の書冊を藏して一般の閱覽に供し一日の閱覽者百五十人を下らない。

青年團は大正八年十一月に設立せられ高松中央青年團、東青年團、西濱青年團、四番丁青年團、東北青年團、東南青年團、思德青年團、龜阜青年團、東濱青年團の九團があり高松婦人會は大正九年四月に設立せられ中央婦人會、東婦人會、西濱婦人會、四番丁婦人會、東北婦人會、東南婦人會、思德婦人會、龜阜婦人會、東濱婦人會の九つがある。

感化救濟、本市に於ける感化救濟の機關としては讚岐學園、斯道學園、讚岐修齋會、高松共濟會、高松市尙武義會などがある。

讚岐學園(二番丁)明治三十二年八月の創立で孤兒、棄兒、貧兒を救濟し其父母に代つて教養して居る現在園内兒十八名と他に哺乳の爲め預けたるもの六名ある。

斯道學園(西濱新町)明治四十二年十月の創立で明治三十三年法律三十七號感化法により不良行爲者を教育監護して居る現在園生男十六名女一名を收容して居る。

讚岐修齋會(西濱町)大正元年八月の創設で出獄者を保護し生業を營ましめて居る現在被保護者男五十六名女二名ある。

高松共濟會(高松市役所内)大正八年四月の設立で事業としては救療、失業者職業紹介、資金の貸與又は給與、細民子女の教育助成、簡易保育所の設置、米麥生活必需品の廉賣又は

市場開設、賑恤、矯風、表善等の事業を行つて居る、現在救療者一名、教育助成金給與十八名、賑恤七戸十名である。

高松市尙武義會(南新町)明治二十七年十月の創立で目的は陸海軍人を優待獎勵し軍人遺族を救護し又職業を授くるにある現在救護を受くる者女十五名である。

【財政】本市の財政は明治二十三年市政施行當時に於ては歳出經常臨時部を合し六千六百九十圓であつたが爾來市の膨脹と最近物價騰貴とに依り著しく膨脹し大正十年度に於ては三十五万九千三百三十三圓に達し、特別經濟として現在高松港水道費がある又市税は明治二十四年度に於ては九千九百圓であつたが大正十年度は二十三万八千四百余圓に達して居る今市制施行以來毎五年毎の歳入出豫算額及市税を列記して見る。

年 度	歳 入	歳 出			市
		經 常 部	臨 時 部	計	
明治二十三年度	六、九〇二	五、〇〇〇	一、六四〇	六、六四〇	(二十四年度) 九、九〇四
同 二十七年	一八、一九八	一八、一九八	—	一八、一九八	一五、三四二
同 三十一年度	四三、九一八	三六、七一五	七、二〇三	四三、九一八	三六、三七八
同 三十五年度	一五一、九二五	四七、一九六	一〇四、七二九	一五一、九二五	五六、三五九
同 三十九年度	一八六、九〇八	五三、八六八	一三三、〇三九	一八六、九〇七	五六、三五六

同 四十三年度	二〇九、六六四	八四、八一七	一二四、八四七	二〇九、六六四	八三、七四七
大正 三年度	一七二、九七三	一〇一、五九八	七一、三七六	一七二、九七四	一〇五、八一二
同 七年度	一八六、九八五	一二二、二二九	六四、七五六	一八六、九八五	一三五、三〇八
同 十年度	三五九、一三三	二八三、七八〇	七五、三五三	三五九、一三三	二三八、四六二

本市十年度歳入豫算三十五万九千三百三十三圓の内市税は二十五万八千二百四十九圓で歳入豫算の七割一分九厘を占めて居る、租税の内主位にあるものは特別税建家税で八万一千五百八十一圓即ち市税總額の三割一分六厘に當り課率は一箇平均七厘を賦課して居る。

次は縣稅雜種稅附加稅で、此の稅額五万六千四百十八圓第三は國稅營業稅附加稅三万一千百一十一圓第四は特別稅特別消費稅で二万六千五百四十一圓課率は藝妓招聘料即ち花代一本(時間廿分)に對し一錢五厘即ち一時間四錢五厘娼妓は花代一圓に對し參錢五厘の割で市に於て指定したる徵收義務者が消費者即ちお客より徵收する此外本市には特別稅所得稅なるものが賦課せられ國稅所得稅を賦課せざる年額三百圓以上の收入ある者に對し所得一圓に對し七厘の割で賦課して居る、此外地租附加稅一万四千五百八十二圓などが重なるものである、又歳出の重なるものは教育費經常臨時合計十七万二千八百十四圓で歳出總額の四割八分一厘に當り次は役所費の七万七千九百八十一圓で二割一分七厘第三は衛生に關する諸費即ち傳染病豫防費傳染病院費、トラホーム治療費、汚物掃除費、臨時部傳染病院建築費

など合計三万四千六百六十一圓の順序である。

【警備】 高松消防組は明治初年火消組の組織があつたが明治四年に至り高松消防組を編成して警備の任に當り更に明治二十三年市制施行と同時に消防規則を改正し現在の高松消防組を組織し全市を七區に分ち第一部より第七部に至る消防組を置き組頭一名部頭七名小頭七名消防手二百八十名と救護部が置かれてある、大正十前度警備費は五千百七十八圓である。

【衛生】 本市飲料水は西南一帯の地は水質清良であるが北東に進むに従ひ不良で其量も少ない爲め新井戸及大井戸と稱する簡易水道に依り配水して居つたが、近時人口の増加と衛生思想の發達に伴ひ上水道の必要を認め大正三年十一月水道工事を起し郷東川の河底水を西方寺山に揚水して配水する方法に依つた大正十年鐵管布設の工事も竣工し給水工事も畧完了した、又之れが工事は合計百七十七萬九百七圓を要した。

本市の共同浴湯は從來頗る汚穢の不衛生のものが多かつたが大正九年十一月縣令に依り漸次改造し從來に比し面目を一新するに至つた。

市内衛生組合は六十一組合で組合長副組合長各一名の外八名乃至十五名の伍長を置き衛生思想の普及日常衛生の實行を激勵して居る。

治療機關として規模宏大設備の完備せるは赤十字支部病院で平時二百八十三人非常時五百九人の收容力を有して居る、明治四十年の開院である、此の他五六の私立病院がある開業せる醫院は四十七同齒科二十で現在醫師數七十六名齒科醫二十名藥劑師二十八名産婆五十五名看護婦百十三名藥種商三十六製藥商十一の外鍼灸治等五十四名ある。

傳染病は其發生年に依り著しき多少があるが最近大正九年の統計に依れば腸チブス最も多く發生六十一死亡十五で之に次ぐものは赤痢の四十二名中死亡八で他の傳染病を合して發生百五十三死亡四十四に及んで居る。

トラホーム、本市トラホームの豫防に就ては豫防費五千余圓を投じて治療に努めて居るが今大正十年の檢診成績に依ると檢診人員二万五百五十一人に對し重症三百三十九人輕症二千五百四十一人疑似症二千二百四十人計五千二百二十人で患者二割五分四厘の割合を示して居るが大正九年の成績二割九分三厘に比すれば稍減少を示して居る。

株式會社高松百十四銀行

支店

市内玉藻町、丸龜市、草壁町、長尾町、善通寺町、觀音寺町

株式會社高松銀行

出張所

栗林町、圓座村、豐濱村、苗羽村

株式會社讃岐貯蓄銀行

支店

市内通町、田町、坂出町、安田村、平井町

他縣に本店を有する銀行

百十四銀行外五十三ヶ所

株式會社二十二銀行支店 (南新町)

株式會社第一合同銀行支店 (南新町)

株式會社不動貯金銀行支店 (兵庫町)
株式會社愛國貯金銀行支店 (南新町)
株式會社合同貯蓄銀行支店 (片原町)
株式會社日本勸業銀行讚岐支店 (南新町)

産業

【團體】本市の實業團體は日清戰役當時迄は寥々たるものであつたが同役後鬱然として勃興し爾來年と共に増加しつつある、又産業組合としては高松漆器彫抜品購買販賣組合、高松木工業購買販賣組合あり、其他重要物産同業組合法に依る組合十一箇(總說參照)及各種同業組合三十有余に達して居る今本市の内資本金一萬圓以上の會社を掲げると左の通りである。

名稱	營業ノ種類	所在地	資本金
朝鮮實業株式會社	土地其他不動産ノ買入其他	南紺屋町	二、〇〇〇、〇〇〇
片川電力株式會社	電力ヲ發生シ全部高松電燈へ供給	内町	一、〇〇〇、〇〇〇
讚岐織布株式會社	綿織物製造	西濱新町	五〇〇、〇〇〇
中川商事株式會社	肥料賣買	西通町	五〇〇、〇〇〇
興業株式會社	不動産及有價證券所有	南紺屋町	五〇〇、〇〇〇
株式會社筑前屋逸見商店	諸綿製造	南新町	五〇〇、〇〇〇
高松電氣軌道株式會社	乘客貨物運送	内町	三〇〇、〇〇〇
大日本印刷株式會社	印刷營業附屬品製造販賣	南鍛冶屋町	二五〇、〇〇〇
高松電燈株式會社	電燈電力供給	内町	二〇〇、〇〇〇
四國護謨製造株式會社	護謨製造販賣	花園町	二〇〇、〇〇〇

名稱	營業ノ種類	所在地	資本金
四國林産工業株式會社	松脂及松材ヲ以テテレメン油製造	西濱新町	二〇〇、〇〇〇
關西工業株式會社	護謨加工	天神前	二〇〇、〇〇〇
小西木材合資會社	材木販賣製材	新材木町	二〇〇、〇〇〇
高松水産株式會社	水産物委託販賣	北濱材木町	一〇〇、〇〇〇
讚岐肥料株式會社	肥料製造販賣	東濱町	一〇〇、〇〇〇
株式會社松原吳服店	吳服太物其他賣買	丸龜町	一〇〇、〇〇〇
四國蠶業株式會社	農器器具賣買	栗林町	一〇〇、〇〇〇
高松鮮魚株式會社	鮮魚委託販賣	玉藻町	一〇〇、〇〇〇
香川自動車株式會社	自動車ヲ以テ運輸營業	内町	五〇、〇〇〇
高松木材株式會社	木材賣買	東濱町	五〇、〇〇〇
高松土地建物株式會社	金錢貸付土地建物賣買	大工町	五〇、〇〇〇
讚岐硬質漆器株式會社	專賣特許漆器製造販賣	南新町	五〇、〇〇〇
香川無盡合資會社	無盡業	南紺屋町	三〇、〇〇〇
關西メッキ株式會社	鍍金業	新港町	三〇、〇〇〇
合資會社高松木材商會	木材委託販賣	下横町	二五、〇〇〇
高松鹽元賣捌合資會社	鹽元賣捌	鹽屋町	二〇、〇〇〇
高松製紙合資會社	紙の製造販賣	松島町	一七、五〇〇
合資會社光榮社印刷所	印刷營業	南瓦町	一一、五〇〇
高松酒造合名會社	清酒製造	三番丁	一〇、五〇〇
東洋度量衡合資會社	度量衡製造	鹽屋町	一〇、〇〇〇

讀岐度量衡合名會社
高松學株式會社

度量衡製作販賣
疊ノ製造販賣

藤塚町
南紺屋町

一〇、〇〇〇
一〇、〇〇〇

【輸出入】 高松港より最近縣外各地へ移出又は各地より移入した貨物の重なるものは左の通りであるが従前に比し戦後沈衰期の影響を受け餘程減少して居る。

移出 移入

移出			移入		
品名	數量	價額	品名	數量	價額
支米	一八、四八三石	四、一九五、〇〇〇	大豆	八、二八四石	二二〇、四三六
白米	九〇、二四四	三、九七〇、七三六	製紙原料	四六、三三〇	九〇六、八三三
麥	一四七、〇五〇	二、二六一、三五四	生魚	七、五二五	六八八、六三五
小麥	二一、四三八	五五三、七二八	海草	一三八、七三八	七八〇、七三四
食鹽	六三、二四六、一九一	二、三九〇、二五四	板類	...	五四六、五〇四
綿織物	二七、二五〇	八三四、七五〇	石炭	六、四八四、七〇〇	四五三、九二九
清酒	九、八一四石	八八三、二六〇	絹織物	五七、一六八	五七二、六八〇
煙草	三〇、九八八	四、六三三、〇〇〇	絹織交織物	四、八七一	三七、五九七
麥稈及經田	...	五五六、一三四	綿織物	一、二四三、四四三	三、七二一、六〇六
扇子骨	三三、九六六、〇〇〇	二二九、六八〇	其他ノ衣	三七六	二六四、六〇〇
和紙	三三、九五二	七三、三六三	清酒	四九、三八八	四、四三三、九三〇
製紙原料	六六、八三〇	一七三、七三三	ビール	四三、三三二	二八五、三九七
絹織物	三三、八六〇	一六〇、〇〇〇	干鰯	二五、一四〇	二五二、四〇〇
人造肥料	一六五、九三二	一一〇、五九四	其他藥品	...	一、九六一、九三三
鐵屑	二二〇、二六〇	一四七、一八二	煙草	二六、五三七	三、九七九、〇五〇
其他金物	三三〇、八五〇	一〇二、三五五	漆器	六、〇四七	三六二、八三〇
鷄類	二、四一〇	六〇、二五〇	西洋紙	一、九二六、三〇〇	一、九三三、八二〇
生魚	六、八三〇	六一、三八〇	鐵銅	六三、六六〇	二八一、二一〇
川魚	二、六五〇	四六、六〇〇	鐵管	四六八、七六七	九八九、九九四
其他	...	一、〇八〇、六四〇	米糠	二、〇七〇、七五五	三三四、〇一七
合計	...	三三六、四三七、八七一	其他	...	六、〇三五、〇九二
			合計	...	二九、三〇三、一七六

品名	數量	價額	仕向港
燐寸	四六六、五七九	二二三、九六九	東
扇子骨	三三、九六六、〇〇〇	二二九、六八〇	宇野
和紙	三三、九五二	七三、三六三	東
製紙原料	六六、八三〇	一七三、七三三	東
絹織物	三三、八六〇	一六〇、〇〇〇	東
人造肥料	一六五、九三二	一一〇、五九四	宇野、丸
鐵屑	二二〇、二六〇	一四七、一八二	多度津
其他金物	三三〇、八五〇	一〇二、三五五	大阪、廣島
鷄類	二、四一〇	六〇、二五〇	大
生魚	六、八三〇	六一、三八〇	大
川魚	二、六五〇	四六、六〇〇	大阪、神戸
其他	...	一、〇八〇、六四〇	大
合計	...	三三六、四三七、八七一	大阪

【市場】 魚市場としては明治三十三年より下横町に堺合資會社、丸佐合資會社及北濱材木町に橋本會社があつたが魚市場取締規則改正の結果大正五年七月限り何れも解散し同年八月新に高松水産株式會社創設され同會社の經營として北濱材木町に一箇所開設した最近

大正十年の賣上高は二十二万三千餘圓に達する。
 蔬菜市場として西濱町に私設鈴木青物市場あり明治四十四年の設立である、公設市場として兵庫町と東瓦町との二箇所前者は大正八年二月後者は大正八年十月の設立で市の經營に屬し大正十年中の賣上高東瓦町八万五千參百圓兵庫町四万六千百圓店舗の數東瓦町十四兵庫町九戸である。

【工業】最近の調査に依れば本市工業生産額は總額七百二十八万圓で内主なるものは綿絲紡績十二万圓製綿十二萬圓織物四萬圓和紙三十六萬圓漆器十四萬五千圓燐寸二十六萬圓工業藥品六十五萬五千圓賣藥三十萬圓肥料三十三萬圓酒二十六萬五千圓罐詰二十四萬圓飴及菓子五十九萬圓素麵及麵類二十三萬圓麥稈真田七萬圓雨傘及日傘二十一萬五千圓度量衡十萬五千圓木製品七十七萬圓下駄七十六萬圓彫抜細工品三十九萬圓帽子十二萬圓竹製品七萬六千圓などである。

本市最近調査に係る職工十人以上を使用する工場左の通り

工場名稱	製品種類	所在地	工場名稱	製品種類	所在地
旗田鐵工所	原油發動機	鹽屋町	鹽田製紙工場	製紙	栗林町
鶴尾鐵工所	諸機械	同	高松製紙株式會社	同	宮脇町
宮本鑄造鐵工所	鑄鐵鑄造業	東田町	高松製紙合資會社	同	栗林町

多田鑄造所	諸鑄物	栗林町	藤本製紙工場	同	栗林町
鎌田銑錘製造所	桿秤銑錘	同	眞鍋製紙工場	同	同
讚岐度量衡合名會社	度量衡器	同	岩村製紙工場	同	同
倉敷紡績株式會社高松工場	綿絲紡績	松島町	井上製紙工場	同	同
茶屋町織布株式會社高松工場	別珍織布	栗林町	間島製紙工場	同	宮脇町
逸見製綿織工場	製綿織	濱ノ丁	高橋製紙工場	同	栗林町
岩部保多織工場	保多織	二番丁	高木製紙工場	同	同
維賀製綿工場	製綿	築地町	石丸製紙工場	同	同
笠井製綿工場	綿製造	井口町	三木製紙工場	同	同
田中製紙工場	製紙	栗林町	讚岐硬質漆器株式會社	漆器	南新町
龍谷製紙工場	同	同	後藤盆製造工場	彫拔盆	古新町
宮武製紙工場	同	同	新川漆器彫刻所	漆器	西瓦町
中津製紙工場	同	同	下津製燐所	燐寸	二番丁
池田製紙工場	同	同	四國護謄製造株式會社	護謄製品	築地町
小西製材所	製材	同	關西工業株式會社高松工場	護謄加工	栗林町
岡島合名會社製材工場	同	花園町	帝國製藥株式會社	酸素採取	五番丁

香川新報社印刷工場	新聞其他印刷	濱ノ丁	四國水力電氣株式會社瓦斯工場	瓦斯	福岡町
四國民報社	新聞印刷	內町	高松市尙武議會	被服裁縫	南新町
山陽新報社高松支局	同	南鍛冶屋町	金谷精米所	精米	東濱町
大日本印刷株式會社印刷工場	活版及石版印刷	同	加賀藤製麵所	素麵	鹽屋町
乃上活版所	活版印刷	內町	高松製藥所	炭酸	濱ノ丁
田所洋服工場	洋服調進	北古馬場町	讚陽物産株式會社製肥部	肥料	東濱町
千葉酒造部工場	清酒	西新通	うきよ足袋製造株式會社高松工場	足袋及カ	東瓦町
明定罐詰製造工場	罐詰	鹽屋町	加藤下駄製造工場	下駄	材木町
日韓度量衡器製作所	量衡器	濱ノ丁	木内硝子工場	藥瓶	花園町
松下竹製品工場	竹製品	宮脇町			

高松市所在官公衙、新聞社著名の實業家旅館料理店を舉ぐれば左の通り。

- 香川縣廳 內町
- 高松區裁判所 同
- 高松郵便電信局 同
- 高松地方裁判所 內町
- 高松警察署 同
- 高松監獄 松島

- 高松市役所 五番丁
- 高松小林區署 內町
- 圖書館 天神前
- 赤十字社支部 內町
- 鐵道省神戸鐵道局高松出張所 新
- 香川縣農事試驗所 栗林上ノ町
- 香川縣教育會 天神前
- 香川縣港務所 新港町
- 新聞社 濱ノ町
- 香川新聞社 百間町
- 南海新報社 南紺屋町
- 朝日新聞高松通信部 兵庫町
- 時事新聞社高松通信部 兵庫町
- 實業家(イロハ順)
- 井筒長太郎 自轉車販賣 天神前
- 池田仁平 酒類商 丸龜町
- 西野嘉右衛門 酒類商 南新町
- 高松稅務署 五番丁
- 香川郡役所 栗林町
- 商品陳列所 公園內
- 坂出專賣支局高松出張所 新港町
- 港町
- 香川縣農會 內町
- 香川縣立原蠶種製造所 栗林上ノ町
- 高松商業會議所 兵庫町
- 四國民報社 內町
- 新四國 南治鍛屋町
- 每日新聞高松通信部 內町
- 岩部幾太郎 袋物保多織 丸龜町
- 長谷川平太郎 履物商 南新町
- 細溪宗次郎 吳服商 同

逸見常太郎	綿商	南新町	千葉久太郎	砂糖商	南新町
太田貞次郎	砂屋支店旅館兵庫町	岡田福次郎	同	古新町	
岡内徳次郎	藥品機械	若松平太郎	旅館料理店	外磨屋町	
加藤海運合名會社	運送業	加賀藤本店	乾物商	塩屋町	
勝本惣太郎	雜貨商	(可祝)中西安次	旅館	古新町	
(川六)川内ツタ	旅館	(田村)田村リキ	牛肉料理	丸龜町	
多田丈之助	鑄物及金物	(辻梅)辻儀三郎	旅館	古新町	
奈良 清吉	米穀商	中川慶次郎	貴金屬商	丸龜町	
灘波 清平	米穀商	(村井)村井清三郎	料理業内	丸龜町	
(栗屋)安田美代造	雜貨商南新町	(丸宗) 眞鍋吳服店		丸龜町	
松原房次郎	吳服商	蒔田 爲七	履物商	南鍛冶屋町	
横田 久	鐵工所	(まつや)三谷清三	吳服商南新町		
小西 龜吉	材木商	松岡庫太郎	千壽堂菓子商丸龜町		
小林源次郎	源美堂時計商丸龜町	後藤 太平	彫拔盆	古新町	
綾田安次郎	小間物商	安藤 貞雄	運送業	新港町	
佐藤 徳三	紙商	掬 月 亭	料理店	栗林公園	
(三河屋)牧野廣太郎	雜貨商北古馬場町	三木宗次郎	砂糖商	百間町	

宮本芳太郎	金物商	田 町	宮脇仲次郎	書籍商	丸龜町
(砂屋) 島	駒藏 旅館	古新町	下津 揆一	燐寸製造	三番丁
新 常 盤	料理業	内 町	新佐 嘉吉	乾物青物	百間町
新川 乙吉	漆、繪具漆器	新瓦町	廣直儀次郎	米穀商	鶴屋町
杉山半五郎	紙 商	南新町			

【社 寺】 高松市に現在する神社は新編入區域所在のものを合して縣社、郷社各一、村社二、無格者五十三、合計五十七社ある又寺院は天臺宗四、眞言宗十三、淨土宗四、臨濟宗五、曹洞宗二、眞宗二十五、日蓮宗十二、合計六十五箇寺と境外佛堂三、とである。

【神 社】 石清尾八幡宮(縣社)宮脇町に在り仲哀天皇應神天皇、神功皇后を祭祀す、延喜十八年の創祀で貞治年間細川頼之崇信し祠宇を修造した後生駒近規居を高松に定むるに當つて大いに増築し且社領を寄進し高松の産土神とした、更に松平頼重封に就くに及び社領を増附し社殿を修繕した、社地二千四百餘坪神庫中寶物多く市民の崇敬厚く社殿壯嚴眺望亦佳絶である大祭は毎年十月十五日に執行し小祭は五月二日に執行されて居るが大祭には賽者數十萬人に達する。

中野天滿宮(郷社) 天神前に在り菅原道眞公を祀る往古は香川郡栗林村今の稻荷神社の地に有つたが生駒一正此地に移した、松平頼重就封の後香西左近將監資村其佐料の城中に奉祀せし菅公自畫の肖像を得て當社に併祀且祠宇を修理した、後松平頼常尊信し社殿を莊嚴

にした大祭七月二十五日小祭は四月二十五日である。

槻本神社(村社) 藤塚町に在り元森本神社と稱した天御中主命外二柱の神を祀る、明治十一年十月村社に列せられた例祭は十月三日である。

華下天満宮(村社) 片原町にあり一に小天神と稱する真言宗愛行院の僧増圭なる者菅公自畫の像を得て一社を建て崇信せしに始まり大正三年村社に列せられた、神社は市の繁盛地片原町にあり參拜者絶へない。

【院 寺】 見性寺(濱の町)曹洞宗海嶠禪林直指山と號し嘉吉元年能登總持寺末寺周防國泰雲寺一蘭和尚大内郡東山(大川郡福榮村)に草創し寶光寺と稱したが文正元年又丸龜中府に移して東福寺と稱した、天文十六年生駒氏城を此地に築くに及んで今の處に移し見性寺と改めたもので細川氏より松平氏に至る迄各領主より寺領を寄進した明曆二年焼失其後再興したのである。

弘憲寺(濱の町) 真言宗利劍山遍照光院と號し大覺寺末天平年中僧行基鶴足郡玉井村に創立し法勤寺と稱した、延曆十三年正月弘法大師此寺を讚留靈王の側に移し改めて真言道場とした其後衰微し島田寺に合して一寺となつたが天正十七年八月生駒近矩鶴足津に治するに及んで法勤寺を再興した世子一正に至り此地に移し先君の遺骨を此寺に藏め寺を弘憲寺と號した、天保十二年二月二十八日焼失其後再興した。

蓮華寺(濱の町) 真宗海寶山慈眼院と號し無量壽院末寺舊愛宕社々僧文安元年の創立で承

應三年高松藩士高島治長再營した。

真行寺(西濱町) 真宗、松休山と號す東本願寺末寺曆應四年沙門正賢の草創で初め法藏坊と稱し後今の寺號に改め延寶四年今の地に移つた。

常福寺(西濱町) 真宗、宇賀山と號し佛光寺末寺承平年中清水紀伊某(武人)の草創である紀伊某諸國行脚の末當所系燃濱に居つたが法然上人當國に誦せられし時教戒を受け發心出家一字を建て松林庵と稱した、後勇誓なる者の時本願寺の末寺となり松林寺と號けた天正中兵火に罹り男木島に遁れたが同十八年正景系燃濱に歸り一字を建て延寶四年今の地に遷り今の寺號に改めた、文久頃火災に罹り再建した。

日妙寺(濱の町) 日蓮宗廣榮山觀立院と號し京都妙覺寺末寺初め小笠原民部大輔の建立で阿波の國にあつたが文明十七年引田に移り其後諸所轉々の末慶長十五年生駒正俊の命に因り今の地に移つた。

泉立寺(西通町) 日蓮宗高照山中道院と號く法華宗甲州身延山久遠寺末寺承應年中肥田和泉守建立初め妙要寺と稱へたが修造して今の寺號に改め弘化四年再營した。

吉祥寺(濱の町) 真言宗隨願寺末寺應德二年三月十日阿闍梨先雲の草創と稱せられる延保七年七月五日吉祥寺と改めた。

清光寺(片原町) 真言宗法閑山廣嚴院と號し無量壽院末正安二年十月長算阿闍梨の建立で西福寺と稱し往古阿野郡府中村にあつた、天正年中兵火に罹り永祿年中今の地に移つた安

政四年二月二十一日焼失萬延年中再建明治二年十月今の寺名に改めた。

東福寺(三番丁) 眞言宗長壽山如意輪院と號す初め西濱にあつたが延享元年此地に遷る。
 法泉寺(三番丁) 臨濟宗妙心寺末龍泉山と號す天正十六年生駒雅樂頭近正公宇多津に於て
 建立し慶長三年生駒一正に至り現地に移し菩提寺とした、境内の釋尊銅像高さ五十五尺、
 梵鐘は生駒近規征韓の役に用ひたる梵鐘にして同氏の寄附に係る、蘇鐵、同しく韓國より
 齎し歸るもの、巨松、生駒家の墓所等あり。

實相寺(三番丁) 臨濟宗妙心寺末天正中十河存保建立菩提所とした、天保十一年正月焼
 失嘉永中再建大正四年十一月東光寺を合併した。

行徳院(三番丁) 眞言宗美溪山福生寺と號す仁和寺末元阿野郡福家村に在り來迎院と稱し
 たが永正年中今の地に移つた。

大本寺(三番丁) 日蓮宗象妙山白乾院と號し京都妙蓮寺末寛永十五年、前の妙蓮日省上人
 の建立當寺は西島八兵衛の宅趾なりと傳へらる。

地藏寺(三番丁) 眞言宗大覺寺末慶長八年生駒一正の建立

正覺寺(三番丁) 淨土宗成等山廣求院と號し佛生山法然寺末天文二十三年一道和尚の草創
 である。

徳成寺(三番丁) 眞宗大和山と號し東本願寺末慶長十四年沙門利慶の草創である。

善昌寺(三番丁) 日蓮宗理運山本寂院と號し妙覺寺末天文十一年生駒高俊の建立である。

本典寺(三番丁) 日蓮宗藥王山本成院と號く妙蓮寺末初め三野郡に在り高瀬大坊の末寺で
 あつたが天正中僧日慈今の地に移した。

妙朝寺(三番丁) 日蓮宗善復山教王院と號し妙覺寺末慶長九年、日然上人の狷むるところ、
 此寺に辨慶の用ひた眉尖刀、大夫黒の轡がある。

慈恩寺(四番丁) 臨濟宗金重山と號し妙心寺末寛永九年空嚴の草創で初め阿野郡新居村に
 在つたが生駒氏此地に遷した今の四番丁校は當寺敷地の一部である。

淨願寺(五番丁) 淨土宗超世山養通院と號し智恩院末寺文明年中源譽宇多津に草創天正十
 六年正覺寺内に移し正保年中英公修造菩提所とした承應三年及明暦元年の二回火災に罹る
 翌二年再興今の地に移した。

福善寺(古馬場町) 眞宗無漏山修摩提院と號し東本願寺末昔甲州小比賀村より僧正了當地
 坂田郷に移し文祿三年生駒近規東濱に移し寛永十六年九月今の地に遷した、末寺六ヶ所西
 讃にあり、圓重寺、安樂寺は全寺内にあつたが今は獨立した。

極樂寺(古馬場町) 眞宗壽光山と號し福善寺末初め淨土宗正覺寺と稱したが慶長三年了誓
 今の宗に改めた。

鳳閣寺(桶屋町) 眞言宗醍醐派舊大和吉野郡烏栖に理源大師の草創したもので後江戸に遷り
 明治三十九年時の住持古澤養碩今の地に移して再興した

本覺寺(北古馬場町) 日蓮宗眞如山と號す京都本能寺尼崎本興寺末慶長七年生駒家の臣佐

藤掃部の建立である。

無量壽院(御坊町) 眞言宗紫雲山隨願寺と號す天平年間行基坂田郷室山の麓に草創せるもの弘法大師の修造、白河法皇の勅願等尊信深く由緒最も舊い天正年中西濱、明曆二年五番丁に移轉したが寛文七年更に今の處に遷つた、末寺は六ヶ寺ある。

多聞寺(野方町) 眞言宗、寶塔山最勝院と號し無量壽院の末寺開基不詳元祿年中再建した安養寺(北古馬場町) 眞宗千葉山と號す眞正寺末寛正年中阿波安樂寺圓明の草創する所天保七年焼失再興した。

眞正寺別院(御坊町) 眞宗俗に御坊と稱す天文中眞正寺證秀上人の塩屋に建立せるもの爾後再三改稱移轉慶長十九年生駒正俊堂宇を今の地に造營した。

勝法寺(御坊町) 眞宗眞正寺末堀彦左衛門親政の草創、後池戸に移り慶長十九年今の地に移つた。

徳法寺(御坊町) 眞宗覺善寺末永祿六年僧明信の籠原庄に草創せしもの寛文九年焼失翌年今の地に移り再興した。

西福寺(御坊町) 眞宗安養寺末永正年中河野通信坂田村に建立後福岡村に移り又現在の地に遷つた文政中焼失天保十五年再建した。

願船寺(御坊町) 眞宗眞正寺末天文十九年沙門清順の草創で初め池戸に在り香蓮寺と稱した。

高善寺(東瓦町) 眞宗福善寺末嘉吉年中教賢の草創せるもの初め坂田村にあつた。

覺善寺(西瓦町) 眞宗惣持山と號し常光寺末永正元年僧圓知の草創初め川の江に在り覺善坊と稱したが天明年中今の地に移つた。

深妙寺(築地町) 眞宗幽遠山と號し東本願寺末天正年中澄俊の坂田村に草創せしもの元和三年鶴屋町に移り後今の地に遷つた。

法輪寺(井口町) 眞宗佛光寺末明治十六年常福寺の僧大西法欣の草創である。

廣昌寺(天神前) 日蓮宗久榮山成道院と號し甲州久遠寺末舊那珂郡三條にあり令輪寺と稱した寛文元年今の地に移し寺號を改めた。

大護寺(天神前) 眞言宗高野派神光山と號す靈雲寺末僧義天の草創初め内町次に宮脇に移し享保年間今の地に移した。

大雄寺(天神前) 日蓮宗妙蓮寺末嘉永五年三月松平公建立。

西興寺聽德院(天神前) 日蓮宗佛光寺末英公の時講堂と爲し聽德庵と號した。

玉泉寺(宮脇町) 天台宗初め松壽庵と號した元祿四年の創立である。

行泉寺(宮脇町) 天台宗實相院末由緒不詳。

淨教寺(宮脇町) 正覺寺末で元立清坊と稱した由緒不詳。

藥王寺(宮脇町) 禪宗妙心寺末崇徳帝太子重仁親王の建立で初め檀紙村に在つた寺内に重仁皇子の墓がある。

群福寺(宮脇町) 禪宗瑞龜山と號す享保三年僧鶴州の草創である。
 克軍寺(宮脇町) 天台宗本門壽院と號す輪王寺末で智證大師の草創である。
 大日寺(西濱新町) 眞言宗大護寺末靜息庵を改めて大日寺とした。
 西方寺(西濱新町) 淨土宗法然寺末念佛山專稱院と號し延寶元年沙門蓮清の草創初め山下にあつたが文政十一年堂宇を山上に移した。
 松岩寺(西濱新町) 淨土宗北面山藥求院と號し國清寺末開基不詳延寶七年再營した。
 教行寺(中野町) 眞宗東本願寺末明治三十九年河野慶山福善寺内より移轉改築した。
 德善寺(藤塚町) 眞宗高松西福寺末俗に坂田坊と云ふ。
 專念寺(西濱町) 眞宗本願寺末由緒不詳。
 願教寺(西濱町) 眞宗同上。
 文珠院(北濱材木町) 天台宗園城寺末由緒不詳。
 寶成寺(内町) 眞宗興正寺末延德年中沙門行範の草創初め山田郡東前田村にあつた天正年中兵火に罹り中絶享和年中顯惠の再興である。
 一成院(築地町) 眞言宗大護寺末文政年中僧性海の開基。
 金剛峯寺讚岐別院(築地町) 眞言宗高野派創立開基不詳。
 正覺寺(宮脇町) 眞宗本願寺末由緒不詳。
 功德院(花園町) 日蓮宗本典寺末嘉永三年三月松平公建立。

靈源寺(中野町) 臨濟宗妙心寺派延寶四年六月僧靈岩開基。

安樂寺(北古馬場町) 眞宗本願寺末開基不詳なれど寛永中御厩村より移轉し福善寺内に在つたが獨立した。

圓重寺(北古馬場町) 眞宗本願寺末福善寺内に在つたが獨立した。

【人物】 高松の人物として勤王、學士、高僧、孝子、烈女、名士、循吏、勇士、良工など約二百二十名あるが此小冊子に詳細を記載することは當抵出來ぬから重なるものに就て概要を記するに止める。

長谷川宗右衛門 初諱は秀芳後秀驥と改め峻阜と號した高松藩の世臣である、享和三年十二月生る小字は安次郎と云ふ性恭勤で文武の道に達して居つた、尊王攘夷の説を主張し遂に幕府に捕へられ傳馬町の獄に繋かれ後高松の獄に移され文久二年朝命に依り出獄するを得又藩の爲め盡した、明治三年九月病に罹り再び起つ能はざるを知り京都に至り宮闈を拜して後絶命の意を以て乗船上洛の途中舞子濱の船中で没した、年六十八明治三十一年七月四日正四位を贈られた。

長谷川速水 名は秀雄、幼字寛之助、宗右衛門の次男である、幼より穎悟敏才で學問武技を能くした齡弱冠にして勤王の志を懷き水藩の志士と交り畫策する所があつた、安政五年投獄江戸に檻致され萬延元年八月九日獄中に死した享年二十五、明治三十六年十一月十三日特旨を以て正五位を贈られた。

綾洲和尚 藩士和田氏の子で佛教を好み美濃伊深の正眼寺に到り雪潭和尚に就て修學すること十四年元治元年七月法泉寺に歸つた、後美濃の瑞龍寺に移り翠葢軒と稱し大に佛教に盡すところがあつたが明治十一年十二月四十九歳で寂滅した。

梶原藍渠 通稱三平後九郎右衛門と改稱した、名は景惇字は復初、初め松洲主靜庵後ち藍渠又三痴學人と號した本町(屋號解屋)の豪商で父を景弼と云ふた、性穎敏博聞強識和漢の學に通じ詩文書畫を能くし帝王編年史を草した天保三年七月士分に列せられ侍讀となり歴朝要紀を校正した、天保五年四月朔日享年七十三歳で歿したが平生他の嗜好なく茶事を以て自ら娛んだ。

梶原雄雉 景惇の第四子實名景紹別字藍水、初め通稱平四郎後雄雉と更めた天保五年六月父の職を繼ぎ考信閣出仕となつた、讃岐名所圖繪は景紹の著はしたもの明治初年歿した。玉楮象谷 名は爲三、字は子成通稱敬造、象谷と號す、元鞘塗師で一種の勁建風致ある髹漆彫刻を製出し名聲大に擧つた後士籍に列せられ明治二年二月一日年六十四歳で歿した、子四人あり藏黒、拳石、雪堂、藤樹、内拳石、雪堂最も著はれたが今は皆歿した、又象谷は餘技に風韻ある山水四君子を畫いた。

松崎澁右衛門 名は佐敏初め通稱を斐一郎と云ひ後澁右衛門と改め達齊と號した、藩士佐邦の長子で碌三百石を領し藩主の近侍であつた、後尊王の大義を唱へ四方の志士と交り謀議周旋する所があつたが慶應元年獄に幽せられ明治元年赦されて出獄した明治二年四月執

政職となり藩政改革に盡したが爲めに藩士の猜疑を買ひ二年九月登城の途山本新平外十餘人の爲めに殺された、時に年四十三世に是を十四人騒動と云ふ、明治二十一年七月四日特旨を以て正四位を贈られた、佐敏の在職中盡した重なることは王墓の修理滿濃池の修理で滿濃池畔に松崎神社として祀られてある。

藤川黒齊 名は操夫字郷善通稱舜造、文綺堂黒齊と號す象谷の弟であるが別家して藤川姓を稱へる存屋菫齋法を以て專業とし象谷に次で名聲があつた明治十八年十一月二日歿した年七十八。

後藤芝山 諱は世鈞字は守中小字岩之助後幸八郎と改め又彌兵衛と稱した芝山竹風は其の別號である、彌右衛門友貞の子で享保六年十二月に生れ初め守屋義門に學び十九歳の時昌平費に研學すること十六年寶曆四年八月藩に歸り藩公の侍講となり使番格に至つた安永九年正月講道館の總裁となり天明二年四月三日年六十三歳で歿した著書數十卷ある。小西友鷗 名は可春、通稱小八郎、友鷗と號した本姓柳原、享保四年三月歿した、玉藻集七卷の著書がある。

紀太紫峰 本姓森島世々古理平と稱する陶工の名家で又畫を能くした、慶安二年英公の招きに應じ京都より來たと云はれる。

西島與兵衛 高松藩士西部の郡奉行で循吏の聞へ高く百姓一揆を鎮めた、穆公寛保年間の人である。

岡部拙齋 忠平と稱す播州網干奥濱村の人岡部宗清の子である、菅玄同に學んで多識寛永年中水戸侯の文學者で秩四百石を承け頼重公入部の際御供して來た、次信の碑文眞行寺の鐘銘など遺墨多く又拙齋文集の著がある、明歴元年九月二十六日高松に歿し其子孫は水戸藩に仕へた。

中村文輔 字は文輔彦三郎と稱し君山と號した業を宮村忠藏に受け後江都林正献の門に遊び勤學したが學成り頼桓頼恭の二公に仕へ侍講となり忠誠に抽んじ寶曆十三年七月二十四日年六十三歳で歿した著書に通志數十卷がある。

矢野部傳六 源英公の臣で地理經濟の學に通じ開拓鑿渠の事を掌り西島之尤以後此人あつて藩内の陂池四百六を築くを得た正保頃の人である。

菊池武賢 通稱八衛門字は庭實初名元忠後八衛門と改めた又別に綾小路左太夫と稱し黄山又崧溪と號した幼より讀書を宮村經弼に學び經史、詩文、書畫、武術等通せざるはなく寶曆初年講道館の儒員となり安永五年三月朔日年八十で歿した二代武賢の養子武保（一向宗常福寺四世法專の末子）三代武保の養子繩武（通稱八太夫字萬年號守拙池内清三郎近久次男）四代繩武の嫡子武幹、通稱初め直藏後八太夫號藻洲、五代武幹の嫡子初め章之進後八右衛門號暢所何れも穎才講道館の儒官であつた。

丸 龜 市

丸龜市は本縣第二の都市で慶長の頃迄は丸龜浦と稱し米屋町以東は鶴足郡津野郷に屬し其以西は那珂郡柞原郷に屬する一小部落であつたが慶長五年に至り生駒一正當國に封せられ同七年（二、二六二）支城を此地に築き字足津の住民を移住せしめた寛永十八年（二、三〇二）山崎家治入城の當時商工各所より移住し萬治元年（二、三二八）京極高和播州龍野より移封せられ豊田、三野、多度の三郡、那珂郡の内二十二村鶴足郡の内一村合して五万六十七石を領した（總説一四頁參照）爾來七世朗徹に及んだが慶長五年生駒氏就封より明治二年朗徹版籍奉還に至る迄二百七十年を閱みした、明治四年四月十日丸龜縣を置かれ廓内一番丁に廳舎を新設し同年十一月丸龜縣を廢し香川縣を置き全管内を八十八區に分ち每區に戸長を置いたが丸龜は六十二區に屬し事務所を通町に開設し大平萬平戸長に任せられた、六年名東縣に屬し同七年大小區の制を布かるゝに至り第二十一大區一小區に屬した、其後大區の變更一再ならず八年九月再び香川縣を置かれ同九年八月更に愛媛縣に合し第六大區一小區となり區事務所を通町に置き同十一年郡區町村編制法を布かるゝに至り那珂多度郡に屬し全市街は從來の歴史に依り東西の二組に分ち通町より以西を西組とし以東を東組とし東組は役場を北平山町に設け西組は通町に置いた明治十八年に至り東西を合して通町外二十二ヶ町戸長役場と稱し通町に開廳した同二十一年十二月三度香川縣に復し二十三年市町村制

實施せらるゝに當り、中府、地方、土居の全部及び津森の一部を併せて丸龜町を編制し大塚一格、吉岡六藏相次で町長となつた明治三十二年四月市制を施行せらるゝに至り同年九月廳舎を通町より濱町に移轉し次に大正四年南條町壽覺院に假役所を置き大正七年七月十五日現在の地方に新築移轉した此間大正二年七月新たに新町を建設更に大正六年六月一日仲多度郡六郷村を編入現在三十町六大字を管轄するに至つた、面積は〇、六五方里で大正十年末戸數五千八百五十九人口二万五千九百九十一である。

【交通】本市は水上交通として丸龜港を擁して居るが本港は東土器川流末の影響潮流の等に依り土砂の流入甚しく巨船の出入不便なる爲め文化三年以後福島湛浦新堀湛浦の構築があつたが近代に於ては明治四十二年六月より大正元年十二月に至る第一期工事に於て港内に流入する河川の附替港内浚渫水面埋立を行ひ次で大正三年三月より九月に至る第二期工事に於て港口沖手の淺瀬を切開航路を浚渫し新堀、福島兩湛浦入口の撒石を撤去し干潮面三尺の水深を保つに至らしめ大正五年八月又福島東沿岸の水面を埋立て道路副員を擴張し荷揚場の新設工事を起すと共に兩湛浦及沿岸の堀浚工事を爲した、本港の設備としては港口沖合に航路標識燈一箇突堤荷揚場及沿岸の点燈二十二箇棧橋二箇所で上屋は西平山町福島町の二箇所に設置されて居る、本港に入港する定期汽船には備讚丸寄港地本島、下津井、味野、萱刈、下村、田の口。玉島丸寄港地、多度津、立石、玉島。弘丸寄港地、玉島青木浦、多度津で不定期船幸運輸丸は大阪、神戸、牛窓、土庄、高松、味野、丸龜、多度



城 龜 丸

津の聯絡を取つて居る又大正十年中貨物積卸の爲め本港に出入した帆船は出入合計壹万千八百八十二艘に達して居る(第一五五頁参照)

陸上交通は丸龜、琴平間九哩六同高松間十七哩四、同伊豫西條間五十三哩四の鐵道運轉あり更に丸龜、善通寺間には十一年十一月より電車の開通を見るに至つた、道路は次の諸線が通して居る。

國道、伊豫街道(國道)三十一號線にして東京より愛媛縣廳に達するもの丸龜港を起點とし市内を貫き仲多度郡龍川村、三豐郡大見村、本山、豊濱の各町村を経て和田村大字笠浦鳥越に達する延長九里十八町。

高松街道 (國道)二十三號線にして高松より本市を經由高知縣に至るもの、外次の縣道が通じて居る。

縣道、丸龜港線通町百七十四番地先より(通町に於て國道二十三號線重用)問屋町を経て西平山町二百六十五番地先に至る三丁三十三間丸龜、琴平線字地方堀西一九六番地先より(丸龜市に於て國道重用)南村、郡家、與北、榎井村を経て(榎井村より琴平町迄縣道高松、琴平線重用)琴平町に至る三里十六丁(重用線を含む)

丸龜停車場線 通町十七番地先より塩飽町を経て濱町四十二番地先に至る二丁四十間、里道、里道には市内地方字堀西の國道三十一號線を起點とし仲多度郡塩入道に接續する木崎道と居士字渡場より綾歌郡坂本村に達する高柳道とがある。

九龜より縣内各地への陸海路里程は左の通りである。

宇多津	鹽田所在地	一、〇〇丁	平井	一〇、三三
坂出	同	一、二七	多度津	一、一八
高松		七、〇八	金藏寺	一、二〇
屋島	古戰場	九、一五	善通寺土師團所在及弘法大師誕生地	二、二五
志度	志度寺所在地	一、一〇	琴平	三、一八
長尾		一〇、二六	詫間	四、二四
津田	琴林公園所在地	一三、二〇	仁尾	五、二八
三本松		一五、一五	觀音寺	七、一六
白鳥		一六、〇九	本山	六、三二
引田		一七、一六	與島	六、〇
瀧宮	菅公舊跡所在地	三、一八	廣島	六、〇
岡田		三、二一	本島	五、五
佛生山	法然寺所在地	七、一七		
鹽ノ江	鑛山所在地	一〇、〇八		

【教育】 藩政時代に於ては正明館次で敬止堂と稱する教育機關があつたが明治五年に九龜郷校なるものが設けられ後に北平山町大善院、南條町玄要寺に分校を置かれた、此年恰

かも學制を發布せられ同六月より新制により從來の郷校を第一小學とし北平山町分校を第二小學とし南條町の分校を同町宗泉寺に移して第三小學とした、明治六年二月第一小學を南條町正支寺内に移して龜灣小學校と改稱し第二小學を北山小學校と第三小學を南條小學校と改め且つ新たに通町弘聖寺内に開通小學校を開設した、同七年九月龜灣小學校々舎を濱町に建築し南條小學校を併合して男子教育の所とし開通小學校を南條町に移して女子教育の所とした、明治十二年二月全市を東西二組に分つに當り龜灣小學校は西組に、北山小學校は東組に屬し、同時に開通女學校は廢せられて龜灣に合併し同十九年四月に至り更に龜灣北山兩校を合併して九龜小學校と改稱し、瓦町に校舎を新築し同年九月開校同二十年四月小學校令改正により九龜尋常小學校と改稱した。

中等教育を授くる學校としては此間龜山中學校があつたが後中學豫備校と稱した此外私塾として漢學、數學等を教授せるもの二三に止まらなかつた、小學校は爾來改築改稱を重ね現在左の四校に於て本市學齡兒童の教育に當つて居る。

- 城乾尋常高等小學校 (中府) 創立明治四十三年四月
 - 城北尋常小學校 (瓦町) 同 明治三十四年七月
 - 城坤尋常小學校 (六郷) 同 大正六年六月
 - 城西尋常小學校 (六番町) 同 明治三十四年九月
- 本市現在の在籍兒童は男千八百五名女千七百七十四名合計三千五百七十九名に及んで居る

實業補習學校は二校一分校で一は城北尋常小學校内にあつて明治四十五年の開校であるが六學級で現在通學生九十三名他は六郷農業補習學校で本校を今津に置き分校は上金倉にあり大正元年の開校四學級で九十二名の在籍生徒がある。

幼稚園は通町に東幼稚園南條町に西幼稚園あり共に明治三十九年の設立で現在兩園に於て男百二十一名女百十八名合計二百三十九名を收容して居る。

本市に現在する中等程度の學校に係る概要は左の通りである。

縣立丸龜中學校(六番丁)明治二十五年五月臨時縣會に於て高松中學校の分校として設立され生徒定員二百名と定め二十六年四月第二學年以下生徒九十八名を入学せしめた、明治三十一年四月縣令に依り香川縣丸龜尋常中學校と獨立改稱するに至つた、同三十二年中學校令に依り香川縣丸龜中學校と改稱同三十三年三月丸龜中學校の分校を三豊郡觀音寺に設け同三十四年三月より香川縣立丸龜中學校と改稱するに至つた現在職員數二十五名學級十五生徒定員七百名在籍生徒六百六十名明治三十年度より大正十年度迄の卒業生千八百七十三名である。

縣立丸龜高等女學校(地方)明治三十八年三月市立丸龜高等女學校として設立され生徒定員二百五十名五學級の編制であつた、同三十九年四月縣立となり香川縣立丸龜高等女學校と改稱するに至つた、生徒定員學級は屢々變更され大正十年度より定員四百五十名とし五ヶ年程度に變更した現在の職員數は十九名在籍生徒四百二十九名學級數九、明治三十八年よ

り大正九年度迄の卒業生は千二百八名である。

市立丸龜商業學校(中府)大正七年三月の創立で生徒の定員は百二十名であつたが現在二百四十名に増加した、在籍生徒數二百二名學級數五卒業生六十六名職員七名である。

敬愛高等女學校(地方)私立の實科女學校で明治四十年五月の創立である大正十年二月組織を變更して敬愛高等女學校と稱するに至つた生徒定員は百五十名であつたが大正十年二百五十名に増加した職員は十五名學級六在籍生徒數二百七十六名大正九年迄の卒業生百八十九名である。

右の外各種學校として私立和洋裁縫女學校(通町)、私立鷓鴣學館(福島町)がある。

更に教育團體として香川縣私立教育會丸龜教育會あり一般教育の發達改善を圖り又明治三十八年省就學義會の設けらるゝあつて市内貧困兒童に對し衣服學用品を給し義務教育を修了せしめつゝある會は初め市役所内にあつたが現在は城西小學校内に置かれてある。社會教育の機關としては井上文庫なるもの高等女學校内にあり明治四十年月八の創立である。

青年團 丸龜市青年團は大正元年十二月の創立で現在團員六百七十九名城乾支部(大正五年六月創立)城北支部(同五年八月創立)城坤支部(同二年二月創立)城西支部(同四年七月創立)の四支部がある。

處女會 本市處女會には研德處女會、城坤娘の會、城西處女會の三會あり會員合計四百三

十一名に及び他に大正十年九月東宮殿下御歸還記念として婦人會が設立されてある。
 感化救濟 本市に於ける感化救濟の機關として海南慈善會、職業紹介所などがある。
 海南慈善會(中府)明治三十三年三月の創立で主として孤兒、貧兒、棄兒を収容し尙迷子及
 父母の事故ある者の爲めに幼兒の一時預りを爲し保姆を付して教養し將來自活し得る智識
 技能を授けて居る最近の収容者は四十二名で内二十五名は園内居住十七名は園外居住者で
 ある。

職業紹介所(瓦町)大正九年十一月瓦町公設東市場内に併置し求人求職者の仲介を爲して居
 るが大正九年十一月より十二月末に至る二ヶ月間の成績は求人數三十一紹介十五の成績で
 ある。

【財政】本市の財政は明治三十二年市制施行當時は左表の如く歳入決算一万八千四十七
 圓歳出一万七千七百十三圓であつたが爾來市の膨張と最近物價の騰貴とに依り著しく膨張
 し大正十年年度原豫算に於ては二十万七千二百二十八圓に達し他に特別會計として小學校基本財
 産蓄積金五百九十三圓小學校舎建築費積立金二千五百九十五圓の支出豫算がある、又市税
 は明治三十二年に於ては一万二千四百十四圓であつたが大正十年年度に於ては十七万五千
 八百二十四圓に達して居る。
 今市制施行以來毎五年の歳入出決算及市税を揚げて見る。

明治三十二年度	歳入	歳出	市税
同 三十七年度	一八、〇四七	一七、七二三	一二、四一四
同 四十一年度	二三、五三四	二三、四四七	一四、一七三
大正二年度	四〇、九五九	四〇、九二九	三〇、七四九
同 七年度	七四、九五四	六〇、四三九	四九、八四三
同 十年年度	一五四、一七一	一三八、七一	一二九、三六二
	二〇〇、七二八	二〇〇、七二八	一七五、八二四

本市十年年度歳入豫算二十万七千二百二十八圓の内其主なるものは市税で此豫算十七万五千八百
 二十四圓即ち歳入の八割七分五厘は租税が財源となつて居る、租税の内主位にあるものは
 戸數割附加税で十万八千七十四圓即ち市税總額の六割一分を占め縣稅一圓に對し四圓五十
 四錢二厘一戸平均二十一圓十九錢一厘を賦課して居る、次は縣稅雜種稅附加税で此稅額二
 万四千八百二十一圓第三は國稅營業稅附加税一万三千八百三十九圓第四は地租附加税一万
 二千九十二圓などが主なるものである又歳出の主なるものは例に依て教育費で經常部七万
 五千九百九十七圓、臨時部一万一千九百三十八圓計八万七千九百三十五圓で歳出總額の四
 割三步八厘に當り次は役所費の四万四千五百六圓二割二分一厘第三は衛生に關する諸費即
 ち傳染病豫防費、隔離病舎費、トラホーム豫防費、汚物掃除費、臨時部隔離病舎費など合
 費一万七千九百一圓第四臨時部小學校舎建築借入公債償還一万二千百七十七圓經常土木
 計六千八百十九圓勸業費六千四百五十八圓と云ふ順序である。

【警備】 警備上の設備として丸龜消防組あり往古は自身番と稱し各戸より壯丁を出し火災を警め出火の際は直ちに出勤消火に當つたのであるが其後明治初年に至り警火の設備も其面目を改め十四五年の頃より各町に消防唧筒を備へたが行動の統一を失つたので明治二十五年十月に至り新たに丸龜消防組を新設し完全なる消防組織を成した現在組數一、部數四消防手百二十名腕押唧筒四箇を備へて居る大正十年の警備費豫算千六百九十三圓である。

【衛生】 本市の飲用水は海邊部は水質不良なるを以て飲用水の配給を受くるの狀態である共同浴場も從來頗る汚穢不衛生のものが多かつたが大正九年十一月縣令に依り漸次改造從來に比し面目を一新するに至つた。

市内衛生組合は現在三十六組合で組長、伍長の役員を置き衛生思想の普及日常衛生の實行を激勵して居る。

治療機關としては開業せるものは醫院十九齒科醫院十二で醫師二十六名齒科醫師十二名藥劑師九名藥種商十四名看護婦二十一名産婆が十八名である。

トラホーム 本市トラホームの豫防に就ては豫算五千餘圓を以て豫防に努めて居るが大正十年度檢診成績に依ると檢診人員一万二千三百七十五人に對し重症七十八輕症九百五十八疑似症千二百六計二千六百六十二人で患者一割四分二厘の割合であるが大正九年度成績二割二分に比すれば逐年好結果を示して居る。

【金融貯蓄】 丸龜に於ける金融機關として銀行の本支店及所在地は左の通りである（第四

二頁参照）

本市に本店を有する銀行

株式會社丸龜商業銀行（通町）支店豊濱町、仁尾村、詫間村、大野原村

本市外に本店を有する銀行

株式會社高松百十四銀行支店（本町） 株式會社二十二銀行支店（通町）

株式會社多度津銀行支店（米屋町） 株式會社不動貯金銀行支店（通町）

産業團體 本市所在産業組合は販賣組合二、購買組合一、信用購買販賣組合一、信用購買

利用組合一、信用販賣購買利用組合一、の六組合で準則組合一あり。

又會社としては資本金一萬圓以上のもの左の二十五社である。

名 稱	營業ノ種類	所在地	資 本 金
讚岐電氣軌道株式會社	電力ノ供給其他	富屋町	一、〇〇〇、〇〇〇
コンピラ染料株式會社	硫化染料製造	下金倉	五〇〇、〇〇〇
四國製氷株式會社	製 氷	西平山町	四〇〇、〇〇〇
讚岐醬油株式會社	醬油製造	下地方	三〇〇、〇〇〇
株式會社白川商店	廢物卸賣	中 府	二五〇、〇〇〇
おふく足袋製造株式會社	足袋製造販賣	通 町	二〇〇、〇〇〇
丸龜酒造株式會社	清酒製造	御供所町	一五〇、〇〇〇
丸龜煉瓦株式會社	普通煉瓦製造	下地方	一〇〇、〇〇〇
丸龜海産株式會社	漁獲物ノ運搬	西平山町	一〇〇、〇〇〇

輸出入 丸龜港より近最縣外各地へ移出又は各地より移入したる貨物の主なるものは左の通りであるが従前に比し戦後不況時代の影響に依り餘程減少して居る。

丸サ合名會社	砂糖小麥粉販賣	米屋町	一〇〇、〇〇〇
株式會社三鱒社	水産物問屋業	中府	七〇、〇〇〇
丸龜藝妓券番	藝妓營業上ノ取扱	西平山町	五〇、〇〇〇
丸龜水産株式會社	海産物委託販賣	西平山町	五〇、〇〇〇
衣服蒲團株式會社	古衣賣買	本町	五〇、〇〇〇
丸龜團扇株式會社	團扇製造販賣	鹽飽	四四、〇〇〇
丸龜鹽田株式會社	鹽田卸付加地子收得	西平山町	四〇、〇〇〇
讃岐製袋株式會社	和洋紙袋製造	西平山町	四〇、〇〇〇
鹽屋團扇合資會社	團扇骨製造	鹽屋	三二、五〇〇
丸龜無盡株式會社	無盡業	西平山町	三〇、〇〇〇
丸龜葬儀株式會社	葬儀謄負業	宗古町	三〇、〇〇〇
丸龜印刷合資會社	團扇地紙製造	鹽屋	二六、〇〇〇
讃岐木材合資會社	材木賣買	地方	一三、〇〇〇
合資會社多田商店	古銅鐵屑物賣買	魚屋町	一〇、〇〇〇
山ノ川合資會社	酒類販賣	米屋町	一〇、〇〇〇
丸龜製酢株式會社	生酢製造	土居	一〇、〇〇〇

移出		移入	
品名	数量	品名	数量
白米	一〇、八五五石	雜穀類	一〇、二七七石
玄米	二六、三〇五	柑橋	一四、五〇〇
麥	一三、二七六	生魚	三九〇、〇〇〇
牛	四二八頭	干魚	四九五、六五八
足卷眞田	一五七、四七〇打	海草	一六四、一四七
襪	四、二六一貫	木材	一八、九五〇
漆	八、三六二樽	木炭	一七三、三〇五
染料	一、八〇〇、〇〇〇斤	石炭	一六一、七四五
吹扇骨	一、七七一、六三三枚	石油	一一、三三〇
團扇	三、四四〇カゴ	紡績綿絲	三、六二六貫
メリケン粉	一七、〇〇〇	莫大小	二、三九九打
食料品	...	清酒	二、七七八樽
粘土	八、一九一、三七五	其他酒類	...

鈕	四一、八〇〇	四二、五〇〇	下津井、大阪	砂糖	四一、〇七〇	大
砂	三九、三九	三九、三九	下津井、味野	素麵	三九、三九	播洲、三島、小豆
小	二、〇五六	三九、〇三〇	大阪、八幡濱	藥品類	二、〇五六	大
小	八〇〇	二四、八〇〇	田ノ口、下津井	其他藥品類	八〇〇	大
加工木材板	二、八二三	二、三五九	土庄、下津井	蠟	二、八二三	大
蕙	七二、〇〇〇	二、三〇〇	大阪、倉敷	植物肥料	七二、〇〇〇	洞山、神戸
扇子及團扇	四三、三三	二、八〇〇	大阪、神戸	人造肥料	四三、三三	兵庫、大阪
干魚	三七、四九一	一七、一九七	神戸、味野	漆器	三七、四九一	兵庫、小串、大阪
空壇	九、三六〇	一六、四四五	大阪、大里	和紙	九、三六〇	紀州、大阪
革類	三七〇	一四、八〇〇	大阪、尾道	其他和洋紙	三七〇	大阪、伊豫
醬油	七三九	一四、七八〇	大阪、宇野	器	七三九	大阪、玉島
板類	二、七六〇	一三、二八一	坂出、多度津	鐵器	二、七六〇	大阪、下津井
煉瓦、瓦	二六九、六八六	二、八九二	尾道、鞆	米	二六九、六八六	大阪、下津井
其他	一	一七三、三二一		其他	一七三、三二一	堺、御影
計	五、六三七、一四	五、六三七、一四		計	五、六三七、一四	

魚市場、魚市場としては大正五年八月西平山町に丸龜水産株式會社が創立され最近大正十

年の賣上高は十八万六千六百餘圓に達して居る。
 公設市場 市設市場として瓦町及通町の二箇所開設されて居る瓦町(東)市場は大正九年九月通町(中)市場は大正八年一月の開設で瓦町(東)市場は開設以來一日平均三百二十一圓通町(中)市場は二百二十五圓平均の賣上高を示して居る。
 工業 最近の調査に依れば本市工業生産額は總額三百五萬八千圓で内主なるものは染料三百八萬圓酒三十七萬圓醬油十萬三千圓扇子及團扇十三萬三千圓全竹骨四十四萬五千圓木製品十一萬圓足袋十萬圓以五萬八千圓飴菓子九萬五千圓下駄六萬三千圓等で本市の工業專業戶數は千二百四十一戸就業人員は副業共に三千五百五十名である。
 本市大正十年調査に係る職工十人以上を使用する工場左の通り。

工場名稱	製品種類	所在地	工場名稱	製品種類	所在地
丸龜酒造株式會社	清酒	御供所町	日之出製硝社	硝子製造	濱町
大山團扇工場	團扇	瓦町	片桐乃木草履工場	乃木草履製造	地方
金山工場	團扇並團扇骨製造	鹽屋	竹内製綿土居工場	製綿	風袋町
丸龜煉瓦株式會社	手製赤煉瓦製造	津森	金子製綿所	同	中府
山西瓦工場	瓦・製	南村兩村	染料株式會社	黑色硫化染料	下金倉
おふく足袋工場	足袋製造	通町	大正印刷社	石版活版印刷	宗古町

丸龜市所在官公衙、新聞社、及著名の實業家旅館料理店左の通り

官公衙

- 丸龜稅務監督局 御供所町
- 丸龜郵便局 本町
- 丸龜警察署 丸龜區
- 丸龜市役所 地方
- 丸龜區裁判所 丸龜區
- 丸龜憲兵分遣所 南條町
- 丸龜聯隊區司令部 城內
- 步兵第十二聯隊 城內

新聞社

- 四國民報丸龜支局 通町
- 山陽新報出張所 風袋町
- 香川新報丸龜支局 通町

實業家 (イロハ順)

- | | | | | | |
|-------------|------------|-----|------------|----------|------|
| (池田屋) 高橋松太郎 | 吳服商 | 本町 | 入江開文舎 | 書籍教育品 | 鹽飽町 |
| 今井 庄七 | 今津屋 生魚商 | 宗古町 | 西川久太郎 | 美濃屋 醬油商 | 宗古町 |
| 小川 重吉 | 成羽堂菓子酒罐詰食料 | 通町 | 大久保治助 | 大村屋 材木精米 | 福島町 |
| 龜井長太郎 | 中屋 有價証券陶磁器 | 本町 | 買津屋 片山 徳次 | 雜貨商 | 通町 |
| 吉岡 源藏 | 岡屋 度量衡器紡績糸 | 本町 | 玉川樓 吉尾喜平次 | 旅館兼料理 | 土居 |
| 樽又 大川八十八 | 漆器嫁入道具 | 本町 | 都村 源吉 | 金物商 | 富屋町 |
| 樋尾石炭商 | 尾藤久太郎 石炭薪炭 | 濱町 | 宇田長兵衛 | 賣藥々種 | 通町 |
| 氏家 照一 | 賣藥藥種 | 地方 | やまとや 山口 葛次 | 旅館 | 西平山町 |
| 矢野 岩太 | 興行業 | 新町 | 松本 傳治 | 草津屋 荒物文具 | 本町 |

- | | | | | | |
|--------|------------|------|------------|---------|------|
| 松田 萬吉 | 時計商 | 本町 | (福島) 奥村 爲助 | 旅館肥料回漕 | 福島町 |
| 藤井忠太郎 | 酒造業 | 地方 | 藤田徳太郎 | 書籍商 | 風袋町 |
| 小谷岡右衛門 | 米穀商 | 宗古町 | 出口清治郎 | 製油業 | 鹽飽町 |
| 三谷助四郎 | 若松屋小間物 吳服商 | 通町 | 三谷 平吉 | 吉岡屋 足袋商 | 通町 |
| 鹽田保太郎 | 松崎屋 書籍商 | 富屋町 | 獅々友卯吉 | 米穀商 | 西平山町 |
| 白田大三郎 | 牛肉商 | 西平山町 | 平尾彌三郎 | 油善 材木商 | 濱町 |
| 森 喜平 | 砂糖商 | 米屋町 | | | |

【社 寺】 丸龜市に現在する神社は村社五、無格社十九、合計二十四社、寺院は天臺宗一眞言宗一三、淨土宗二、臨濟宗二、眞宗十六、日蓮宗四、合計三十八箇寺と境外佛堂が二である神社に就ては村社以上を掲記するに止める。

【神 社】 會下天滿神社(村社) 中府にあり菅公を奉祀す創祀年月は明かでないが宇多天皇の御宇仁和年間菅原道眞公當國の國司たりし時支廟を置き屢々出張して郷人の疾苦を問ひ給ひし舊跡で後年公の恩徳を敬慕して茲に祠を立て會下天滿宮と稱したと云ふ信徒多く賽者絶へない。

八十主神社(村社) 上金倉にあり祭神大國主大神外二神で昔し池の下に在つたが寛文四年九月今の地に移した。

天滿宮(村社) 塩屋に在り祭神菅原道眞公外八神を祀る津森、塩屋、今津の三村社で天徳三年八口市に創建天文十三年波越山に移し慶長七年今の地に移した。

八幡神社(村社) 下金倉に在り品陀和氣命外四神を合祀す慶長年間阿波櫛田村の住人遠山甚太夫の建立と稱せらる。

天神社(村社) 津森に在り天穗月命外十九神を祭る天正九年長曾我部亂入に際し社殿燒失今の地に移つたのである。

【寺院】 本行寺(葭町) 日蓮宗本隆寺末妙正山と號す僧玄了の開山萬治元年龍野より此地に移る寺内に儒者中清泉、武術家杉村宗義等の墓あり。

妙法寺(富屋町) 天台宗延曆寺末正因山實相院と號す元豐田郡坂本郷にあり日蓮宗であつたが文祿四年此地に移し延寶元年今の宗に改めた俳聖蕪村嘗て此寺に寓せしことあり其畫きし襖、屏風、軸物多く寺號を稱せずして丸龜の蕪村寺と云ふ。

法音寺(南條町) 淨土宗東山禪林寺海徳山攝取院と號す寺内に儒者三田義勝、井上通女俳人齊田五蕉等の墓あり。

宗泉寺(南條町) 日蓮宗妙顯寺末萬治三年十月僧日雄の開山寺内に儒者渡邊柳齊詩人尾池桐陽等の墓あり。

本照寺(同上) 日蓮宗本能寺末僧日意の開山寺内に醫家宮武器川の墓あり。

玄要寺(南條町) 禪宗臨濟派妙心寺末元近江國伊吹山下にあり佐々木家の菩提寺であつたが萬治年間京極高和侯移封に隨ひ當地に移つた寺内に學者の墓が多い。

壽覺院(南條町) 淨土宗智恩院末光明山無量寺と號す寛永の末年山崎公の創立である。

正玄寺(葭町) 眞宗元泉州堺にあり天台宗であつた寛永中山崎侯に從て此地に來り正保中改宗建立した。

直光寺(御供所) 直言宗仁和寺末日照山自在院と號す昔時空海岡田村に創建後ち燒失宇多津に再建慶長六年此地に移した。

寶津寺(瓦町) 禪開妙心寺末正眼國師の開祖で寶延中の創立である。

圓光寺(西平山町) 眞言宗仁和寺末北平山と號す元宇多津に在つたが慶長六年此地に移つた。

威徳寺(北平山町) 眞言宗仁和寺末摩尼珠山寶樹院と號す元宇多津より移つた。

修善寺(北平山町) 眞言宗仁和寺末吉祥院と號し元宇多津より移つた。

定福寺(西平山町) 眞言宗仁和寺末彌勤院と號し元宇多津より移つた。

大善院(北平山町) 眞言宗仁和寺末密嚴寺と號す。

專念寺(瓦町) 眞言宗本願寺末正壽の開山肥後天草に創建後山崎公に從ひ此地に移り城南に創立萬治中今の地に移る、

善龍寺(葭町) 眞宗東本願寺末琵琶湖山と號す東本願寺の出張所で俗に東御坊と稱す。

妙行寺(南條町) 日蓮宗高瀬大坊の末寺圓創山と號す開山は日貫と稱せられる、

淨通寺(宗古町) 眞宗興正寺末向陽山と號す慶長年中明了城南に創立山崎公の時農人町に移し寛保元年今の地に移る。

藥師院(富屋町) 眞言宗龜井山藥師院と號す往昔士人城山に一小宇を創建し後寛永十八年山崎家治公築城に當り今の兵營西北の方へ移し以後再三移轉現今に至る。弘聖寺(富屋町) 眞言宗鹽飽島正覺院末如意山と號す萬治元年高野山小坂坊の再建なりと稱せらる。

善照寺(富屋町) 眞宗西本願寺末慧日山採華院と號す昔眞言宗にて七箇村に在つたが中府村に移し其後山崎公の時教雲なる者今の宗に改め此地に移した。

眞相寺(塩屋) 眞宗本願寺末天保十四年七月眞教開基本願寺別院役寺。

顯正庵(土居) 眞言宗高野派金剛峯寺末藤井山清淨山と號す享保十七年高旭の創立なり。

光善寺(津森) 眞宗興正寺末光明山と號す初め光善坊と云ひ草庵を本村田中に結ぶ後三世善宗坊に至り寛文五年寺號を立てた。

遍照寺(鹽屋) 眞言宗仁和寺末享保二年八月戒院なる者創立。

正宗寺(鹽屋) 眞宗本願寺末元光明庵と云ふ天保十四年法群開基。

東坊(上金倉) 眞宗西本願寺末無量山と號す舊西方寺と號する眞言宗であつたが賢永なる者今の宗改めた。

圓龍寺(上金倉) 眞宗興正寺末金顯山と號す舊智淨院と號し天台宗であつたが寛永十二年今の宗に改めた。

念宗寺(上金倉) 眞宗興正寺末光林山と號す舊光林坊と稱したが寛永十四年寺號を立てた

光明寺(上金倉) 眞宗興正寺末瑞惠山と號す由諸不詳。

西教寺(上金倉) 眞宗本願寺末金剛山堅因院と號す永正八年玄勝の開基である。

德行寺(下金倉) 眞宗西本願寺末無量山と號す昔時堀江村に有たが承應年間此地に移つた

塩屋御坊(塩屋) 西讚の大伽藍で眞宗西派の輪番所である元文以前教法寺と稱し村民の菩提所であつたが住僧死亡後西門主に收め享保十九年三月改築して別院とした、役寺教覺寺は境内にある。

西山寺(福島町) 眞言宗金剛峯寺末由緒不明。

九品院(土居) 眞言宗善通寺末創立年月不詳中古衰微せしを天文五年再興したと云ふ。

教覺寺(塩屋) 眞宗本願寺末寶曆六年十一月建立本願寺別院役寺である。

【人物】 丸龜の人物として勤王學士高僧孝子烈女勇士など四十名餘あるが主なるものを概記するに止める。

岩村南里 諱秩字大猷、南里又辣庵と號す通稱半右衛門考諱親房と云ふ幼より靈慧年十三

中井竹山の門に遊ぶ翁一見神童と目した、文化元年東遊し尾藤二洲の塾に學び後歸國正明

館の教授傍ら儒者郡奉行、寺社奉行、政事加談等の職に歷仕天保十三年八月享年五十九歳

で歿した私諡して明哲先生と云ふ墓は法音寺にある。

土肥大作 實光幼名猪太郎大作と稱し字猛輝詩香又甲山と號した、實光は其諱である天保

八年九月丸龜鷹匠町の邸に生れた天性濶達慷慨の氣節あり安政四年三月昌平校に入り同六

年

年藩に歸り屢々京阪に往來長土二藩の志士と交り尊攘の爲めに藩論を振起した明治二年十月九日龜藩大參事に任じ五年正月新治縣參事に轉任したが同年五月二十四日夜半尿腹して歿した世人其故を知らず享年六十六。

士肥七助 實忠舊丸龜藩士士肥正助實坦の次男で幼名榮造又庄治諱は實忠、脱藩後自ら七助と稱した天保十四年正月生れ弱冠播州に遊學歸つて四國諸藩に遊び研學した性剛膽武技に長す、元治以降四方の志士と交り尊王倒幕の爲めに計畫する處があつたが慶應元年七郷の筑前に走るを送り後其終る所不明である。

里也 丸龜藩主京極氏の輕卒尾崎幸右衛門の女で元祿の頃岩淵傳内と稱する者幸右衛門の妻に懸想し遂に幸右衛門を殺害逃亡した、里也江戸に往き永井源助の家に仕へ武藝を學び後遂に傳内の在家を搜り父の仇を報した、後藩主は里也を擧げて女公子に屬し永井と改め後永井の局と稱へた。

尾池桐陽 諱は槃字は寬翁初め左膳と稱した後桐陽と改め醫を業とした幼より學を嗜み中井竹山の門に入り經史を學び特に詩學に長した其著に桐陽詩鈔あり、天保五年七月二十二日七十歳で歿した。

尾池松灣 (享平) 諱は世璠字は玉民、松灣と號した別號梅隱舍、藩醫尾池桐陽の二子で作詩に長し晩年中島棕隱と唱和し單の韻を疊用し七言律詩百三十首を賦した、著書數卷あり慶應三年九月七十八歳で歿した。

尾崎理左衛門 諱は正漸字は伯鴻、車舟と號した幼にして穎悟、學經史を兼ね傍ら詩文を好んだ勘定奉行寺社奉行等に累遷し維新の際舊政に參與功勞が多かつたが明治三年七月歿した享年七十八歳。

大塚八郎左衛門 諱は長敏字は修甫、梅里と號し晩年夢鶴齋と稱した經史詩文に通じ正明館助教、郡奉行、寺社奉行、勘定奉行等に歷仕し明治二年丸龜藩大參事に任せられ同八年九月享年七十三歳で歿した。

渡邊半八 諱は浩、字は以直、柳齋と號し高松藩士荒井武太夫の家に生れ後丸龜藩士渡邊包雅の養子となる、幼にして稻葉默齋に従ひ後中井竹山の門に遊び業成り寛政六年八月正明館の教授兼侍講と爲る文政七年享年六十二歳で没した遺著に道體論がある。

勝田良延 字を子壽と稱し號を五嶽と云ふ通稱は初め九八郎後精兵衛と改めた享保二年丸龜藩士の家に生れ文武に通したが天明四年正月六十八歳で歿した、遺著に二考錄、五嶽集傷寒論、古義解、明詩礎等がある。

加藤梅崖 (俊治) 諱は毅、字は士戩梅崖と號した丸龜藩の儒家天保二年十月享年六十三歳で歿した遺著に南雲、搜芳錄、巡封陽秋、及文集などがある。

中村正藏 諱は桑、字は子楡、醒軒と號し後三蕉と改めた弱冠九州に遊び龜井昭陽及帆足愚亭の門に入り嘉永二年藩學正明館の儒員となり安政三年昌平費に入り研學文久三年侍講となり正明館教授を兼ねた二十一年私塾を開き漢學を教授したが同年八月七十八歳で歿し